

令和5年7月定例会

(2023年)

市議会議案

吹田市

議事番号	事 件 名	議案書 ページ	参考資料 ページ
報告第26号	損害賠償額の決定に関する専決処分について	5	-
報告第27号	地方独立行政法人市立吹田市民病院の経営状況について	7	-
報告第28号	債権の放棄について	173	-
議案第66号	吹田市積立基金条例の一部を改正する条例の制定について	213	5
議案第67号	吹田市立こども発達支援センター条例等の一部を改正する条例の制定について	215	7
議案第68号	吹田市火災予防条例の一部を改正する条例の制定について	217	11
議案第69号	(仮称)山田認定こども園建設工事(建築工事)請負契約の締結について	221	15
議案第70号	(仮称)山田認定こども園建設工事(電気設備工事)請負契約の締結について	223	31
議案第71号	資源循環エネルギーセンター2号ボイラー3次過熱器整備請負契約の締結について	225	39
議案第72号	吹田市吹三地区公民館及び吹田市吹三地区高齢者いこいの間建設工事(建築工事)請負契約の締結について	227	47
議案第73号	教育用Windows端末(GIGAスクール構想対応)追加購入契約の締結について	229	59
議案第74号	吹田市南消防署南正雀出張所建設工事(建築工事)請負契約の一部変更について	231	65
議案第75号	令和5年度吹田市一般会計補正予算(第4号)	233	67
議案第76号	令和5年度吹田市国民健康保険特別会計補正予算(第1号)	251	105
議案第77号	令和5年度吹田市後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)	261	105

損害賠償額の決定に関する専決処分について

市長の専決処分事項指定の議決に基づき次のとおり専決処分したので、地方自治法第180条第2項の規定により報告します。

令和5年7月12日

吹田市長 後藤 圭二

専決処分 年月日	損害賠償額 及び相手方	事 故 の 概 要
令和5年 6月19日	37,510円 吹田市五月が丘西1 番A-1210号 ワンファット・ワー クス株式会社 代表取締役 赤木 一太	令和5年3月15日午前8時40分頃、土木部総務交通室職員運転の普通乗用車が、佐竹台小学校北側の吹田市佐竹台4丁目12番地先の信号のない丁字交差点において、優先道路の直進路を東から西へ走行していたところ、同交差点に北から西へ右折進入しようとした相手方法人所有の軽乗用車と接触し、同車が損傷したものです。

報告第27号

地方独立行政法人市立吹田市民病院の経営状況について

地方独立行政法人市立吹田市民病院の経営状況について、地方自治法第243条の3第2項の規定により報告します。

令和5年7月12日

吹田市長 後藤圭二

地方独立行政法人市立吹田市民病院 令和5年度年度計画

第1 年度計画の期間

令和5年（2023年）4月1日から令和6年（2024年）3月31日までとする。

第2 市民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置

1 大阪府地域医療構想を踏まえて果たすべき役割

(1) 大阪府地域医療構想の概要

当院が位置する豊能構想区域は、国立循環器病研究センター、大阪大学医学部附属病院、市立病院4施設など、国公立及び公的な大規模病院が多く存在するという特徴を有する。

本構想区域内の各病院及び有床診療所から報告された令和3年度（2021年度）の病床機能報告制度の報告数と、2025年の必要病床数を比較すると、急性期機能は需給が均衡しているが、依然、回復期機能は不足している。地域の限られた医療資源を有効活用し、必要なサービスを引き続き確保できるよう、病床機能の分化及び連携を推進していく必要がある。

また、本構想区域における在宅医療等医療需要についても今後増加が見込まれている。その需要に対応するため、吹田市（以下「市」という。）が構築する地域包括ケアシステムの一翼を担うことで、住み慣れた地域で安心して暮らせる地域づくりに寄与することが求められている。

(2) 当院が果たすべき役割

ア 基本的な考え方

当院は、これまで地域の中核病院として、急性期医療の提供を中心に役割を果たしてきた。

また、国立循環器病研究センターとの連携を図る中で、複合的疾患及び合併症を持った患者を受け入れる必要があることなど、総合病院として急性期医療への需要がより高まっている。

そうした状況のもと、当院は地域の医療機関との機能分担・連携を図りつつ、地域の診療所や民間病院等では対応できない入院・手術を中心とした急性期医療を提供し、総合病院としてより多様な医療需要に対応していく。それに加えて、数多くの病院が近接するとともに、今後も人口が増加するという本市及び豊能医療圏の特殊性も踏まえ、不足する回復期機能への対応を図るとともに、高齢化の進展に伴い求められる在宅医療への支援を積極的に行っていく。

イ 不足する病床機能への対応

大阪府地域医療構想において不足するとされている回復期病床については、回復期リハビリテーション病床の活用により、在宅復帰に向けた医療やリハビリテーションを引き続き提

(1)

(2)
8

供する。

また、今後見込まれる医療機能のニーズや大阪府地域医療構想に係る豊能医療・病床懇話会等における議論の内容、民間の医療機関における転換の状況、当院の経営状況などを踏まえ、病床機能の転換について検討し、医療機能の見直しにあたっては市民の理解が得られるよう取組を行う。

ウ 在宅医療への支援

在宅医療の充実に向けた支援として、患者支援センターの活用により、在宅医療に係る関係機関との円滑な連携による入退院支援を行う。また、在宅療養者の病状が急変した際の一時的な受入れを行うなどの在宅医療の後方支援を積極的に行うとともに、在宅療養後方支援病院の施設基準を取得する。あわせて、医療・看護、介護・福祉のサービスが切れ目なく提供されるよう、地域医療ネットワークの連携を強化する。

2 市立病院として担うべき医療

(1) 総論

当院は地域医療の中核的な役割を果たすために、地域の医療機関だけでは対応が困難な症例に対して、良質かつ高度な医療を提供する。特に、高齢化の進展に伴い今後増加が想定される疾患のうち、がん疾患、整形外科系疾患及び呼吸器系疾患への対応については重点的に取り組む。

また、大阪府医療計画においては5疾病（がん、脳血管疾患、心血管疾患、糖尿病、精神疾患）4事業（救急医療、災害医療、周産期医療、小児医療）及び在宅医療の推進が求められている。地域医療支援病院として他の医療機関との連携の下、質の高い医療を提供するとともに、次期医療計画での「新興感染症等の感染拡大時における医療」の追加が予定されている感染症医療も含めて、不採算医療をはじめとした政策医療についても市立病院として実施することでその役割を果たす。

さらに、在宅医療の充実に向けて、早期に住み慣れた地域で療養や生活を継続できるよう、吹田市が構築する地域包括ケアシステムの一翼を担い、介護・福祉関係機関との情報共有や調整を十分に図ることで、適切な退院支援や在宅療養者の急変時の受入れ等を行う。

(2) 救急医療

ア 二次救急医療機関としての円滑な救急応需体制の維持・確保

(ア) 二次救急医療機関として、地域の医療機関及び三次救急医療機関との連携及び役割分担の下、24時間365日の受入体制を引き続き確保することにより、地域で必要とされる救急医療を提供する。

(イ) 救急病床を含め必要な病床を常時確保し、消防と連携を取りながら二次救急病院として

(2)

(3)
9

入院の受入れを適切に行う。

(ウ) 受け入れた救急患者について迅速に適切な診療科で対応するため、救急科部長を中心に円滑な受入れを進める。

【目標指標】

項目	令和3年度実績	令和5年度目標
時間外救急車搬送受入率	54.8%	80.0%
救急車搬送受入件数	2,544件	4,280件
(時間内)	950件	1,400件
(時間外)	1,594件	2,880件

【関連指標 (※)】

項目	令和3年度実績
救急搬送入院件数	896件

(※) 目標指標以外の事業評価における重要な数値 (以下同様)

イ 初期救急医療における機能分担・連携

地域の医療機関との連携推進やかかりつけ医定着の促進について、ホームページや広報誌等での情報発信を通じ啓発を行うことで、初期救急医療における機能分担を図る。

(3) 小児医療・周産期医療

ア 小児医療

小児救急医療については、豊能広域こども急病センターの後送病院として、輪番制による豊能医療圏全体の二次救急受入れの役割を担うほか、地域の診療所と連携し、入院機能など必要とされる役割を果たす。

【関連指標】

項目	令和3年度実績
小児科患者数 (入院)	4,140人
小児科患者数 (外来)	9,265人
小児救急搬送患者数	442人
うち小児救急入院患者数	198人

イ 周産期医療

通常分娩においては、安全・快適な環境での分娩を進めるとともに、産後ケアや育児相談など、出産後のケアも引き続き行っていく。また、周産期緊急医療体制の参加病院として、合併症をもった妊婦など中程度のリスクのある分娩までを対応する。また、高度機能が必要

(3)

(4)
10

なハイリスク分娩等は、地域の周産期母子医療センターと連携を推進し、安心安全な周産期医療体制を引き続き確保する。

【関連指標】

項目	令和3年度実績
分娩件数	312件
うち産科合併症や既往をもった妊婦分娩件数	89件

(4) 災害医療

ア 災害時の医療体制の整備

(ア) 災害時の医療体制を確保するために、大地震などの大規模な自然災害に対する訓練を実施し、院外で開催される災害対策訓練及び災害医療研修へ積極的に参加する。また、当院の重要インフラである電子カルテへのサイバー攻撃に対しては、定期的に保存したバックアップデータを遠隔地に保管する。

(イ) 災害発生時に備え、設備の点検や物資の確保を進める。また、当院の業務継続計画（BCP）やマニュアルを訓練及び研修で得た改良点を反映して見直しを図るとともに、情報システム運用継続計画（IT-BCP）の作成に向けて情報収集を行う。

【関連指標】

項目	令和3年度実績
災害訓練回数	1回
災害訓練参加人数	85人
災害医療院外研修参加回数	2回

イ 市及び地域の医療機関との連携体制

災害時には、地域の医療機関と連携し、適切な医療を提供するとともに、災害状況により可能である場合は、現地医療救護班の派遣等の医療救護活動を実施する。

(5) 感染症医療

感染症法等の改正により、公立医療機関等に対して感染症発生・まん延時に担うべき医療提供が義務づけられることをふまえ、平時から関係機関と連携を図るとともに、感染症患者の受入れに必要な院内環境の整備及び感染対策に必要な医療材料の備蓄を図る。また、職員や地域に対して予防講座を実施するとともに適宜院内感染対策マニュアルの改定を行う。

新型コロナウイルス感染症については、5類感染症に見直す国の方針をふまえ、関係機関と連携・協力し、引き続き一般の医療提供体制を確保しながら患者の受入れ等ができる診療体制

(4)

の整備を行う。

【関連指標】

項目	令和3年度実績
職員や施設等に対する予防講座開催回数	19回

(6) がん医療

ア 大阪府がん診療拠点病院としてのがん診療体制の整備

- (ア) 大阪府がん診療拠点病院として、がんの診断検査から手術、化学療法等の薬物療法、放射線治療を組み合わせた集学的治療を推進する。また、腹腔鏡や手術支援ロボットを使用した低侵襲の手術を推進する。
- (イ) 開業医訪問を行う等してがん診療地域連携パスの連携医療機関数を増やすことに加え、院内での周知機会を設けることでパスの活用を進めていく。
- (ウ) 多職種からなる体制の下、がんのリハビリテーションの推進、がん相談支援センターでのがん患者に対する相談支援、がんに関する情報提供、症状緩和に向けた緩和ケアの介入を積極的に実施するとともに、緩和ケア研修会を開催することで緩和ケアの充実を図る。

【目標指標】

項目	令和3年度実績	令和5年度目標
がん入院患者件数	2,772件	2,570件
外来化学療法件数	3,771件	3,440件
放射線治療患者数	254人	244人
がん手術件数	890件	840件
がん診療地域連携パス実施件数	23件	40件

【関連指標】

項目	令和3年度実績
がん患者リハビリテーション単位数(※)	2,709単位
がん相談件数	759件
緩和ケアチーム介入件数	158件

(※) 単位数とは、20分を1単位とするリハビリテーションの実施数(以下同様)

イ がん予防医療の取組

- (ア) 市が実施する各種がん検診に積極的に協力し、がん予防医療に取り組む。
- (イ) がん予防の啓発の取り組みとして、当院が発行する病院だより等の広報誌及びホームページ上にがん検診やがん診療に関する情報を定期的に掲載する。

(5)

【関連指標】

項目	令和3年度実績
がん検診受診者数	1,473人

(7) リハビリテーション医療

ア 回復期リハビリテーション病棟を活用した在宅復帰への支援

整形外科疾患や脳出血、脳梗塞発症早期といった急性期のリハビリテーション医療を実施するとともに、回復期リハビリテーション病床においては365日のリハビリテーション実施体制の下、ADL向上に効果的なリハビリテーションを提供し、在宅復帰の支援を行う。

イ 高齢者の増加に伴う疾患への対応

今後増加することが想定される、がん患者や呼吸器疾患患者の運動機能低下を予防・改善するリハビリテーションの提供に取り組む。

【目標指標】

項目	令和3年度実績	令和5年度目標
回復期リハビリテーション病棟病床利用率	84.0%	95.0%
回復期リハビリテーション病棟在宅復帰率	94.7%	80.0%

【関連指標】

項目	令和3年度実績
早期リハビリテーション単位数	55,029単位
総リハビリテーション実施単位数	136,538単位
がん患者リハビリテーション単位数（再掲）	2,709単位
呼吸器リハビリテーション単位数	2,710単位
脳血管疾患等リハビリテーション単位数	63,786単位
運動器リハビリテーション単位数	59,558単位
廃用症候群リハビリテーション単位数	7,775単位

(8) 難病に関する医療

難病指定医療機関及び大阪府難病医療協力病院として、患者が安心して療養を継続できるよう、難病に関する専門的治療を提供する。また、他の医療機関や保健所等の関係機関と連携・協力し、「働き方相談会」を開催するとともに、相談員の就労支援に関するスキルアップ研修を受ける等、難病患者への支援に取り組む。

(6)

【関連指標】

項目	令和3年度実績
臨床調査個人票作成数	622件
保健所等が開催する相談会等への協力・参加件数	1件

3 安心安全で患者満足度の高い医療の提供

(1) 安心安全な医療の提供

ア 医療の安全管理体制の確保

(ア) 医療安全管理委員会等を毎月開催し、インシデント・アクシデント事例の報告を行い、再発防止策について検討するとともに、患者への影響度が高い事案については症例検討会を開催し、今後の事故防止に努める。また、医療安全に関する研修を行うことで安全に対する意識の向上を図る。

(イ) ICT ラウンド及び抗菌薬適正使用ラウンドを毎週実施し、感染症治療、抗菌薬適正使用状況及び感染防止策を評価する。また、評価結果をフィードバックし、感染対策の推進及び薬剤耐性菌出現の抑止に努める。

【関連指標】

項目	令和3年度実績
医療安全管理委員会開催回数	12回
インシデント・アクシデント報告のうち医師が行った割合	7.5%
症例検討会開催回数	2回

イ 医療安全対策の徹底

(ア) 昨年度の病院機能評価認定更新時に、患者の安全確保に向けて助言された内容について検討し、安心安全な医療の提供と業務改善に取り組む。

(イ) 医療安全に関する情報を提供するため、院内ネットワークに定期的に「医療安全新聞」を掲載し、意識向上に努める。また、患者に安心安全な医療を提供できるよう、職員に対して医療安全・院内感染防止対策に関する研修やeラーニングを実施するとともに、院外での研修に積極的に参加し、意識の向上を図る。

【関連指標】

項目	令和3年度実績
医療安全・感染管理に関する研修開催回数	26回
医療安全関係院外研修参加件数	19件

(7)

(2) チーム医療の充実

ア チーム医療の仕組みを活用した質の高い診療・ケアの提供

医療の質と安全性を高めるため、認知症ケアチームや栄養サポートチームをはじめとした各専門チームの介入など、多職種協働によるアプローチから円滑で質の高い診療・ケアを提供する。

イ チーム医療の質の向上

多職種からなる専門性の高いスタッフによるミーティングやラウンド等を通じて、課題の把握及び共有に努め、チーム医療の質の向上を図る。

【関連指標】

項目	令和3年度実績
認知症ケアチーム介入件数	408件
栄養サポートチーム介入件数	656件

(3) コンプライアンスの徹底

ア 内部統制体制の整備

関係法令遵守について周知し職員の意識向上に努めるとともに、内部統制については、業務実施の障害となる要因を事前に分析及び評価したリスクへの適切な対応を行う。また、監事や会計監査人による監査結果を踏まえ、業務の適正化を図る。

イ 個人情報管理の徹底

個人情報保護に関する研修やマイナンバーカードの取扱いに関する研修を実施するとともにセルフチェックシートによる自己点検を行い、個人情報取扱いについて職員の意識向上を図る。また、セキュリティポリシーに基づいたセキュリティ対策について、全職員を対象に定期的に注意喚起を行う。

(4) 患者サービスの向上

ア 患者の視点に立ったサービスの提供

(ア) 患者満足度調査や声の箱などに寄せられた意見を活用し患者ニーズの的確な把握に努め、患者サービスを改善する。

(イ) 障がいの有無など患者や家族の事情に寄り添った対応をするため、接遇研修を実施し、状況に応じた丁寧な接遇を行うよう、職員の意識向上を図る。

(ウ) かかりつけ医との機能分担・連携の推進の観点から、かかりつけ医への逆紹介や外来予約を推進するなどして待ち時間の短縮に努める。

【関連指標】

項目	令和3年度実績
声の箱投書件数	116件
患者満足度調査結果	1回実施 回答数 337件

イ 患者に寄り添ったサービスの提供

説明手順に沿った標準的で分かりやすく質の高いインフォームド・コンセントを実施するとともに、セカンド・オピニオンについては積極的に推進し、当院への依頼だけでなく他院への希望についても丁寧に対応することで、患者に選ばれる病院を目指す。

【関連指標】

項目	令和3年度実績
セカンド・オピニオン対応件数	4件

ウ 院内ボランティア活動への支援

ボランティアが活動しやすい環境を引き続き維持するとともに、積極的な受け入れに努め、患者サービスの向上を図る。

【関連指標】

項目	令和3年度実績
ボランティア登録人数	61人

4 本市の地域包括ケアシステムの構築に貢献する地域完結型医療の体制づくり

(1) 地域の医療機関（かかりつけ医等）との機能分担・連携

ア 紹介・逆紹介の徹底及び在宅医療の支援

(ア) 地域医療支援病院として、地域の医療機関との情報共有システムを活用した連携を拡大させるとともに、登録医制度や地域連携パスの活用により、病病・病診連携をより一層活性化させる。また、紹介患者の当日受入れにおいて、直接医師に確認する運用をさらに進めることで紹介患者をスムーズに受け入れるとともに、かかりつけ医マップや地域連携パスを活用する等、早期に逆紹介を行う。

(イ) 在宅療養者が急変した際には積極的に受け入れ、急性期治療が終われば在宅へ移行するよう地域の関係機関と連携を図る。

【目標指標】

項目	令和3年度実績	令和5年度目標
紹介件数	17,181件	20,330件

(9)

逆紹介件数	12,005 件	15,820 件
紹介率	72.1%	72.0%
逆紹介率	70.0%	66.0%
地域連携パス実施件数	120 件	125 件

【関連指標】

項目	令和3年度実績
登録医数	427 件

イ かかりつけ医定着に関する啓発

市民公開講座、ホームページ、広報紙等、様々な機会を捉えてかかりつけ医の役割やその必要性に関する啓発を行う。また、啓発ポスターや登録医マップを院内各所に掲示することで、病院を訪れた方が気軽にかかりつけ医を探しやすいように工夫する。

(2) 在宅医療の充実に向けた支援

ア 退院支援

(ア) 在宅医療の充実に向けて、早期に住み慣れた地域で療養や生活を継続できるよう、診療所や訪問看護ステーション、居宅介護支援事業所などの在宅医療及び介護・福祉関係機関と情報共有や調整を十分に図り、円滑な退院支援を行う。

(イ) 主治医、看護師、リハビリ医療従事者など、患者に関わる全ての職種の役割分担の下、退院時に入院患者の在宅医療への移行が円滑に進むよう入院前から面談を実施し、多職種カンファレンスなどを行いながら、チーム医療として患者・家族の意向に沿った退院支援を行う。

【関連指標】

項目	令和3年度実績
退院支援件数	2,995 件
医療相談件数	11,256 件
介護支援連携件数	59 件

イ 在宅療養者の急変時の受入れ

今後増加することが見込まれる在宅医療ニーズに対応するため、在宅療養者の病状が急変した際には、円滑な受入れを実施することで、在宅医療の後方支援を図るとともに、在宅療養後方支援病院の施設基準を取得する。

【関連指標】

項目	令和3年度実績
当日入院件数（紹介）	1,062件

ウ 地域医療ネットワークの連携強化

在宅ケアネットや吹田呼吸ケアを考える会をはじめとした取組を主体的に実施するとともに、切れ目のない医療・介護・福祉サービスが提供できるよう地域の診療所や訪問看護ステーション、居宅介護支援事業所などと専門領域での症例検討や意見交換を行うことで地域医療ネットワークの連携強化を図り、地域の医療水準の向上に努める。

【関連指標】

項目	令和3年度実績
地域医療ネットワーク会合開催数	1回

(3) 地域医療への貢献等

地域の医療従事者を対象とした研修を開催するとともに、地域の診療所等を支援するために施設や設備等の共同利用を推進することで、地域医療の質の向上を図る。

【目標指標】

項目	令和3年度実績	令和5年度目標
地域の医療従事者へ向けた研修会開催回数	7回	24回
地域の医療従事者へ向けた研修会外部参加人数	239人	360人
共同利用を行った件数	2,945件	3,840件

(4) 福祉保健施策への協力・連携

ア 障がい者（児）歯科診療の実施

一般歯科医院に受診できない障がい者（児）に対しての歯科診療を引き続き行う。

【関連指標】

項目	令和3年度実績
障がい者歯科患者数	1,669人

イ 小児科診療における協力・連携

小児科（小児神経専門医）医師によるこども発達支援センター（わかたけ園）への往診や装具の更新、また児童発達支援事業の療育相談や会議への参加を引き続き行う。

5 健都における総合病院としての役割

(1) 国立循環器病研究センターとの機能分担・連携

ア 診療における連携

(ア) 循環器系疾患に係る高度急性期の患者は国立循環器病研究センターにて受け入れ、高度急性期を脱した患者や消化管出血等の複合的な疾患を有する患者については当院の総合病院としての機能を活かして受け入れる。

(イ) 総合病院としての機能を活かし、国立循環器病研究センターからの依頼に基づいて往診やコンサルを行うとともに、手術時等、必要に応じて国立循環器病研究センターからの往診を求め、医師の連携を進めていく。

(ウ) リハビリテーション医療における連携として、特定機能病院である国立循環器病研究センターから、地域の医療機関では受け入れが困難な複合的な疾患を有する脳血管障害患者を回復期リハビリテーション病棟で積極的に受け入れる。

【関連指標】

項目	令和3年度実績
国立循環器病研究センターからの紹介件数	832件
国立循環器病研究センターへの紹介件数	697件

イ その他の連携

(ア) 医療従事者のスキルアップや連携推進のため、国立循環器病研究センターとの連携会議を実施するとともに、両施設がそれぞれ主催するセミナーや勉強会、カンファレンスへの出席により、相互交流を推進する。

(イ) RI 検査、PET 検査、心筋負荷シンチ、内視鏡検査など、相互に医療検査機器の共同利用を行い、医療の効率化を図る。

(ウ) 電子カルテの相互閲覧等、情報通信技術（ICT）を活用した連携を推進する。

(エ) 国立循環器病研究センターが進めるデータヘルスの取組に対し、健都の一員として協力していく。

ウ 連携体制の周知

円滑な診療が図られるよう、総合病院としての当院の役割とともに、同センターとの機能分担や医療連携体制についても、ホームページ、広報紙等で市民や地域の診療所等に対して情報発信を行う。

(2) 他の健都内事業者等との連携した予防医療等に関する取組

ア 他の健都内事業者等との連携

健都2街区高齢者向けウェルネス住宅、健都イノベーションパーク進出企業、駅前複合施

(12)

設など、健都内事業者や市が進める事業に医療や健康づくりの観点から助言を行うなどの支援及び協力を行う。また、こうした「健康・医療のまちづくり」への支援・協力のノウハウを活かし、健都内のみならず市民の健康寿命の延伸に向けた取組に寄与することで、市民全体の福祉と健康の増進に貢献する。

イ 予防医療等に関する取組

当院主催の公開講座などで健康啓発や検診、介護予防、生活習慣病・循環器病予防をはじめとした疾病予防に関する講演会を開催するとともに、健都で構築が進む産学官民連携プラットフォームにおいて、市民の健康寿命の延伸に寄与する取組を実施する。

【関連指標】

項目	令和3年度実績
市民公開講座実施回数	1回

第3 業務運営の改善及び効率化に関する目標を達成するためとるべき措置

1 効果的・効率的な業務運営

ア 重点方針の共有及び目標達成に向けた取組

中期計画及び年度計画に基づき、病院としての重点方針を明確化したうえで、職員に取組の徹底を周知する。また、理事会や経営戦略会議において、毎月の収支及び資金状況の報告、病院の経営分析、計画の進捗状況管理を行うことなどにより、業務運営の改善を継続的に行う。さらに、診療科及び部門別ヒアリングにより、院内の課題の抽出とその解決策を協議し、目標達成に向けた取組を推進する。

イ 目標管理の徹底

診療科ごとに達成すべき目標値及びその達成に向けた方策について、理事長以下幹部職員自らが診療科及び部門別ヒアリングを実施する。進捗状況については、毎月の実績を経営戦略会議等で確認し、達成に向けた取組の実現を図る。また、複数診療科又は多職種にまたがるような案件については、各種院内委員会のほか、必要に応じてプロジェクトチームを設置し、課題の解決を図る。

ウ 経営改善に向けた取組

年度計画の目標の達成状況や毎月の経営指標については、電子カルテ上で職員が閲覧できるよう適宜公表する。また、事業報告書についても、できるだけ具体的な数値による報告に努め、職員に周知する。そうした取組により、中期目標及び中期計画の達成に向けた取組への意識付けを図り、職員が一丸となって経営改善に取り組む風土を醸成する。また、診療報酬請求業務において人工知能（AI）ツールの導入検討を行うとともに業務効率化を目的としたシステムの導入に向けて、事例収集を行い、導入するシステムの選定をする。

2 働きやすい職場環境の整備

(1) 働き方改革の推進

医師の時間外労働の短縮に向けて、定期的に時間外労働時間数を幹部職員に報告し、長時間の時間外労働の職員に幹部職員から指導を行い、意識付けを図る。

【関連指標】

項目	令和3年度実績
平均時間外労働時間数（医師）	46時間/月

(2) 人材の確保・養成

ア 人材の確保

院内保育やワークライフバランス委員会を継続実施し、職員が働きやすい環境を整備する。また、安定した病院運営に資するために診療情報管理士等の専門性の高い職員の人材確保・育成に努める。

職員が安定的に継続して勤務できる環境を整備すべく定年引上げ制度を導入する。

イ 医療従事者の質の向上と研修・指導体制の充実

(ア) 職員の研修等参加に係る費用や各種学会等の認定資格取得及び更新に係る費用の支援を引き続き行い、医療従事者の質の向上に努める。

(イ) 研修プログラムの充実のため、精神科の医師臨床研修に係る協力施設を3医療機関に拡充する。併せて、第三者評価の活用等により研修プログラムの充実を図り、研修医にとって魅力ある病院を目指す。

【目標指標】

項目	令和3年度実績	令和5年度目標
助産師看護師離職率	8.6%	全国平均以下

【関連指標】

項目	令和3年度実績
認定看護師数	12人
専門看護師数	1人
認定等資格更新支援件数	110件
医学生実習受入数	30人

(3) 人事給与制度

ア 職員給与の設定・運用

地方独立行政法人法に基づき、職員の給与は、当該職員の勤務成績、同一又は類似職種の職員給与、法人の業務実績などを考慮したうえで設定し、適切に運用する。

(14)

イ 人事評価制度の運用

職員の勤務成績や法人の業務実績に応じた、働きがいを実感でき、公平感のある人事給与制度とするため、令和4年度の試行をふまえ人事評価制度を導入する。

第4 財務内容の改善に関する目標を達成するためとるべき措置

1 経営基盤の確立

病院経営管理士等の資格を持った職員を確保するとともに、法人採用職員の管理職育成のためにジョブローテーションや病院経営に係る研修会等を実施する。また、確実にPDCAサイクルの目標管理を実行することに加え、経営コンサルタントや公認会計士の助言等を積極的に取り入れるなど、更なる経営改善を行い収益の確保と費用の節減を図り、経営基盤を確立する。救急医療などの政策医療や不採算医療については、市からの運営費負担金の下、確実に実施し、市立病院としての役割を果たす。

【目標指標】

項目	令和3年度実績	令和5年度目標
経常収支比率	110.4%	99.4%
医業収支比率	87.7%	94.1%

2 収益の確保と費用の節減

(1) 収益の確保

ア 収益の確保

二次救急医療機関として可能な限り救急患者を断ることなく受け入れることや、地域のかかりつけ医等からのスムーズな紹介患者の受入れを行うことなどにより、新入院患者を確保し、病床利用率の向上に努める。また、新たな施設基準取得や手術件数の確保などにより、診療単価の上昇に努め、収益の確保を図る。

【目標指標】

項目	令和3年度実績	令和5年度目標
病床利用率	72.1%	90.0%
入院患者数（1日当たり）	310.9人	387.7人
外来患者数（1日当たり）	883.9人	900.0人
入院診療単価	69,855円	65,600円
外来診療単価	19,809円	18,200円
新入院患者数	9,140人	10,860人
手術件数	3,602件	3,730件

【関連指標】

項目	令和3年度実績
平均在院日数	11.4日

イ 未収金の発生予防・早期回収

未収金発生予防対策として限度額適用認定証などを活用した窓口負担軽減に取り組む。また、未収金発生時には未収金回収マニュアルに基づき適切な対応を行い、早期回収に努める。

(2) 費用の節減

ア 主要な費用の数値目標の設定

医療の質及び患者サービスの向上並びに医療安全の確保に配慮のうえ、収益に応じた給与・経費・材料費の適正化を図る。

【目標指標】

項目	令和3年度実績	令和5年度目標
給与費比率	57.6%	54.0%
経費比率	15.6%	14.5%
材料費比率	29.3%	27.7%

イ 人件費・経費の適正化

(ア) 医療の質及び患者サービスの向上並びに医療安全の確保に配慮のうえ、院内委員会等の活用により業務内容に応じた人員配置を図るとともに労働生産性の向上に努める。また、職員数に見合った収益の確保や時間外勤務縮減に努めることで人件費の適正化を図る。

(イ) 消耗品の経費削減として、適正使用の意識づけを引き続き徹底し、安価な商品の提案や商品切り替え及び業者への価格交渉を行い、費用の節減を図る。また、光熱費の高騰を受けて、空調、照明など可能な限り電気・ガスの使用量を節減する方策を進める。職員に対する節電・節水の徹底については、常に意識できるように照明スイッチ及び蛇口付近に節電・節水を掲示する。

【目標指標】

項目	令和3年度実績	令和5年度目標
平均時間外労働時間数（全職員）	13時間/月	13時間/月

ウ 材料費の適正化

後発医薬品の積極的採用を引き続き行うとともに、SPD（院内物流管理システム）による在庫管理の適正化や職員への意識啓発などによる医療材料の効率的使用の徹底を図り、コスト

の縮減に努める。また、ベンチマークシステムを活用し、他施設価格と比較を行い、業者との価格交渉をすることで医薬品や医療材料の費用削減を図る。

【関連指標】

項目	令和3年度実績
後発医薬品数量シェア	90.3%

第5 その他業務運営に関する重要事項を達成するためとるべき措置

1 情報の提供

ア 特色ある診療内容の周知

病院だより、広報紙「ともに」による情報発信に加え、各診療科のパンフレットなどを作成し、医療連携を行う診療所等に設置するとともにホームページ等に掲載することで当院の特色ある診療内容を広く周知する。

イ 市民や患者に対する啓発・情報発信

ホームページにおいて、各診療科の特色や、検査や治療の流れを確認できるような動画や資料を掲載するなどの情報発信を行い、市民や患者に対して適切な利用の啓発に努める。また、ホームページの解析結果を当院職員へフィードバックし、広報に対する職員意識を高め、ホームページ内のコンテンツをより充実したものにしていく。

ウ 市民公開講座等の積極的な開催

Web 会議システムを利用した地域の医療関係者向けのセミナーを開催するとともに、市民公開講座等についても Web 開催と現地開催を併用し社会状況に合わせた開催を進めていく。

エ 法人の経営状況の公表

法人の経営状況について市民の理解を得られるよう、財務諸表や事業報告書などをホームページで公表する。

【関連指標】

項目	令和3年度実績
病院だより発行回数	3回
広報誌「ともに」発行回数	1回
市民公開講座開催回数（再掲）	1回
ホームページへのアクセス数	1,563,660件

2 環境に配慮した病院運営

ア 環境負荷の軽減・エネルギー消費量の抑制

引き続きビルエネルギー管理システム (BEMS) によって蓄積されたデータを基にエネルギーの消費量の抑制に努めるとともに、季節変化に応じたクールヒートピットの熱効率を考慮し

てエアコンを使用する。また、吹田市の電力調達システムに参画し再生可能エネルギー比率の高い電力を調達することで、環境負荷を抑える。

イ 環境配慮に対する職員意識の普及啓発

節電・節水等、普段から環境配慮に対する職員意識の普及啓発を行う目的で、引き続き使用量の前年同月の比較表を院内ポータルサイトに掲載する。

【関連指標】

項目	令和3年度実績
電気使用量	5,690,335kwh
ガス使用量	779,022 m ³
水道使用量	107,233 m ³

第6 予算、収支計画及び資金計画

1 予算

(単位：百万円)

区分	金額
収入	
営業収益	14,259
医業収益	13,685
運営費負担金収益	552
補助金等収益	21
その他営業収益	0
営業外収益	216
運営費負担金収益	89
その他営業外収益	126
臨時利益	0
資本収入	670
運営費負担金収益	670
長期借入金	0
その他資本収入	0
その他収入	0
計	15,145
支出	
営業費用	13,587
医業費用	12,621
給与費	6,741
材料費	4,144
経費	1,690
研究研修費	45
一般管理費	966
営業外費用	143
臨時損失	0
資本支出	1,432
建設改良費	231
償還金	1,201
その他資本支出	0
その他支出	0

計	15,162
---	--------

(注1) 計数は、端数をそれぞれ四捨五入しているため、合計で一致しないものがある。

(注2) 期間中の給与改定及び物価の変動は考慮していない。

2 収支計画

(単位：百万円)

区分	金額
収入の部	15,107
営業収益	14,899
医業収益	13,650
運営費負担金収益	1,066
補助金等収益	21
資産見返運営費負担金戻入	86
資産見返補助金等戻入	76
資産見返寄附金戻入	0
資産見返物品受贈額戻入	0
その他営業収益	0
営業外収益	208
運営費負担金収益	90
その他営業外収益	118
臨時利益	0
支出の部	15,200
営業費用	14,499
医業費用	13,357
給与費	6,867
材料費	3,780
経費	1,540
減価償却費	1,129
研究研修費	41
一般管理費	1,142
営業外費用	701
臨時損失	0
純損益	▲94
目的積立金取崩額	0
総利益	▲94

(注1) 計数は、端数をそれぞれ四捨五入しているため、合計で一致しないものがある。

(注2) 期間中の給与改定及び物価の変動は考慮していない。

3 資金計画

(単位：百万円)

区分	金額
資金収入	18,427
業務活動による収入	14,475
診療業務による収入	13,685
運営費負担金による収入	641
補助金等収入	56
その他の業務活動による収入	91
投資活動による収入	670
運営費負担金による収入	670
有形固定資産の売却による収入	0
その他の投資活動による収入	0
財務活動による収入	0
長期借入金による収入	0
その他の財務活動による収入	0
前年度からの繰越金	3,282
資金支出	18,427
業務活動による支出	13,729
給与費支出	7,222
材料費支出	4,144
その他の業務活動による支出	2,364
投資活動による支出	231
有形固定資産の取得による支出	231
その他の投資活動による支出	0
財務活動による支出	1,201
長期借入金の返済による支出	1,095
移行前地方債償還債務の償還による支出	106
その他の財務活動による支出	0
次年度への繰越金	3,266

(注1) 計数は、端数をそれぞれ四捨五入しているため、合計で一致しないものがある。

(注2) 期間中の給与改定及び物価の変動は考慮していない。

第7 短期借入金の限度額

1 限度額

1,200 百万円

2 想定される短期借入金の発生理由

- (1) 賞与の支給等による一時的な資金不足への対応
- (2) 予定外の退職者の発生に伴う退職手当の支給など偶発的な出費への対応

第8 出資等に係る不要財産又は出資等に係る不要財産となることが見込まれる財産の処分に関する計画

なし

第9 前記の財産以外の重要な財産を譲渡し、又は担保に供する計画

旧病院跡地について、市のまちづくりに配慮しつつ、売却に向けて必要な手続きを進める。

第10 剰余金の使途

決算において剰余金を生じた場合は、病院施設の整備、医療機器の購入、研修や教育など人材育成と能力開発の充実に充てる。

第11 吹田市地方独立行政法人法施行細則で定める業務運営に関する事項

1 施設及び設備に関する計画

(単位：百万円)

施設及び設備の内容	予定額	財源
医療機器等整備	231	自己資金等

事業報告書

令和4年度

(第9期事業年度)

自 令和4年4月1日

至 令和5年3月31日

地方独立行政法人市立吹田市民病院

目次

1	理事長によるメッセージ	1
2	法人の目的、業務内容	1
	(1) 法人の目的	
	(2) 業務内容	
3	法人の位置付け及び役割	2
	(1) 法人の位置付け	
	(2) 法人の役割	
4	中期目標の概要	3
5	理事長の理念や運営上の方針・戦略等	4
	(1) 理念	
	(2) 運営方針	
6	中期計画及び年度計画の概要	4
7	持続的に適正なサービスを提供するための源泉	6
	(1) ガバナンスの状況	
	(2) 役員等の状況	
	(3) 職員の状況	
	(4) 重要な施設等の整備等の状況	
	(5) 純資産の状況	
	(6) 財源の状況	
	(7) 社会及び環境への配慮等の状況	
8	業務運営上の課題・リスク及びその対応策	11
	(1) リスク管理の状況	
	(2) 業務運営上の課題・リスク及びその対応策の状況	
9	業績の適正な評価の前提情報	12
10	業務の成果と使用した資源との対比	13
	(1) 自己評価	
	(2) 当中期目標期間における設立団体による過年度の総合評定の状況	
11	予算と決算との対比	14
12	要約した財務諸表	15

13	財政状態、運営状況及びキャッシュ・フローの状況の理事長による説明情報	19
	(1) 貸借対照表	
	(2) 損益計算書	
	(3) 純資産変動計算書	
	(4) キャッシュ・フロー計算書	
	(5) 行政コスト計算書	
14	内部統制の運用に関する情報	20
15	法人の基本情報	21
	(1) 沿革	
	(2) 設立根拠法	
	(3) 設立団体	
	(4) 組織図（令和4年4月1日現在）	
	(5) 事務所の所在地	
	(6) 主要な特定関連会社、関連会社及び関連公益法人等の状況	
	(7) 主要な財務データの経年比較	
	(8) 翌事業年度に係る予算、収支計画及び資金計画	
16	参考情報	28
	(1) 要約した財務諸表の科目の説明	
	(2) その他公表資料等との関係の説明	

1 理事長によるメッセージ

地方独立行政法人市立吹田市民病院（以下、「当法人」という。）は大阪府がん診療拠点病院、地域医療支援病院の承認を受けており、病床数 431 床、29 診療科から成る地域の基幹病院として診療にあたっています。

平成 26 年 4 月に地方独立行政法人化しました。地方独立行政法人とは、公共上の見地から確実に実施が必要な事業で、民間が主体となった場合に必ずしも実施されないおそれがあるものを、効率的かつ効果的に行わせることを目的に地方公共団体が設立する法人です。医療を取り巻く環境が厳しくなる中、救急医療や小児・周産期医療、災害医療など民間の医療機関だけでは対応が難しい不採算医療や政策医療、またその地域に不足している医療を提供する使命があります。すなわち、独法化後もこれまで通りで公共的な使命は全く変わっておりません。一方、独法化によって迅速で柔軟な病院運営が可能となりましたのでこのメリットを生かし地域の医療需要等を的確に把握しつつ公立病院としての役割を果たしていきたいと考えています。

また、平成 30 年 12 月には JR 岸辺駅前（北大阪健康医療都市）へ新築移転し、国立循環器病研究センターが隣接することになり、循環器疾患のナショナルセンターと当法人のような総合病院が密に連携し、お互いの診療機能を補完し合うことで患者の皆様には高度で安心できる医療を切れ目なく提供できるものと考えています。

令和 4 年 4 月から中期計画の第 3 期目に入りました。第 3 期目では特に新興感染症等の感染拡大に対応できるよう平時から院内のハード面、ソフト面の整備を行い、関係機関との連携を強化したいと考えています。また難病医療の充実、さらには地域の医療機関との情報共有システムを本格稼働させ、連携の推進、在宅医療の支援も進めていく予定です。

職員一丸となって市民の皆様の健康を守るために、誠心誠意尽くしたいと考えております。

2 法人の目的、業務内容

(1) 法人の目的

当法人は、地方独立行政法人法の規定に基づき、地域の中核病院として、市民に救急医療をはじめ、良質で安全な医療を安定的かつ継続的に提供するとともに、地域の

医療機関との機能分担及び連携を行うことにより、市民の生命及び健康を守ることを目的としています。

(2) 業務内容

当法人は、次に掲げる業務を行います。

- ア 医療を提供すること。
- イ 医療に関する調査及び研究を行うこと。
- ウ 医療に従事する者に対する研修を行うこと。
- エ 医療に関する地域への支援を行うこと。
- オ 人間ドック、健康診断等の予防医療を提供すること。
- カ 前各号に掲げる業務に附帯する業務を行うこと。

3 法人の位置付け及び役割

(1) 法人の位置付け

当法人は、地方独立行政法人制度の特長である自主性・自律性を最大限に発揮して、「市民とともに心ある医療を」の基本理念に基づき、救急医療、小児医療・周産期医療、災害医療及び高度医療、感染症医療などの政策医療をはじめ、地域の中核病院として、より良質な医療を提供することとされています。

(2) 法人の役割

当法人は、これまで地域の中核病院として、急性期医療の提供を中心に役割を果たしてきました。また、隣接する国立循環器病研究センターとの連携を図る中で、複合的疾患及び合併症を持った患者を受け入れるなど、総合病院として急性期医療への需要がより高まっています。

そうした状況のもと、当法人は地域の医療機関との機能分担・連携を図りつつ、地域の診療所や民間病院等では対応できない入院・手術を中心とした急性期医療を提供し、総合病院としてより多様な医療需要に対応していきます。それに加えて、数多くの病院が近接するとともに、今後も人口が増加するという本市及び豊能医療圏の特殊性も踏まえ、不足する回復期機能への対応を図るとともに、高齢化の進展に伴い求められる在宅医療への支援を積極的に行っていきます。

4 中期目標の概要

中期目標は設立団体の長が当法人の達成すべき業務運営に関する目標を定めたものです。中期目標は以下の項目で構成されています。

第3期中期目標	
第1 中期目標期間	
	令和4年（2022年）4月1日から令和8年（2026年）3月31日まで
第2 市民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項	
	1 大阪府地域医療構想を踏まえて果たすべき役割 2 市立病院として担うべき医療 3 安心安全で患者満足度の高い医療の提供 4 本市の地域包括ケアシステムの構築に貢献する地域完結型医療の体制づくり 5 健都における総合病院としての役割
第3 業務運営の改善及び効率化に関する事項	
	1 効果的・効率的な業務運営 2 働きやすい職場環境の整備
第4 財務内容の改善に関する事項	
	1 経営基盤の確立 2 収益の確保と費用の節減
第5 その他業務運営に関する重要事項	
	1 情報の提供 2 環境に配慮した病院運営

なお、詳細につきましては、当法人のホームページに掲載の第3期中期目標をご覧ください。

5 理事長の理念や運営上の方針・戦略等

(1) 理念

当法人は、「市民とともに心ある医療を」を理念としています。

(2) 運営方針

- ア 全職員がたゆまぬ研鑽につとめ、相互協力して良質で安全な医療の提供に努めます。
- イ 早期診断、早期治療に全力を注ぎ、地域医療システムと連携して継続医療を行います。
- ウ 救急医療・災害医療の充実に努めます。
- エ 市民の健康増進に寄与し、疾病の予防に努めます。
- オ インフォームドコンセントを尊重し、個人情報の保護に努めます。
- カ 効率的な運営に努め、経営改善に取り組みます。

6 中期計画及び年度計画の概要

当法人は、中期目標を達成するための中期計画と当該計画に基づく年度計画を作成しています。中期目標及び年度計画は以下の項目により構成されています。各項目別に中期計画期間と各事業年度ごとの取組内容と目標値を設定しています。

中期計画及び当事業年度に係る年度計画は以下の項目で構成されています。

なお、詳細につきましては、当法人のホームページに掲載の第3期中期計画及び令和4年度年度計画をご覧ください。

第3期中期計画	年度計画
I 計画の期間	I 計画の期間
令和4年(2022年)4月1日から令和8年(2026年)3月31日まで	令和4年(2022年)4月1日から令和5年(2023年)3月31日まで

第2 市民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置	第2 市民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置
<ol style="list-style-type: none"> 1 大阪府地域医療構想を踏まえて果たすべき役割 2 市立病院として担うべき医療 3 安心安全で患者満足度の高い医療の提供 4 本市の地域包括ケアシステムの構築に貢献する地域完結型医療の体制づくり 5 健都における総合病院としての役割 	<ol style="list-style-type: none"> 1 大阪府地域医療構想を踏まえて果たすべき役割 2 市立病院として担うべき医療 3 安心安全で患者満足度の高い医療の提供 4 本市の地域包括ケアシステムの構築に貢献する地域完結型医療の体制づくり 5 健都における総合病院としての役割
第3 業務運営の改善及び効率化に関する目標を達成するためとるべき措置	第3 業務運営の改善及び効率化に関する目標を達成するためとるべき措置
<ol style="list-style-type: none"> 1 効果的・効率的な業務運営 2 働きやすい職場環境の整備 	<ol style="list-style-type: none"> 1 効果的・効率的な業務運営 2 働きやすい職場環境の整備
第4 財務内容の改善に関する目標を達成するためとるべき措置	第4 財務内容の改善に関する目標を達成するためとるべき措置
<ol style="list-style-type: none"> 1 経営基盤の確立 2 収益の確保と費用の節減 	<ol style="list-style-type: none"> 1 経営基盤の確立 2 収益の確保と費用の節減
第5 その他業務運営に関する重要事項を達成するためとるべき措置	
<ol style="list-style-type: none"> 1 情報の提供 2 環境に配慮した病院運営 	<ol style="list-style-type: none"> 1 情報の提供 2 環境に配慮した病院運営
第6 予算、収支計画及び資金計画	第6 予算、収支計画及び資金計画
第7 短期借入金の限度額	第7 短期借入金の限度額
第8 出資等に係る不要財産又は出資等に係る不要財産となることが見込まれる財産の処分に関する計画	第8 出資等に係る不要財産又は出資等に係る不要財産となることが見込まれる財産の処分に関する計画

第9 前記の財産以外の重要な財産を譲渡し、又は担保に供する計画	第9 前記の財産以外の重要な財産を譲渡し、又は担保に供する計画
第10 剰余金の使途	第10 剰余金の使途
第11 料金に関する事項	第11 吹田市地方独立行政法人法施行細則で定める業務運営に関する事項
第12 吹田市地方独立行政法人法施行細則で定める業務運営に関する事項	

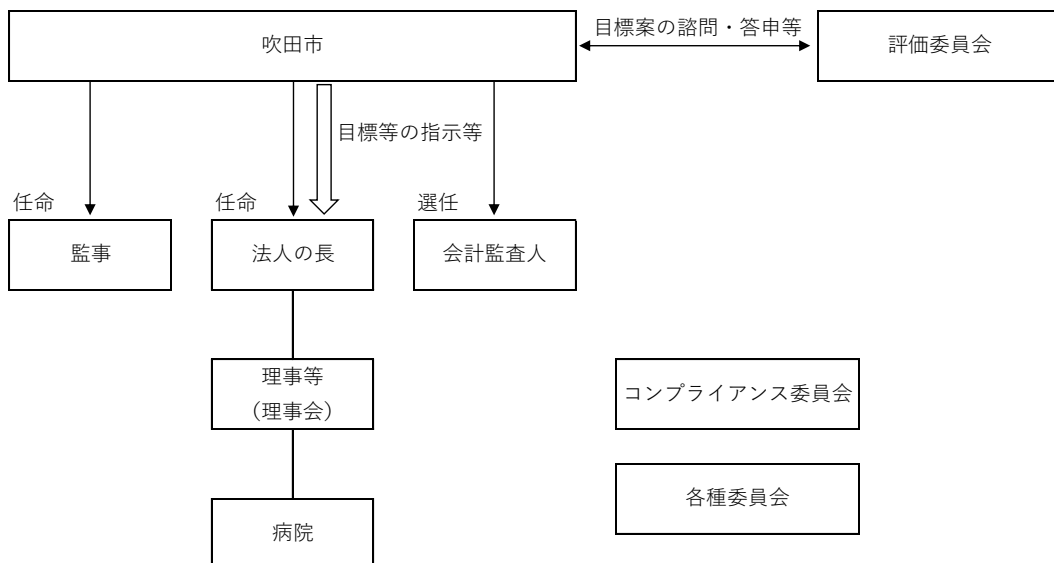
7 持続的に適正なサービスを提供するための源泉

(1) ガバナンスの状況

平成30年の地方独立行政法人法の一部改正に基づき、業務方法書を改定し、業務の適正を確保するための体制（内部統制システム）を整備しました。また、監事や会計監査人による監査等、定期的なモニタリング等を実施しています。

なお、内部統制の詳細につきましては、当法人のホームページに掲載の業務方法書をご覧ください。

ガバナンス体制図



(2) 役員等の状況

ア 役員等の状況 (令和5年3月31日現在)

役職	氏名	任期	担当	経歴
理事長	矢野 雅彦	自 令和4年4月1日 至 令和6年3月31日		平成26年4月 大阪府成人病センター（現：大阪国際がんセンター）副院長 令和2年4月 (現職)
副理事長	内藤 雅文	自 令和4年4月1日 至 令和6年3月31日		平成28年3月 市立吹田市民病院 副院長 令和2年4月 (現職)
理事	戎井 力	自 令和4年4月1日 至 令和6年3月31日	労務・働き方改革 地域連携・救急医療	平成28年4月 市立吹田市民病院 診療局長 平成29年4月 (現職)
理事 (非常勤)	四宮 眞男	自 令和4年4月1日 至 令和6年3月31日		平成27年6月 吹田市医師会監事 平成28年4月 (現職)
理事	鈴木 省三	自 令和4年4月1日 至 令和6年3月31日	業務改善 医療安全	平成26年4月 市立吹田市民病院

				診療局長 平成 28 年 4 月 (現職)
理事	前田 哲生	自 令和 4 年 4 月 1 日 至 令和 6 年 3 月 31 日	研修・教育 感染制御	平成 31 年 4 月 市立吹田市民病院 診療局血液内科主任部長 令和 2 年 4 月 (現職)
理事	中筋 知美	自 令和 4 年 4 月 1 日 至 令和 6 年 3 月 31 日	ホスピタリティ 看護	平成 29 年 4 月 市立吹田市民病院 看護局総括参事 平成 30 年 4 月 (現職)
理事	木田 利明	自 令和 4 年 4 月 1 日 至 令和 6 年 3 月 31 日		平成 31 年 4 月 市立吹田市民病院 病院総務室長 令和 2 年 4 月 (現職)
監事 (非常勤)	児玉 憲夫	自 令和 4 年 7 月 1 日 至 令和 5 年度財務諸表 承認日		平成 8 年 4 月 弁護士 児玉・岸本法律事務所 (現：新世綜合法律事務所) 平成 30 年 4 月 (現職)

監事 (非常勤)	吉永 徳好	自 令和4年7月1日	平成11年11月
		至 令和5年度財務諸表 承認日	

イ 会計監査人の名称

EY 新日本有限責任監査法人

(3) 職員の状況

常勤職員は令和4年度末現在624人（前期比9人減少、1.4%減）であり、平均年齢は39.7歳（前期末39.4歳）となっている。このうち、設立団体からの派遣者は8人、令和5年3月31日付退職者は28人です。

(4) 重要な施設等の整備等の状況

ア 当事業年度中に完成した主要な施設等

なし

イ 当事業年度継続中の主要な施設等の新設・拡充

なし

ウ 当事業年度に処分した主要な施設等

なし

(5) 純資産の状況

ア 資本金の額及び出資者ごとの出資額

(単位：百万円)

区分	期首残高	当期増加額	当期減少額	期末残高
設立団体出資金	3,301	0	0	3,301
資本金合計	3,301	0	0	3,301

(注) 計数はそれぞれ四捨五入によっているので、端数において合計とは一致しないものがあります。

令和4年度末の資本金（設立団体出資金）は、3,301百万円となっています。

イ 目的積立金の申請状況、取崩内容等

なし

(6) 財源の状況

ア 財源の内訳

(単位：百万円)

区分	金額	構成比率 (%)
収入		
運営費負担金	1,435	8.5%
補助金等	2,261	13.5%
長期借入金等	0	0.0%
業務収入	13,095	78.0%
その他収入	0	0.0%
合計	16,791	100%

イ 自己収入に関する説明

当法人の主な自己収入として、医療を提供することにより12,970百万円の診療報酬等を得ています。

(7) 社会及び環境への配慮等の状況

当法人は、社会及び環境への配慮として、太陽光発電、井水利用、クールヒートピット、BEMS（ビルエネルギー管理システム）等の各設備を整備することで環境負荷を抑える取組を行っています。

8 業務運営上の課題・リスク及びその対応策

(1) リスク管理の状況

当法人は、関係法令遵守について周知し職員の意識向上に努めるとともに、内部統制の推進を図るため、業務実施の障害となる要因を事前に分析及び評価したリスクへの適切な対応を行っています。また、監事や会計監査人による監査結果を踏まえ、業務の適正化を図っています。

(2) 業務運営上の課題・リスク及びその対応策の状況

令和4年度は、リスクへの適切な対応を行うため、令和3年度に実施したリスク評価をもとに業務におけるリスクを再確認し、適宜見直しを行いました。また、市が選任した会計監査人による監査業務（会計実務指導や内部統制等）に係る指摘についても適切に対応を行いました。

9 業績の適正な評価の前提情報

各業務についてのご理解とその評価に資するための各事業の取り組みや実績等の情報については、当法人のホームページをご覧ください。

(ホームページ)

The screenshot shows the homepage of Saitama Municipal Tsutsui Hospital. The header includes the hospital's name, contact information (06-6387-3311), and navigation links. The main content area is divided into several sections:

- 診療受付のご案内** (Medical Reception Guide): Provides information on reception hours and procedures.
- お知らせ** (Notice): A prominent blue box containing information about COVID-19 infection, including symptoms and contact tracing.
- お知らせ** (Notice): A section with a list of dates and events, including a public lecture on endoscopy.
- お知らせ** (Notice): A section with a list of dates and events, including a public lecture on endoscopy.

The page also features images of hospital rooms and a hallway, and a footer with contact information and copyright details.

10 業務の成果と使用した資源との対比

(1) 自己評価

(単位：百万円)

項目	評定※	行政コスト
I 市民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項	B	14,946
II 業務運営の改善及び効率化に関する事項	A	
III 財務内容の改善に関する事項	A	
IV その他業務運営に関する事項	A	

詳細につきましては、当法人のホームページに掲載の業務実績等報告書をご覧ください。

※評語の説明

S……年度計画を達成し、中期計画の実現に向けて特筆すべき進捗状況にある。

A……年度計画を達成し、中期計画の実現に向けて計画どおり進んでいる。

B……年度計画を実施し、中期計画の実現に向けて概ね計画どおり進んでいる。

C……年度計画を実施したが、中期計画の実現のためにはやや遅れている。

D……年度計画を実施しているが、中期計画の実現のためには重大な改善すべき事項がある。

(2) 当中期目標期間における設立団体による過年度の総合評定の状況

区分	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
評定※	—	—	—	—

11 予算と決算との対比

(単位：百万円)

区分	予算額	決算額	差額
収入			
営業収益	14,040	15,762	1,722
営業外収益	211	181	▲30
臨時利益	0	0	0
資本収入	825	848	23
その他収入	0	0	0
計	15,076	16,791	1,715
支出			
営業費用	13,306	13,582	276
営業外費用	147	144	▲3
臨時損失	0	3	3
資本支出	1,622	1,640	18
その他支出	0	0	0
計	15,075	15,370	295

(注) 計数はそれぞれ四捨五入によっているため、端数において合計とは一致しないものがあります。

12 要約した財務諸表

①貸借対照表

(単位：百万円)

資産の部	金額	負債の部	金額
固定資産	17,893	固定負債	19,953
有形固定資産	17,877	資産見返負債	1,734
無形固定資産	15	長期借入金	15,142
投資その他の資産	0	移行前地方債償還債務	241
流動資産	6,472	引当金	2,829
現金及び預金	3,446	資産除去債務	6
医業未収金	2,323	流動負債	3,157
その他	703	1年以内返済予定移行前地方債償還債務	106
		1年以内返済予定長期借入金	1,095
		引当金	409
		その他	1,547
		負債合計	23,110
		純資産の部	金額
		資本金	3,301
		資本剰余金	159
		繰越欠損金	▲ 2,205
		純資産合計	1,255
資産合計	24,364	負債純資産合計	24,364

(注) 計数はそれぞれ四捨五入によっているため、端数において合計とは一致しないものがあります。

②損益計算書

(単位：百万円)

	金額
営業収益	16,557
医業収益	12,946
運営費負担金収益	1,200
補助金等収益	2,261
資産見返戻入	150
その他営業収益	0
営業外収益	186
運営費負担金収益	89
その他営業外収益	98
臨時利益	6
営業費用	14,220
医業費用	13,077
一般管理費	1,143
営業外費用	722
臨時損失	5
純損益	1,803

(注) 計数はそれぞれ四捨五入によっているので、端数において合計とは一致しないものがあります。

③純資産変動計算書

(単位：百万円)

	資本金	資本剰余金	利益剰余金	純資産合計
当期首残高	3,301	118	▲4,008	▲588
当期変動額		41		41
当期総利益			1,803	1,803
当期末残高	3,301	159	▲2,205	1,255

(注) 計数はそれぞれ四捨五入によっているので、端数において合計とは一致しないものがあります。

④キャッシュ・フロー計算書

(単位：百万円)

	金額
業務活動によるキャッシュ・フロー	2,804
投資活動によるキャッシュ・フロー	▲88
財務活動によるキャッシュ・フロー	▲1,391
資金増加額（又は減少額）	1,325
資金期首残高	2,122
資金期末残高	3,446

(注) 計数はそれぞれ四捨五入によっているので、端数において合計とは一致しないものがあります。

(参考) 資金期末残高と現金及び預金の関係

(単位：百万円)

	金額
資金期末残高	3,446
定期預金	0
現金及び預金	3,446

⑤行政コスト計算書

(単位：百万円)

	金額
損益計算書上の費用	14,946
医業費用	13,077
一般管理費	1,143
営業外費用	722
臨時損失	5
その他行政コスト	0
行政コスト合計	14,946

(注) 計数はそれぞれ四捨五入によっているため、端数において合計とは一致しないものがあります。

13 財政状態、運営状況及びキャッシュ・フローの状況の理事長による説明情報

(1) 貸借対照表

①資産

令和4年度末現在の資産合計は24,364百万円と、前年度末と比較して、234百万円増(1%増)となっています。これは、前年度末と比較して、固定資産が1,184百万円減(6.2%減)となったことと、流動資産が1,418百万円増(28.1%増)となったことが主な要因です。

②負債

令和4年度末現在の負債合計は23,110百万円と、前年度末と比較して、1,609百万円減(6.5%減)となっています。これは、前年度末と比較して、固定負債が1,449百万円減(6.8%減)となったことと、流動負債が160百万円減(4.8%減)となったことが主な要因です。

(2) 損益計算書

①経常収益

令和4年度の経常収益は16,743百万円となり、前年度と比較して、265百万円増(1.6%増)となっています。これは、前年度と比較して、医業収益が478百万円増(3.8%増)となったことが主な要因です。

②経常費用

令和4年度の経常費用は14,941百万円となり、前年度と比較して、22百万円増(0.1%増)となっています。

③当期純損益

令和4年度の当期純損益は1,803百万円となり、前年度と比較して237百万円増(前年度は1,566百万円の当期純損益)となっています。これは、前年度と比較して、経常利益が243百万円増(前年度は1,559百万円の経常利益)となったことが主な要因です。

(3) 純資産変動計算書

令和4年度の純資産は、前年度と比較して資本剰余金が41百万円増、利益剰余金が1,803百万円増となった結果、1,255百万円となっています。

(4) キャッシュ・フロー計算書

①業務活動によるキャッシュ・フロー

令和4年度の業務活動によるキャッシュ・フローは2,804百万円となり、前年度と比較して、84百万円減(2.9%減)となっています。これは、前年度と比較して、医業収入や補助金等収入が増加したものの、材料の購入による支出や人件費支出が増加したことが主な要因です。

②投資活動によるキャッシュ・フロー

令和4年度の投資活動によるキャッシュ・フローは▲88百万円となり、前年度と比較して、88百万円減となっています。これは、前年度と比較して、固定資産調達を目的とした補助金等収入が150百万円減となったことが主な要因です。

③財務活動によるキャッシュ・フロー

令和4年度の財務活動によるキャッシュ・フローは▲1,391百万円となり、前年度と比較して、23百万円減(1.7%減)となっています。これは、前年度と比較して、長期借入金の返済による支出や、移行前地方債償還債務の償還による支出が増加したことが要因です。

(5) 行政コスト計算書

令和4年度の行政コストは14,946百万円となります。このうち経常費用が14,942百万円、臨時損失が5百万円、その他行政コストはありません。

14 内部統制の運用に関する情報

平成30年の地方独立行政法人法の一部改正に基づき、業務方法書を改定し、業務の適正を確保するための体制(内部統制システム)を整備しました。令和4年度においては、洗い出されたリスクに対し、改善指導を継続的に実施しているところです。

15 法人の基本情報

(1) 沿革

平成 26 年 4 月 地方独立行政法人に移行

(2) 設立根拠法

地方独立行政法人法（平成 15 年法律第 118 号）

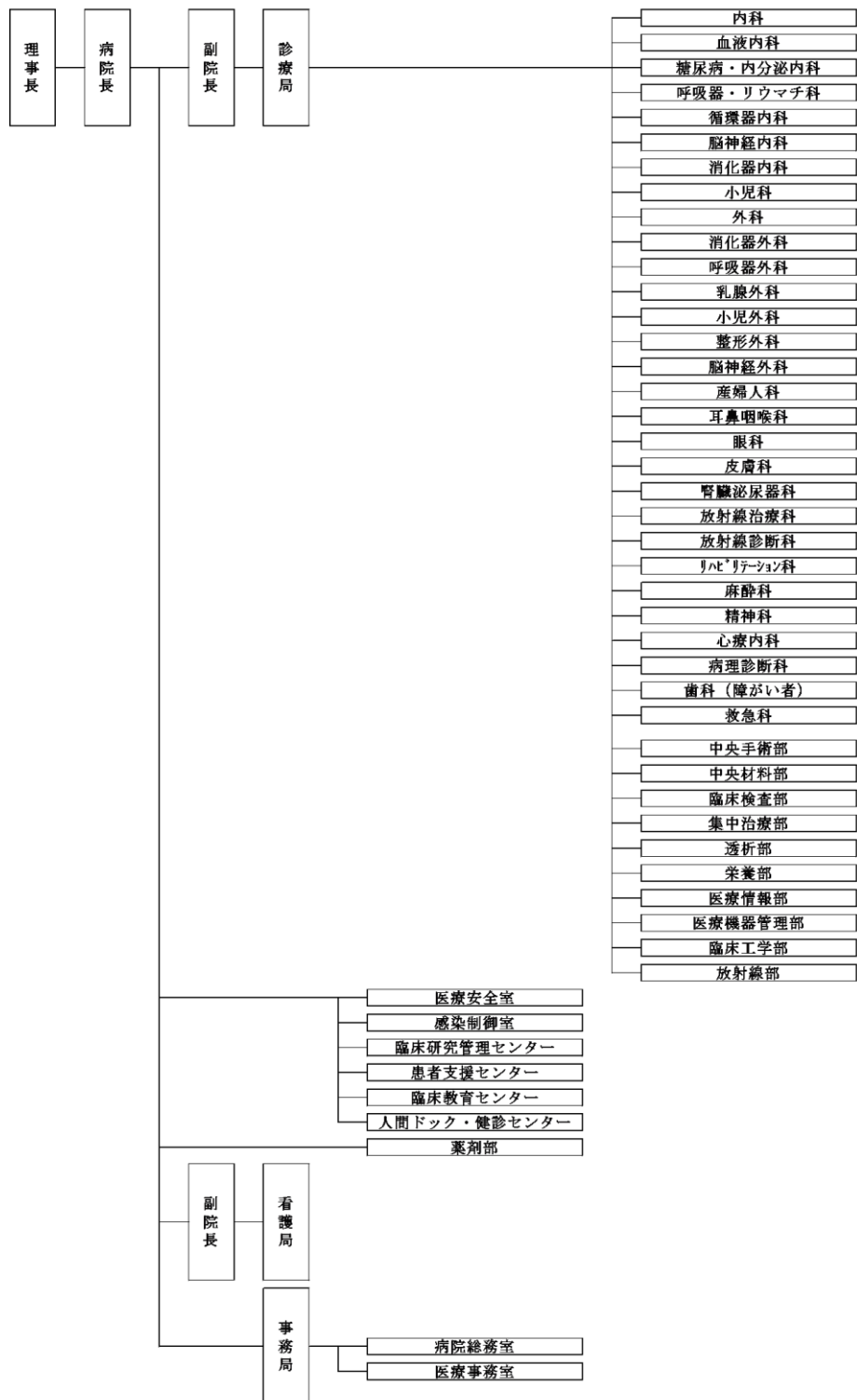
(3) 設立団体

吹田市

(4) 組織図 (令和4年4月1日現在)

組 織 図 (令和4年(2022年)4月1日)

地方独立行政法人市立吹田市民病院



(5) 事務所の所在地

大阪府吹田市岸部新町5番7号

(6) 主要な特定関連会社、関連会社及び関連公益法人等の状況

該当なし

(7) 主要な財務データの経年比較

(単位：百万円)

区分	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
資産	24,132	23,444	24,130	24,364
負債	26,200	25,638	24,719	23,110
純資産	▲2,068	▲2,194	▲588	1,255
行政コスト	—	—	—	14,946
行政サービス実施コスト	2,979	2,764	2,391	—
総収益	13,324	14,720	16,528	16,749
総費用	15,406	14,886	14,963	14,946
当期総利益	▲2,082	▲166	1,566	1,803
業務活動による キャッシュ・フロー	567	962	2,887	2,804
投資活動による キャッシュ・フロー	192	▲56	0	▲88
財務活動による キャッシュ・フロー	▲748	▲373	▲1,368	▲1,391
資金期末残高	69	602	2,122	3,446

(注) 計数はそれぞれ四捨五入によっているため、端数において合計とは一致しないものがあります。

(8) 翌事業年度に係る予算、収支計画及び資金計画

① 予算

(単位：百万円)

	金額
収入	
営業収益	14,259
医業収益	13,685
運営費負担金収益	552
補助金等収益	21
その他営業収益	0
営業外収益	216
運営費負担金収益	89
その他営業外収益	126
臨時利益	0
資本収入	670
運営費負担金収益	670
長期借入金	0
その他資本収入	0
その他収入	0
計	15,145

支出	
営業費用	13,587
医業費用	12,621
給与費	6,741
材料費	4,144
経費	1,690
研究研修費	45
一般管理費	966
営業外費用	143
臨時損失	0
資本支出	1,432
建設改良費	231
償還金	1,201
その他資本支出	0
その他支出	0
計	15,162

(注) 計数はそれぞれ四捨五入によっているので、端数において合計とは一致しないものがあります。

②収支計画

(単位：百万円)

	金額
収入の部	15,107
営業収益	14,899
医業収益	13,650

運営費負担金収益	1,066
補助金等収益	21
資産見返運営費負担金戻入	86
資産見返補助金等戻入	76
資産見返寄附金戻入	0
資産見返物品受贈額戻入	0
その他営業収益	0
営業外収益	208
運営費負担金収益	90
その他営業外収益	118
臨時利益	0
支出の部	15,200
営業費用	14,499
医業費用	13,357
給与費	6,867
材料費	3,780
経費	1,540
減価償却費	1,129
研究研修費	41
一般管理費	1,142
営業外費用	701
臨時損失	0
純利益	▲94
目的積立金取崩額	0

総利益	▲94
-----	-----

(注) 計数はそれぞれ四捨五入によっているので、端数において合計とは一致しないものがあります。

③資金計画

(単位：百万円)

	金額
資金収入	18,427
業務活動による収入	14,475
診療業務による収入	13,685
運営費負担金による収入	641
補助金等収入	56
その他の業務活動による収入	91
投資活動による収入	670
運営費負担金による収入	670
有形固定資産の売却による収入	0
その他の投資活動による収入	0
財務活動による収入	0
長期借入金による収入	0
その他の財務活動による収入	0
前年度からの繰越金	3,282
資金支出	18,427
業務活動による支出	13,729
給与費支出	7,222
材料費支出	4,144

その他の業務活動による支出	2,364
投資活動による支出	231
有形固定資産の取得による支出	231
その他の投資活動による支出	0
財務活動による支出	1,201
長期借入金の返済による支出	1,095
移行前地方債償還債務による支出	106
その他の財務活動による支出	0
次年度への繰越金	3,266

(注) 計数はそれぞれ四捨五入によっているため、端数において合計とは一致しないものがあります。

詳細につきましては、当法人のホームページに掲載の年度計画をご覧ください。

16 参考情報

(1) 要約した財務諸表の科目の説明

① 貸借対照表

固定資産

有形固定資産：土地、建物、構築物、器械備品、車両等長期にわたって使用又は利用する有形の固定資産

無形固定資産：ソフトウェア、電話加入権等長期にわたって使用又は利用する具体的な形態を持たない固定資産

流動資産

現金及び預金：現金及び預金であって、貸借対照表日の翌日から起算して1年以内に期限の到来しない預金を除くもの

医業未収金：医業収益に対する未収金

その他：未収金、棚卸資産、前払費用等

固定負債

資産見返負債：運営費負担金、寄附金、補助金等の財源で取得した固定資産の見合いで計上され、固定資産の減価償却に伴って、資産見返戻入という収益に振替えられる負債

長期借入金：地方独立行政法人への移行後に借入れたものであって当初の契約において1年を超えて最終の返済期限が到来するもの（1年以内返済予定長期借入金に該当するものを除く）

移行前地方債償還債務：地方独立行政法人への移行前に借入れたものであって当初の契約において1年を超えて最終の返済期限が到来するもの（1年以内返済予定移行前地方債償還債務に該当するものを除く）

引当金（固定負債）：将来の特定の費用又は損失を当期の費用又は損失として見越し計上するもので、退職給付引当金等が該当

資産除去債務：有形固定資産の除去に関して法令又は契約で要求される法律上の義務

流動負債

1年以内返済予定長期借入金：1年以内に返済する予定の長期借入金

1年以内返済予定移行前地方債償還債務：1年以内に返済する予定の移行前地方債償還債務

引当金（流動負債）：将来の特定の費用又は損失を当期の費用又は損失として見越し計上するもので、賞与引当金等が該当

その他（流動負債）：未払金、未払消費税等、預り金等

資本金：設立団体からの出資金など、地方独立行政法人の会計上の財産的基礎を構成するもの

資本剰余金：設立団体から交付された運営費負担金を財源として取得した資産に対応する地方独立行政法人の会計上の財産的基礎を構成するもの

繰越欠損金：地方独立行政法人の業務に関連し発生した剰余金の累計額

② 損益計算書

医業収益：入院収益、外来収益等

運営費負担金収益：設立団体からの運営費負担金のうち、当期の収益として認識したもの

補助金等収益：国・地方公共団体等からの補助金等のうち、当期の収益として認識したもの

資産見返戻入：資産見返負債のうち、減価償却及び除却を通じて当期の収益として認識したもの

その他営業収益：寄附金収益や引当金を戻入したことによる収益

その他営業外収益：土地や建物利用料等の収益

臨時利益：固定資産の除売却益等

医業費用：地方独立行政法人の業務に要した費用

一般管理費：減価償却費や施設管理業務委託料等など、地方独立行政法人の管理に要した費用

営業外費用：利息の支払い等に要した費用

臨時損失：固定資産の除売却損、減損損失等

目的積立金取崩額等：目的積立金や前中期目標期間繰越積立金等の取崩額

総利益：地方独立行政法人法第40条の利益処分の対象となる利益であつて、地方独立行政法人の財務面の経営努力の算定基礎を示す指標としての性格を有するもの

③ 純資産変動計算書

当期末残高：貸借対照表の純資産の部に記載されている残高

④ キャッシュ・フロー計算書

業務活動によるキャッシュ・フロー： 地方独立行政法人の通常の業務の実施に係る資金の状態を表し、サービスの提供等による収入、原材料、商品又はサービスの購入による支出、人件費支出等が該当

投資活動によるキャッシュ・フロー： 将来に向けた運営基盤の確立のために行われる投資活動に係る資金の状態を表し、固定資産の取得・売却等による収入・支出が該当

財務活動によるキャッシュ・フロー： 増資等による資金の収入・支出及び借入れ・返済による収入・支出等、資金の調達及び返済などが該当

⑤ 行政コスト計算書

損益計算書上の費用： 損益計算書における医業費用、一般管理費、営業外費用、臨時損失

その他行政コスト： 設立団体から交付された施設費等を財源として取得した資産の減少に対応する、地方独立行政法人の実質的な会計上の財産的基礎の減少の程度を表すもの

行政コスト： 地方独立行政法人のアウトプットを産み出すために使用したフルコストの性格を有するとともに、地方独立行政法人の業務運営に関して住民等の負担に帰せられるコストの算定基礎を示す指標としての性格を有するもの

(2) その他公表資料等との関係の説明

事業報告書に関連する報告書等として下記の報告書等を作成しています。

- ①第3期中期計画
- ②年度計画
- ③業務実績等報告書
- ④財務諸表

地方独立行政法人市立吹田市民病院
令和4年度 業務実績等報告書

自 令和4年4月1日

至 令和5年3月31日

地方独立行政法人市立吹田市民病院

目次

1	地方独立行政法人市立吹田市民病院の概要.....	1
2	全体的な状況	2
3	小項目評価結果	5
第1	年度計画の期間	5
第2	市民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項	5
1	大阪府地域医療構想を踏まえて果たすべき役割.....	5
2	市立病院として担うべき医療.....	7
3	安心安全で患者満足度の高い医療の提供.....	22
4	本市の地域包括ケアシステムの構築に貢献する地域完結型医療の体制づくり.....	29
5	健都における総合病院としての役割.....	37
第3	業務運営の改善及び効率化に関する事項.....	41
1	効果的・効率的な業務運営.....	41
2	働きやすい職場環境の整備.....	43
第4	財務内容の改善に関する事項.....	47
1	経営基盤の確立	47
2	収益の確保と費用の節減.....	48
第5	その他業務運営に関する重要事項.....	53

1	情報の提供	53
2	環境に配慮した病院運営.....	56
第6	予算、収支計画及び資金計画.....	57
第7	短期借入金の限度額.....	57
第8	出資等に係る不要財産又は出資等に係る不要財産となること が見込まれる財産の処分に関する計画	58
第9	前記の財産以外の重要な財産を譲渡し、又は担保に供する計画	58
第10	剰余金の使途.....	58
第11	吹田市地方独立行政法人法施行細則で定める業務運営に関する事項.....	58
1	施設及び設備に関する計画.....	58

1 地方独立行政法人市立吹田市民病院の概要

(1) 現況

①法人名 地方独立行政法人市立吹田市民病院

②所在地 吹田市岸部新町5番7号

③設立年月日 平成26年(2014年)4月1日

④役員の状況

役職	氏名	備考
理事長	矢野 雅彦	—
副理事長	内藤 雅文	病院長
理事	戎井 力	副院長
理事	四宮 眞男	吹田市医師会裁定委員
理事	鈴木 省三	副院長
理事	前田 哲生	副院長
理事	中筋 知美	副院長
理事	木田 利明	事務局長
監事	児玉 憲夫	弁護士
監事	吉永 徳好	公認会計士

⑤設置・運営する病院 市立吹田市民病院

⑥職員数(正規職員)

職種	人数	備考
医師	93名	—
看護師	357名	—
医療技術員	118名	—
事務職	56名	うち派遣職員8名

(2) 基本的な目標等

吹田市内には当院のほか、国立循環器病研究センター、大阪大学医学部附属病院といった特定機能病院や、済生会吹田病院、済生会千里病院などの急性期病院が整備されており、多くの医療機関が集積している。

その中でも当院は、「市民とともに心ある医療を」の基本理念に基づき、急性期医療、高度医療及び救急医療の提供を中心に、地域の中核病院としての機能を発揮することがこれからも期待される。

今後更に公立病院としての役割を果たしていくためには、患者ニーズの変化を的確に捉え、

それに応じた良質な医療を提供するとともに、経営の効率化や経営基盤の安定化を図る必要がある。

市民の生命と健康を守るという目的を達成するため、当院は地方独立行政法人としての強みを発揮しながら、引き続き公立病院としての役割を果たすこと、医師をはじめ全職員の経営に対する意識改革を図り、目標達成に向け一丸となった協力体制の構築に取り組むこと、そしてサービスの向上と効率的な運営を行うことに取り組むものとする。

2 全体的な状況

(1) 総括

第3期中期計画期間の初年度となる令和4年度は、依然、新型コロナウイルス感染症の終息が見えない中、同感染症の対応など公立病院としての役割と急性期病院としての役割の両立を図る必要があるため、経営状況の改善、病診連携の推進、職員の意識改革を最優先課題とし効率的な運営に取り組んだ。

経営改善について、病床利用率や新入院患者数は、新型コロナウイルス感染症患者の受入を行う病棟を設けたことで病床数が制限され、目標達成には至らなかったものの、手術件数の確保や平均在院日数の短縮などの取組を行うことにより、入院診療単価は対前年度で5,736円(8.2%)増となり、年度目標を達成することができた。また、外来診療単価についても、化学療法件数の増加等が要因となり、対前年度で963円(4.9%)増加し、目標を達成することができた。このような収益確保のための取組による診療単価の上昇及び新型コロナウイルス感染症に係る補助金等により経常収支比率の目標を達成することができた。

病診連携の推進では、地域の医療機関との情報共有システムが本格稼働し、累計443人の患者を地域の医療機関と連携することができており、円滑な病病・病診連携の一助となっている。登録医数は457件で、前年度末から30件増加した。診療所等からの当日の受入依頼については、返答までの時間を短縮するよう直接医師に受入の可否を確認する体制を拡大した。逆紹介については、登録医マップやかかりつけ医検索システム、開業医の機能把握のためのアンケート、診療情報提供書のレイアウト改訂等を行うことで推進を図った。また、大腿骨頸部骨折等の地域連携パスを活用し、引き続き推進することにより地域で切れ目なく医療の提供に努めた。紹介率は81.3%、逆紹介率は77.1%と目標値をクリアし昨年度より上昇した。

職員の意識改革については、毎月の業務状況や年度計画の進捗状況、収支状況を全職員が容易に閲覧できるようにしているほか、入院患者数などの状況を毎日更新し、情報共有している。また、当院の財務状況が把握できるように他病院の経営管理指標を用いた財務分析研修を実施し、引き続き職員の経営参画意識の向上に努めた。部長会においては、定期的に経営状況の報告を行ったほか、理事長が経営状況やポストコロナの戦略などについて講演を行った。働き方改革の推進のため、定期的に医師の時間外労働時間について分析し、運営幹部会等で報告を行い、副院長から長時間労働の医師に指導等を行うことで意識付けを図った。

なお、年度評価実施要領第3条第1号に基づき、小項目ごとに5段階の自己評価を行ったことから、その内容を以下のとおり示す。

(2) 大項目ごとの特記事項

第1 年度計画の期間

特になし

第2 市民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するための取組

市立病院として担うべき医療については、急性期医療、高度医療及び救急医療の提供を中心に、地域の中核病院として必要な医療を提供した。救急医療については、新型コロナウイルス感染症が収束しない中、感染症患者やその疑いがある患者の診療対応と並行して24時間365日の医療体制を引き続き確保に努めたものの、感染症の拡大により入院制限を実施する等、患者受入れを断らざるを得ない状況が続いたことにより時間外救急車搬送受入率、救急車搬送受入件数ともに目標値には至らなかった。がん医療については、集学的治療の推進を図り、外来化学療法件数4,173件、がん入院患者数2,722件、がん手術件数875件はそれぞれ目標を達成した。

安心安全で患者満足度の高い医療の提供については、医療安全管理委員会等を毎月開催し、インシデント・アクシデントの発生要因を分析し、再発防止策の検討結果を毎月の部長会を通じ、職員へ周知を図るとともに全職員を対象に医療安全研修を2回行った。また、今後の事故防止につながるため、患者への影響度が高かった事案について症例検討会を4例開催した。コロナ禍における標準的対応方針として、職員の健康観察、黙食の徹底など予防対策に取り組むとともに、大阪府のフェーズに合わせた院内対応方針に基づき、面会の許可制、会議や研修の制限などの取組を徹底し、院内での感染拡大防止に努めた。病院機能評価を受審し、適切に行われている及び一定の水準に達しているとの評価をいただき、当院の医療安全対策が適切であることを把握した。また、課題とされた医療安全管理体制における医療安全室の位置づけを明確にした。医療関連感染制御に向けた取組に関してはS評価（秀でている）を受け、感染対策が適切に行われていることが確認できた。

本市の地域包括ケアシステムの構築に貢献する地域完結型医療の体制づくりについては、地域の医療機関との情報共有システムが本格稼働し、累計443人の患者を地域の医療機関と連携することができており、円滑な病病・病診連携の一助となっている。登録医数は457件で、前年度末から30件増加した。診療所等からの当日の受入依頼については、返答までの時間を短縮するよう直接医師に受入の可否を確認する体制を拡大した。逆紹介については、登録医マップやかかりつけ医検索システム、開業医の機能把握のためのアンケート、診療情報提供書のレイアウト改訂等を行うことで推進を図った。地域で切れ目なく医療の提供に努めるとともに、コロナ禍においても地域の関係医療機関との情報共有と調整を図り、逆紹介患者が急変した際には可能な限り受入れに努めた。

紹介件数は18,272件、逆紹介件数は12,863件といずれも昨年度を上回ったが、目標達成に至らなかった。紹介率は81.3%、逆紹介率は77.1%と目標値をクリアした。

地域医療への貢献としては、吹田在宅ケアネットでは、地域の医療機関、介護・福祉機関と症例検討を行った。また、吹田呼吸ケアを考える会では、COPDについてその情報をHPに掲載するとともに、動画配信にて啓発に取り組んだ。福祉保健施策への協力・連携としては、特別な配慮を必要とし、一般歯科医院では対応が困難な患者の歯科診療について、新型コロナウイルス感染症対策を講じる等、安全な体制のもと実施した。小児科医師（小児神経専門医）が、毎週1回吹田市立こども発達支援センター（わかたけ園）に出向き診察を行った。また、療養相談や関係者会議などに参加するなど、市の実施する療育事業への協力を行った。

健都における総合病院としての役割については、診療科ごとに役割分担を整理し、国立循環器病研究センターからの高度急性期を脱した患者や消化管出血等の複合的な疾患を有する患者については、当院の総合病院としての機能を活かして受け入れるなど、761件の紹介患者を受け入れた。国立循環器病研究センターへの紹介件数は840件であった。また、国立循環器病研

究センターからの依頼に基づいて往診やコンサルを行うとともに、手術時等、必要に応じて国立循環器病研究センターからの往診を求め、医師の連携を進めた。さらに、相互交流推進のため、新型コロナウイルス感染症拡大の影響により休止していた連携会議を再開し、受入疾患や応援時の使用機器に関して課題を共有するなど、両施設間の連携強化について協議した。

第3 業務運営の改善及び効率化に関する目標を達成するための取組

効果的・効率的な業務運営について、中期計画や年度計画、当年度の重点方針を全職員に通知するとともに、経営改善のための診療科別及び部門別ヒアリングを実施した。経営戦略会議において、抽出された課題に対する解決策を協議し、各課題に責任者を設定して進捗管理を行った。重点方針に掲げたもののうち、コロナ禍においても診療単価、紹介率、逆紹介率については目標を達成することができた。毎月の業務状況や年度計画の進捗状況、収支状況、院長通知を全職員が容易に閲覧できるように情報共有している。入院患者数などの状況を毎日更新し、部長会においては、定期的に経営状況の報告を行ったほか、理事長が経営状況やポストコロナの戦略などについて講演を行うなど、引き続き職員の経営参画意識の向上を図った。働きやすい職場環境の整備について、働き方改革の推進のため、定期的に医師の時間外労働時間について分析し、運営幹部会等で報告を行い、副院長から長時間労働の医師に指導等を行うことで意識付けを図った。労働基準監督署へ当院で行っている病棟などの宿日直許可申請を行い、許可を取得した。

人事評価制度を試行実施し、職員へアンケート調査を行ったうえで実態に合った行動評価項目の修正を行うなど、令和5年度の本格実施に向けて準備を整えた。

第4 財務内容の改善に関する目標を達成するための取組

経営基盤の確立について、経営感覚に富む人材育成のため、新規採用職員に対し会計制度等についての研修及び全職員に対しては経営状況についての研修を開催し、経営に関する知識の向上を図った。新型コロナウイルス感染症拡大の影響を受け、医業収支比率については目標達成ができなかったが、平均在院日数の短縮や手術件数の確保等経営改善に努めたこと及び新型コロナウイルス感染症に係る補助金等により経常収支比率の目標を達成することができた。

収益の確保について、手術件数の確保や平均在院日数の短縮などを適切に行うことにより、入院診療単価は対前年度 5,736 円 (8.2%) 増となり、年度目標を達成することができた。新入院患者数については、新型コロナウイルス感染症患者の受入を行う病棟を設けたことで病床数が制限され、対前年度で 80 人減少し目標達成には至らなかった。外来診療単価については、高額な抗がん剤を使用する化学療法件数の増加等が要因となり、対前年度で 963 円 (4.9%) 増加し、目標を達成することができた。

費用の節減について、収益に応じた給与費・経費の適正化を図ったものの、新型コロナウイルス感染症拡大の影響で医業収益が目標値を下回ったことにより、経費比率は目標達成に至らなかった。医薬品について、8 品目の後発医薬品を新たに採用した。医薬品・医療材料について、ベンチマークシステムを活用しながら価格交渉を行い、購入単価の削減したものの、高額薬剤の使用数増加に伴い購入総額が増加したこと等により、材料費比率の目標値を達成することはできなかった。

第5 その他業務運営に関する重要事項を達成するための取組

当院の特色ある診療内容を広く周知するために、病院だより、広報誌「ともに」での情報発信に加え、吹田呼吸ケアを考える会 (SRCT) の動画を希望者へ配信した。脳神経外科の診療体制が変わったことから、当該診療科に関する動画をサイネージに掲載するとともにパンフレットを刷新し、新体制の特色等をアピールするため、医療連携を行う診療所等に引き続き設置し、市民や患者が受診する際に安心して利用できるよう周知を図った。ホームページ上で消化器外

科及び小児外科における手術内容、治療、実績、特色等に関する内容を更新し、具体的な診療情報がわかるように情報発信を行った。また、発熱外来の受診に関する流れをまとめたページを作成し、適切な利用の啓発に努めた。当院のホームページの解析結果について、院内ポータルサイトで、職員へフィードバックを行うとともに閲覧者が興味をもった内容が検索しやすいページ作成に努め、コンテンツの充実を図った。

環境に配慮した病院運営について、毎月ビルエネルギー管理システム (BEMS) によって蓄積されたデータを基に消費量を分析し、消費量が大幅に増加した部署へ消費抑制の注意喚起を行った。また、クールヒートピットの熱効率を利用し、環境負荷を抑えている。光熱水費の前年同月の比較表を院内ポータルサイトに掲載するとともに、節電・節水等の啓発ポスターを引き続き院内に掲示し、職員意識の啓発に努めた。

3 小項目評価結果

第1 年度計画の期間

特になし

第2 市民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項

1 大阪府地域医療構想を踏まえて果たすべき役割

評価対象外

<p>中期目標</p>	<p>高齢化の進展等に伴う疾病構造の多様化に対応し、患者の状態像に応じて適切な医療が提供できるよう、様々な医療機関との機能分担・連携を推進すること。</p> <p>大阪府地域医療構想に係る豊能医療・病床懇話会などでの協議の内容や、他の医療機関の病床転換の状況等を踏まえつつ、将来の医療需要に対して不足が見込まれている医療機能のニーズへの対応を検討すること。</p> <p>これにあたっては、数多くの病院が近接するとともに、今後も人口が増加するという本市及び豊能医療圏の特殊性も踏まえながら、病院機能の在り方などについて検討すること。</p>
<p>中期計画</p>	<p>(1) 大阪府地域医療構想の概要</p> <p>当院が位置する豊能構想区域は、国立循環器病研究センター、大阪大学医学部附属病院、市立病院4施設など、国公立及び公的な大規模病院が多く存在するという特徴を有する。</p> <p>本構想区域内の各病院及び有床診療所から報告された病床機能報告制度の報告数と、2025年の必要病床数を比較すると、急性期機能は需給が均衡しているが、依然、回復期機能は不足している。地域の限られた医療資源を有効活用し、必要なサービスを引き続き確保できるよう、病床機能の分化及び連携を推進していく必要がある。</p> <p>また、豊能構想区域における在宅医療等医療需要についても今後増加が見込まれている。その需要に対応するため、吹田市（以下「市」という。）が構築する地</p>

	<p>域包括ケアシステムの一翼を担うことで、住み慣れた地域で安心して暮らせる地域づくりに寄与することが求められている。</p> <p>(2) 当院が果たすべき役割</p> <p>ア 基本的な考え方</p> <p>当院は、これまで地域の中核病院として、急性期医療の提供を中心に役割を果たしてきた。また、隣接する国立循環器病研究センターとの連携を図る中で、複合的疾患及び合併症を持った患者を受け入れるなど、総合病院として急性期医療への需要がより高まっている。</p> <p>そうした状況のもと、当院は地域の医療機関との機能分担・連携を図りつつ、地域の診療所や民間病院等では対応できない入院・手術を中心とした急性期医療を提供し、総合病院としてより多様な医療需要に対応していく。それに加えて、数多くの病院が近接するとともに、今後も人口が増加するという本市及び豊能医療圏の特殊性も踏まえ、不足する回復期機能への対応を図るとともに、高齢化の進展に伴い求められる在宅医療への支援を積極的に行っていく。</p> <p>イ 不足する病床機能への対応</p> <p>今後見込まれる医療機能のニーズや大阪府地域医療構想に係る豊能医療・病床懇話会等における議論の内容、民間の医療機関における転換の状況、当院の経営状況などを踏まえ、病床機能の転換について検討し、医療機能の見直しにあたっては市民の理解が得られるよう取組を行う。</p> <p>ウ 在宅医療への支援</p> <p>在宅医療の充実に向けた支援として、在宅医療に係る関係機関との円滑な連携による退院支援を行う。また、在宅療養者の病状が急変した際の一時的な受入れを行うなどの在宅医療の後方支援を積極的に行うとともに、在宅療養後方支援病院の施設基準取得などの検討を行う。あわせて、医療・介護・福祉のサービスが切れ目なく提供されるよう、地域医療ネットワークの連携を強化する。</p>
<p>年度計画</p>	<p>(1) 大阪府地域医療構想の概要</p> <p>当院が位置する豊能構想区域は、国立循環器病研究センター、大阪大学医学部附属病院、市立病院4施設など、国公立及び公的な大規模病院が多く存在するという特徴を有する。</p> <p>本構想区域内の各病院及び有床診療所から報告された令和2年度(2020年度)の病床機能報告制度の報告数と、2025年の必要病床数を比較すると、急性期機能は需給が均衡しているが、依然、回復期機能は不足している。地域の限られた医療資源を有効活用し、必要なサービスを引き続き確保できるよう、病床機能の分化及び連携を推進していく必要がある。</p> <p>また、本構想区域における在宅医療等医療需要についても今後増加が見込まれている。その需要に対応するため、吹田市(以下「市」という。)が構築する地域包括ケアシステムの一翼を担うことで、住み慣れた地域で安心して暮らせる地域づくりに寄与することが求められている。</p> <p>(2) 当院が果たすべき役割</p> <p>ア 基本的な考え方</p> <p>当院は、これまで地域の中核病院として、急性期医療の提供を中心に役割を果たしてきた。また、国立循環器病研究センターとの連携を図る中で、複合的疾患及び合併症を持った患者を受け入れる必要があることなど、総合病院として急性</p>

期医療への需要がより高まっている。

そうした状況のもと、当院は地域の医療機関との機能分担・連携を図りつつ、地域の診療所や民間病院等では対応できない入院・手術を中心とした急性期医療を提供し、総合病院としてより多様な医療需要に対応していく。それに加えて、数多くの病院が近接するとともに、今後も人口が増加するという本市及び豊能医療圏の特殊性も踏まえ、不足する回復期機能への対応を図るとともに、高齢化の進展に伴い求められる在宅医療への支援を積極的に行っていく。

イ 不足する病床機能への対応

大阪府地域医療構想において不足するとされている回復期病床については、回復期リハビリテーション病床の活用により、在宅復帰に向けた医療やリハビリテーションを引き続き提供する。

また、今後見込まれる医療機能のニーズや大阪府地域医療構想に係る豊能医療・病床懇話会等における議論の内容、民間の医療機関における転換の状況、当院の経営状況などを踏まえ、病床機能の転換について検討し、医療機能の見直しにあたっては市民の理解が得られるよう取組を行う。

ウ 在宅医療への支援

在宅医療の充実に向けた支援として、患者支援センターの活用により、在宅医療に係る関係機関との円滑な連携による入退院支援を行う。また、在宅療養者の病状が急変した際の一時的な受入れを行うなどの在宅医療の後方支援を積極的に行うとともに、在宅療養後方支援病院の施設基準取得の検討を行う。あわせて、医療・看護、介護・福祉のサービスが切れ目なく提供されるよう、地域医療ネットワークの連携を強化する。

第2 市民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項

2 市立病院として担うべき医療

(1) 総論

中期目標	地域医療の中核であるべき市立病院として、地域で不足する医療を補い、必要とされる医療を切れ目なく提供できるよう、地域の医療機関との機能分担・連携を推進すること。また、地域包括ケアシステムの充実に向け、地域の関係機関との連携を強化すること。
中期計画	当院は地域医療の中核的な役割を果たすために、地域の医療機関だけでは対応が困難な症例に対して、良質かつ高度な医療を提供する。特に、高齢化の進展に伴い今後増加が想定される疾患のうち、がん疾患、整形外科系疾患及び呼吸器系疾患への対応については重点的に取り組む。 また、大阪府医療計画においては5疾病（がん、脳血管疾患、心血管疾患、糖尿病、精神疾患）4事業（救急医療、災害医療、周産期医療、小児医療）及び在宅医療の推進が求められている。地域医療支援病院として他の医療機関との連携の下、質の高い医療を提供するとともに、次期医療計画での「新興感染症等の感染拡大時における医療」の追加が予定されている感染症医療も含めて、不採算医療をはじめとした政策医療についても市立病院として実施することでその役割を果たす。

	<p>さらに、在宅医療の充実に向けて、早期に住み慣れた地域で療養や生活を継続できるように、吹田市が構築する地域包括ケアシステムの一翼を担い、介護・福祉関係機関との情報共有や調整を十分に図ることで、適切な退院支援や在宅療養者の急変時の受入れ等を行う。</p>
年度計画	<p>当院は地域医療の中核的な役割を果たすために、地域の医療機関だけでは対応が困難な症例に対して、良質かつ高度な医療を提供する。特に、高齢化の進展に伴い今後増加が想定される疾患のうち、がん疾患、整形外科系疾患及び呼吸器系疾患への対応については重点的に取り組む。</p> <p>また、大阪府医療計画においては5疾病（がん、脳血管疾患、心血管疾患、糖尿病、精神疾患）4事業（救急医療、災害医療、周産期医療、小児医療）及び在宅医療の推進が求められている。地域医療支援病院として他の医療機関との連携の下、質の高い医療を提供するとともに、次期医療計画での「新興感染症等の感染拡大時における医療」の追加が予定されている感染症医療も含めて、不採算医療をはじめとした政策医療についても市立病院として実施することでその役割を果たす。</p> <p>さらに、在宅医療の充実に向けて、早期に住み慣れた地域で療養や生活を継続できるように、吹田市が構築する地域包括ケアシステムの一翼を担い、介護・福祉関係機関との情報共有や調整を十分に図ることで、適切な退院支援や在宅療養者の急変時の受入れ等を行う。</p>

法人自己評価の判断理由（業務実績の状況等）	
<p>【具体的な取組や成果内容及び目標達成状況等について】</p> <p>がん疾患については、外来化学療法及び放射線治療の実施など、集学的治療を推進し効果的な治療に努めた。また、コロナ禍においても可能な範囲で内視鏡センターを活用し、がん疾患のほか呼吸器疾患についても質の高い治療を行うことができた。整形外科系疾患においては、リハビリテーション科で効果的なリハビリテーションを行った。</p> <p>大阪府医療計画で推進が求められている5疾病（がん、脳血管疾患、心血管疾患、糖尿病、精神疾患）、4事業（救急医療、災害医療、周産期医療、小児医療）については、公立病院として必要とされる医療サービスを他の医療機関との機能分担・連携の下に適切に実施するとともに、質の高い医療の提供に努めた。</p> <p>地域医療支援病院として、地域の医療機関との情報共有システムが本格稼働したほか、よりスムーズな診療所等からの受入体制を図るなど紹介率の向上に努めた。また、逆紹介を推進することにより、地域で切れ目ない医療の提供に努めた。</p> <p>新型コロナウイルス感染症への対応として、引き続き市及び関係機関と連携・協力し、発熱外来及び地域外来検査センターにおいて外来患者に対応したほか、専用病棟での入院患者の受入れを行うなど、市立病院として役割を果たした。</p> <p>在宅医療については、在宅療養者の病状が急変した際には、地域のかかりつけ医と患者支援センターの病床管理担当の看護師が連携して円滑な受入れを行った。</p>	

【評価結果】

	令和元年度	令和元年度	令和3年度	令和4年度
法人自己評価	3	3	3	3

第2 市民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項
2 市立病院として担うべき医療
(2) 救急医療

中期目標	ア 二次救急医療機関として、地域の医療機関との機能分担・連携の下、24時間365日、円滑な受入れが行えるよう、救急応需体制の維持・確保を図ること。 イ 初期救急医療については、かかりつけ医定着を促進するなど地域の医療環境を踏まえた機能分担・連携を推進すること。
中期計画	ア 二次救急医療機関としての円滑な救急応需体制の維持・確保 (ア) 二次救急医療機関として、地域の医療機関及び三次救急医療機関との連携及び役割分担の下、24時間365日の受入体制を引き続き確保することにより、地域で必要とされる救急医療を提供する。 (イ) 救急病床を含め必要な病床を常時確保し、二次救急病院として入院の受入れを適切に行う。 (ウ) 受け入れた救急患者について迅速に適切な診療科で対応するため、救急科部長を中心に円滑な受入れを進める。
年度計画	ア 二次救急医療機関としての円滑な救急応需体制の維持・確保 (ア) 二次救急医療機関として、地域の医療機関及び三次救急医療機関との連携及び役割分担の下、24時間365日の受入体制を引き続き確保することにより、地域で必要とされる救急医療を提供する。 (イ) 救急病床を含め必要な病床を常時確保し、消防と連携を取りながら二次救急病院として入院の受入れを適切に行う。 (ウ) 受け入れた救急患者について迅速に適切な診療科で対応するため、救急科部長を中心に円滑な受入れを進める。 イ 初期救急医療における機能分担・連携 地域の医療機関との連携推進やかかりつけ医定着の促進について、ホームページや広報誌等での情報発信を通じ啓発を行うことで、初期救急医療における機能分担を図る。

【目標指標】

項目		令和2年度	令和3年度	令和4年度
時間外救急車搬送 受入率	年度計画 目標	89.2%	90.0%	80.0%
	【中期計画目標※】 80.0%	実績	68.8%	54.8%

※令和4年度から令和7年度までの第3期中期計画期間の目標値。(以下同様)

項目		令和2年度	令和3年度	令和4年度
救急車搬送受入件数 【中期計画目標】 4,280件	年度計画目標	4,270件	4,320件	4,280件
	実績	2,917件	2,544件	2,852件
うち時間内 【中期計画目標】 1,400件	年度計画目標	1,420件	1,440件	1,400件
	実績	1,138件	950件	960件
うち時間外 【中期計画目標】 2,880件	年度計画目標	2,850件	2,880件	2,880件
	実績	1,779件	1,594件	1,892件

【関連指標】

項目		令和2年度	令和3年度	令和4年度
救急搬送入院件数	実績	1,013件	896件	879件

法人自己評価の判断理由（業務実績の状況等）

【具体的な取組や成果内容及び目標達成状況等について】

ア 二次救急医療機関としての円滑な救急応需体制の維持・確保

(ア) 感染症患者やその疑いがある患者の診療対応と並行して24時間365日の医療体制を引き続き確保し、地域の医療機関及び三次救急医療機関との連携・役割分担の下、地域における救急医療提供の中心的役割を果たせるよう努めた。

受入れできなかった症例は救急部運営委員会において原因の検討を行い、救急患者を断らないよう努めたが、感染症の拡大により入院制限を実施する等、患者受入れを断らざるを得ない状況が続いたことにより時間外救急車搬送受入率、救急車搬送受入件数ともに目標値には至らなかった。(救急車搬送受入件数：2,852件(前年度2,544件)、時間外救急車搬送受入率：59.4%(前年度54.8%))

(イ) 新型コロナウイルス感染症患者受入れに伴う入院制限など、救急の診療体制変更について消防と情報共有を行いながら、救急患者を可能な限り受け入れるための体制確保に努めたが、救急患者の入院件数は減少した。

(ウ) 時間内の救急搬送患者対応について、救急科部長を中心に救急隊からの受入要請に対し、迅速に受入可否の判断をするとともに適切な診療科で対応するなどのスムーズな受入体制で運用した。

イ 初期救急医療における機能分担・連携

地域の医療機関との連携推進やかかりつけ医定着について、病院だよりや市民公開講座において啓発するとともに、今年度より「かかりつけ医検索システム」をホームページ上に公開し、自宅や外出先での急病時でも対応可能な医療機関を探しやすくする等、医療機関を診療科・所在エリア等の項目で絞り込み、見つけやすくし、初期救急医療における機能分担を図った。

【評価結果】

ア 二次救急医療機関としての円滑な救急応需体制の維持・確保

	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
法人自己評価	2	2	2	2

イ 初期救急医療における機能分担・連携

	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
法人自己評価	3	3	3	3

第2 市民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項

2 市立病院として担うべき医療

(3) 小児医療・周産期医療

中期目標	<p>ア 小児救急医療について、豊能広域こども急病センターや地域の診療所と連携しながら、二次救急医療機関としての役割を果たすこと。</p> <p>イ 産科医等の人材確保に努め、より安全な周産期医療を提供すること。また、大阪府周産期緊急医療体制の参加病院として、二次救急医療機関としての役割を果たすこと。</p>
中期計画	<p>ア 小児医療</p> <p>小児救急医療については、他の公立病院等とともに、豊能広域こども急病センターの後送病院として、輪番制による豊能医療圏全体の二次救急受入れの役割を担うほか、地域の診療所と連携し、入院機能など地域に必要とされる役割を果たす。</p> <p>イ 周産期医療</p> <p>産科医等の人材確保に努め、周産期緊急医療体制の参加病院として通常分娩に加え、合併症をもった妊婦など中程度のリスクのある分娩までを対応し、安心安全な周産期医療体制を確保する。</p>
年度計画	<p>ア 小児医療</p> <p>小児救急医療については、豊能広域こども急病センターの後送病院として、輪番制による豊能医療圏全体の二次救急受入れの役割を担うほか、地域の診療所と連携し、入院機能など必要とされる役割を果たす。</p> <p>イ 周産期医療</p> <p>通常分娩においては、安全・快適な環境での分娩を進めるとともに、産後ケアや育児相談など、出産後のケアも引き続き行っていく。また、周産期緊急医療体制の参加病院として、合併症をもった妊婦など中程度のリスクのある分娩までを対応する。また、高度機能が必要なハイリスク分娩等は、地域の周産期母子医療センターと連携を推進し、安心安全な周産期医療体制を引き続き確保する。</p>

【関連指標】

項目		令和2年度	令和3年度	令和4年度
小児科患者数（入院）	実績	4,345人	4,140人	5,076人

項目		令和2年度	令和3年度	令和4年度
小児科患者数（外来）	実績	9,164人	9,265人	8,614人

項目		令和2年度	令和3年度	令和4年度
小児救急搬送患者数	実績	273人	442人	697人
うち 小児救急入院患者数	実績	188人	198人	293人

項目		令和2年度	令和3年度	令和4年度
分娩件数	実績	293件	312件	339件
うち産科合併症や既往を もった妊婦分娩件数	実績	100件	89件	57件

法人自己評価の判断理由（業務実績の状況等）

【具体的な取組や成果内容及び目標達成状況等について】

ア 小児医療

二次医療圏内の小児救急診療について、豊能広域子ども急病センターの後送病院として週4回の二次救急輪番を努め、地域に必要とされる役割を果たした。

項目		令和2年度	令和3年度	令和4年度
小児時間外救急搬送応需率	実績	97.3%	92.2%	84.8%

イ 周産期医療

陣痛から分娩後まで、部屋移動による負担が少なく安全なLDR（特別室）の活用に加え、多職種から専門的なサポートを受けることが出来る助産師外来や、ははとこ健診（産後2週間健診）、産後のアロマセラピーなど妊娠から産後まで幅広い支援を行い、安心してお産できる環境を継続して提供した結果、前年度より分娩件数の増加に繋がった。

糖尿病等の合併症をもった妊婦、中程度のリスクのある分娩や開業医では対応の難しい妊娠管理や分娩管理が必要な妊婦の受入体制を維持した。

分娩においてハイリスクを有する妊婦については、健診の段階で高次医療対応が可能な周産期母子医療センターへ紹介するなどし、安心安全な周産期医療体制を確保した。

【評価結果】

ア 小児医療

	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
法人自己評価	3	3	3	3

イ 周産期医療

	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
法人自己評価	3	3	3	3

第2 市民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項
 2 市立病院として担うべき医療
 (4) 災害医療

中期目標	<p>ア 吹田市地域防災計画に基づき、市の災害医療センターとして大規模な災害や事故の発生に備え、災害時の医療体制や医薬品等の確保体制を整備すること。</p> <p>イ 災害時においては、地域の医療機関と連携し、適切な医療を提供するとともに市と連携し、市の災害医療センターとして、市域の医療機関の中心的役割を果たすこと。</p>
中期計画	<p>ア 災害時の医療体制の整備</p> <p>(ア) 災害時の医療活動を迅速かつ適切に対応できるよう、災害対策訓練を実施するとともに、院外で開催される災害対策訓練及び災害医療研修へ積極的に参加する。</p> <p>(イ) 災害発生時に備え、設備の点検や物資の確保を進めるとともに市の防災計画の見直しに合わせるなど、必要に応じて当院の業務継続計画（BCP）やマニュアルの見直しを行う。</p> <p>イ 市及び地域の医療機関との連携体制</p> <p>災害時には、地域の医療機関と連携し、適切な医療を提供するとともに、災害状況により可能である場合は、現地医療救護班の派遣等の医療救護活動を実施する。</p>
年度計画	<p>ア 災害時の医療体制の整備</p> <p>(ア) 災害時の医療活動を迅速かつ適切に対応できるよう、災害対策訓練を実施するとともに、院外で開催される災害対策訓練及び災害医療研修へ積極的に参加する。</p> <p>(イ) 災害発生時に備え、設備の点検や物資の確保を進める。また、市の防災計画や訓練及び研修で得た改良点を反映して当院の業務継続計画（BCP）やマニュアルの見直しを行う。</p> <p>イ 市及び地域の医療機関との連携体制</p> <p>災害時には、地域の医療機関と連携し、適切な医療を提供するとともに、災害状況により可能である場合は、現地医療救護班の派遣等の医療救護活動を実施する。</p>

【関連指標】

項目		令和2年度	令和3年度	令和4年度
災害訓練回数	実績	2回	1回	3回

項目		令和2年度	令和3年度	令和4年度
災害訓練参加人数	実績	122人	85人	171人

項目		令和2年度	令和3年度	令和4年度
災害医療院外研修参加回数	実績	1回	2回	1回

法人自己評価の判断理由（業務実績の状況等）

【具体的な取組や成果内容及び目標達成状況等について】

ア 災害時の医療体制の整備

(ア) 11月に地震を想定した大規模災害訓練（医師6人、看護師35人、コメディカル12人、事務12人、計65人参加）を実施し、被災者受入れトリアージ訓練を行った。患者導線において、発熱者と交差する箇所や、レントゲン撮影に時間を要すなど、訓練で得た課題の改善に取り組んだ。2月に防火訓練（医師4人、看護師51人、コメディカル11人、事務8人、その他2人、計76人参加）を実施し、外来患者の避難誘導を行った。患者や職員の迅速な避難誘導、安否確認を行い、発災の際に備えることができた。10月に院内保育所で防火訓練（保育士7人、調理員1人、園児18人、その他4人、計30人参加）を行った。また、院外での訓練、研修参加については、9月に吹田市総合防災訓練に医師と看護師を派遣した。10月に豊能二次医療圏大規模災害時医療連携強化プロジェクト研修（医師1人、看護師2人、コメディカル2人、事務3人、計8人）に参加した。大地震時の災害医療体制の確立について模擬訓練を行い、他病院の抱える課題を共有でき、当院の災害対応の参考になった。12月には、内閣サイバーセキュリティセンターの主催するサイバー攻撃に対する演習訓練に参加した。吹田市が攻撃対象となり、ネット環境にある各部署の迅速な対応、情報共有について訓練を行ったことで、当院への攻撃に備えることができた。

(イ) 災害発生時の停電に備え非常用発電機及びその燃料の備蓄である地下タンクの点検等を定期的に行っている。また非常食類についても点検し更新をしている。災害及び防火訓練を反映して当院の業務継続計画（BCP）やマニュアルの見直しを行った。

イ 市及び地域の医療機関との連携体制

災害拠点病院である大阪大学医学部附属病院や大阪府済生会千里病院と豊能二次医療圏に属する病院が主催の研修に参加し、情報交換を行った。また、災害時の医療機関との連携・協力において重要なことは、正確な情報共有をすることであるため、大阪府救急・災害医療情報システムによる情報入力訓練（令和4年度は20回）に参加した。

【評価結果】

ア 災害時の医療体制の整備

	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
法人自己評価	3	3	3	3

イ 市及び地域の医療機関との連携体制

	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
法人自己評価	3	4	4	3

第2 市民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項

2 市立病院として担うべき医療

(5) 感染症医療

中期目標	新興感染症等の感染拡大に備え、平時から関係機関との連携体制の確保等を図るとともに、職員や地域に対して予防講座を行うなど啓発活動を行うこと。また、
-------------	--

	新興感染症等の発生時には、市の求めに応じつつ、関係機関と連携・協力し、一般の医療提供体制への影響を最小限にしながら、感染症医療における中心的な役割を果たすこと。
中期計画	<p>新興感染症等の感染拡大に備え、平時から関係機関との連携体制の確保等を図るとともに、職員や地域に対して予防講座を実施する。また、院内感染対策マニュアルの改定、感染症患者の受入れに必要な院内環境の整備及び感染対策に必要な医療材料の備蓄を図る。</p> <p>新興感染症等の発生時には、新型コロナウイルス感染症拡大時に重点拠点医療機関として対応した経験を生かし、関係機関と連携・協力し、一般の医療提供体制を確保しながら感染症医療に適切に対応する。</p>
年度計画	<p>新興感染症等の感染拡大に備え、平時から関係機関との連携体制の確保等を図るとともに、職員や地域に対して予防講座を実施する。また、院内感染対策マニュアルの改定、感染症患者の受入れに必要な院内環境の整備及び感染対策に必要な医療材料の備蓄を図る。</p> <p>また、新型コロナウイルス感染症については、引き続き重点拠点医療機関として、関係機関と連携・協力し、一般の医療提供体制を確保しながら発熱外来や入院患者の受入れ等について状況に応じて適切に対応する。</p>

【関連指標】

項目	令和2年度実績	令和3年度実績	令和4年度実績
職員や施設等に対する予防講座開催回数	19回	19回	19回

法人自己評価の判断理由（業務実績の状況等）

【具体的な取組や成果内容及び目標達成状況等について】

感染症医療

平時から関係機関と連携を図り、職員や地域の施設等に対して予防講座を19回実施した。また、適宜院内感染対策マニュアルを改訂、感染症対策に必要なガウンやマスクなどの医療材料の確保等を行った。

新型コロナウイルス感染症については、市及び関係機関と連携・協力して発熱外来及び地域外来検査センターにおいて引き続き外来患者に対応したほか、重点医療機関として設置した専用病棟にて入院患者を受け入れ、市立病院としての役割を果たした。感染管理認定看護師が高齢者施設等に対して感染防止対策研修やクラスター支援を行い、また、地域の診療所へ訪問し感染対策に関する助言を行うなど、地域の感染対策推進に努めた。

医療機関や医師会および保健所と共に、新型コロナウイルス感染症等の発生を想定した訓練や合同カンファレンスを計6回実施した。

【評価結果】

感染症医療

	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
法人自己評価	—	—	—	4

第2 市民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項
 2 市立病院として担うべき医療
 (6) がん医療

中期目標	<p>ア 大阪府がん診療拠点病院として、集学的治療や地域連携パスを推進するとともに、相談支援を充実し、積極的な情報提供に努めること。</p> <p>イ 本市が実施する各種がん検診に積極的に協力するなど、がん予防医療の取組に努めること。</p>
中期計画	<p>ア 大阪府がん診療拠点病院としてのがん診療体制の整備</p> <p>(ア) 大阪府がん診療拠点病院として、検査によるがん診断から手術、放射線治療、化学療法などを組み合わせた集学的治療を推進する。</p> <p>(イ) 地域連携パスの連携医療機関を拡充し、パスの推進に取り組むことで、がん診療の質の向上に貢献する。</p> <p>(ウ) 多職種からなる体制の下、がんのリハビリテーションの推進、がん患者に対する相談支援、症状緩和に向けた緩和ケアの介入及び情報提供などを積極的に実施し、緩和ケアの充実を図る。</p> <p>イ がん予防医療の取組</p> <p>(ア) 市が実施する各種がん検診に積極的に協力し、がん予防医療に取り組む。</p> <p>(イ) 病院だよりにがん検診の案内を定期的に掲載する。また、ホームページ上に当院のがん診療に関する情報を掲載することなどにより、市民向けのがん予防の啓発に取り組む。</p>
年度計画	<p>ア 大阪府がん診療拠点病院としてのがん診療体制の整備</p> <p>(ア) 大阪府がん診療拠点病院として、がんの診断検査から手術、化学療法等の薬物療法、放射線治療を組み合わせた集学的治療を推進する。また、腹腔鏡や手術支援ロボットを使用した低侵襲の手術を推進する。</p> <p>(イ) 開業医訪問を行う等してがん診療地域連携パスの連携医療機関数を増やすことに加え、院内での周知機会を設けることでパスの活用を進めていく。</p> <p>(ウ) 多職種からなる体制の下、がんのリハビリテーションの推進、がん相談支援センターでのがん患者に対する相談支援、がんに関する情報提供、症状緩和に向けた緩和ケアの介入を積極的に実施し、緩和ケアの充実を図る。</p>

【目標指標】

項目		令和2年度	令和3年度	令和4年度
がん入院患者件数	年度計画目標	2,080件	2,120件	2,540件
	【中期計画目標】 2,630件	実績 2,487件	2,772件	2,722件

項目		令和2年度	令和3年度	令和4年度
外来化学療法件数 【中期計画目標】 3,520件	年度計画 目標	2,600件	2,650件	3,400件
	実績	3,322件	3,771件	4,173件

項目		令和2年度	令和3年度	令和4年度
放射線治療患者数 【中期計画目標】 250人	年度計画 目標	—	—	241人
	実績	235人	254人	264人

項目		令和2年度	令和3年度	令和4年度
がん手術件数 【中期計画目標】 860件	年度計画 目標	690件	700件	830件
	実績	813件	890件	875件

項目		令和2年度	令和3年度	令和4年度
がん診療地域連携パス 実施件数 【中期計画目標】 40件	年度計画 目標	30件	40件	40件
	実績	18件	23件	13件

【関連指標】

項目		令和2年度	令和3年度	令和4年度
がん患者リハビリテ ーション単位数(※)	実績	2,294 単位	2,709 単位	2,125 単位

(※) 単位数とは、20分を1単位とするリハビリテーションの実施数(以下同様)

項目		令和2年度	令和3年度	令和4年度
がん相談件数	実績	772件	759件	840件

項目		令和2年度	令和3年度	令和4年度
緩和ケアチーム介入件数	実績	147件	158件	151件

項目		令和2年度	令和3年度	令和4年度
がん検診受診者数	実績	1,403人	1,473人	1,479人

法人自己評価の判断理由（業務実績の状況等）

【具体的な取組や成果内容及び目標達成状況等について】

ア 大阪府がん診療拠点病院としてのがん診療体制の整備

(ア) 医師、看護師、コメディカル等がチームとして症例検討会を行い、他科と連携協力し、患者にとって最良な治療方法となるよう集学的治療を推進した結果、外来化学療法件数、がん入院患者数、放射線治療患者数、がん手術件数は目標を達成した。また、緩和ケアチームによる介入を行い、精神面等のフォローも積極的に行った。

化学療法は今後の増加に備え、1月に化学療法室を3床増床することで、早期に治療が行えるよう努めた。

また、低侵襲の手術を積極的に行なっており、令和4年4月より直腸癌に対して手術支援ロボットを使用した手術を開始した。

(イ) 開業医訪問や患者のかかりつけ医への逆紹介を行う等してがん診療地域連携パスの連携医療機関数は胃がん4件・大腸がん3件・乳がん2件で増加したことに加え、院内での周知機会を設けることでパスの活用促進に取り組んだものの、コロナ禍における受診控えの影響で対象となる患者が減少していたこともあり、年度目標の40件に対して13件に留まった。

(ウ) がんのリハビリテーションについては、がんの専門的知識を有する技師が、療養生活の質の維持向上を目的とするリハビリテーションを実施した。

がん相談支援センターでは、がんに関する情報を整備し、案内ポスターの院内掲示、リーフレットの設置、ホームページでの周知を図り、がん相談支援に繋げた。

緩和ケアについては、入院時に疼痛のスクリーニングを実施し、週1回ラウンドを行うなど積極的に介入を行った。

イ がん予防医療の取組

(ア) 新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、肺がん検診及び大腸がん検診は実施できなかったが、市が実施する子宮がん検診、胃がん内視鏡検診及び乳がん検診を継続して実施した。

項目		令和2年度	令和3年度	令和4年度
肺がん検診	実績	27件	0件	0件

項目		令和2年度	令和3年度	令和4年度
大腸がん検診	実績	23件	0件	0件

(イ) がんに関する情報について、年4回発行している病院だよりに特集ページを全号に掲載するとともに、ホームページ上に新たに「覚えておきたい「がん」のこと」を掲載し、がん予防の啓発に取り組んだ。

【評価結果】

ア 大阪府がん診療拠点病院としてのがん診療体制の整備

	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
法人自己評価	4	3	3	3

イ がん予防医療の取組

	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
法人自己評価	3	3	3	3

第2 市民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項

2 市立病院として担うべき医療

(7) リハビリテーション医療

中期目標	急性期から回復期までの患者の状態像に応じたリハビリテーションを手厚く行い、早期の在宅復帰を支援すること。
中期計画	<p>ア 回復期リハビリテーション病棟を活用した在宅復帰への支援 整形外科術後早期や脳出血、脳梗塞発症早期といった急性期のリハビリテーション医療とともに、回復期リハビリテーション病棟（45床）を活用した回復期のリハビリテーション医療を実施することで、ADL（日常生活動作）の向上により、在宅復帰を支援する。</p> <p>イ 高齢者の増加に伴う疾患への対応 高齢化に伴い増加することが想定される、がん患者へのリハビリテーション医療や呼吸器系疾患のリハビリテーション医療に取り組む。</p>
年度計画	<p>ア 回復期リハビリテーション病棟を活用した在宅復帰への支援 整形外科疾患や脳出血、脳梗塞発症早期といった急性期のリハビリテーション医療を実施するとともに、回復期リハビリテーション病床においては365日のリハビリテーション実施体制の下、ADL向上に効果的なリハビリテーションを提供し、在宅復帰の支援を行う。</p> <p>イ 高齢者の増加に伴う疾患への対応 今後増加することが想定される、がん患者や呼吸器疾患患者の運動機能低下を予防・改善するリハビリテーションの提供に取り組む。</p>

【目標指標】

項目		令和2年度	令和3年度	令和4年度
回復期リハビリテーション病棟病床利用率 【中期計画目標】 95.0%	年度計画目標	95.0%	95.0%	95.0%
	実績	75.1%	84.0%	76.0%

項目		令和2年度	令和3年度	令和4年度
回復期リハビリテーション病棟在宅復帰率 【中期計画目標】 80.0%	年度計画目標	80.0%	80.0%	80.0%
	実績	86.7%	94.7%	91.7%

【関連指標】

項目		令和2年度	令和3年度	令和4年度
早期リハビリテーション単位数	実績	54,646 単位	55,029 単位	53,161 単位

項目		令和2年度	令和3年度	令和4年度
総リハビリテーション実施単位数	実績	137,938 単位	136,538 単位	133,946 単位

項目		令和2年度	令和3年度	令和4年度
がん患者リハビリテーション単位数（再掲）	実績	2,294 単位	2,709 単位	2,125 単位

項目		令和2年度	令和3年度	令和4年度
呼吸器リハビリテーション単位数	実績	2,515 単位	2,710 単位	2,913 単位

項目		令和2年度	令和3年度	令和4年度
脳血管疾患等リハビリテーション単位数	実績	75,521 単位	63,786 単位	67,939 単位

項目		令和2年度	令和3年度	令和4年度
運動器リハビリテーション単位数	実績	50,056 単位	59,558 単位	52,975 単位

項目		令和2年度	令和3年度	令和4年度
廃用症候群リハビリテーション単位数	実績	7,552 単位	7,775 単位	7,994 単位

法人自己評価の判断理由（業務実績の状況等）

【具体的な取組や成果内容及び目標達成状況等について】

ア 回復期リハビリテーション病棟を活用した在宅復帰への支援

365日のリハビリテーション実施体制の下、急性期患者については、引き続き術後や発症後の早期リハビリテーション、また廃用症候群の予防や早期離床を目的としたリハビリテーションを実施した。回復期リハビリテーション患者については、ADL向上に効果的なリハビリテーションを提供し、病床利用率は新型コロナウイルス感染症の影響により目標値には届かなかったが、リハビリテーション実施単位数は前年度実績とほぼ同等であった。

イ 高齢者の増加に伴う疾患への対応

がん患者や呼吸器疾患患者に対し早期にリハビリテーションの介入を実施し、患者の状態等を勘案して、最も適切なリハビリテーションを提供することで、患者の自立度向上に取り組んだ。

【評価結果】

ア 回復期リハビリテーション病棟を活用した在宅復帰への支援

	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
法人自己評価	3	3	3	3

イ 高齢者の増加に伴う疾患への対応

	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
法人自己評価	3	3	3	3

第2 市民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項

2 市立病院として担うべき医療

(8) 難病に関する医療

中期目標	難病指定医療機関として、難病患者に対する医療を行い、患者・家族を支援すること。
中期計画	難病指定医療機関及び大阪府難病医療協力病院として、患者が安心して療養を継続できるよう、難病に関する専門的治療を提供するとともに、保健所等の関係機関と連携・協力し、難病患者への支援に取り組む。
年度計画	難病指定医療機関及び大阪府難病医療協力病院として、患者が安心して療養を継続できるよう、難病に関する専門的治療を提供するとともに、他の医療機関や保健所等の関係機関と連携・協力し、「働き方相談会」を開催するなど難病患者への支援に取り組む。

【関連指標】

項目		令和2年度	令和3年度	令和4年度
臨床調査個人票作成数	実績	128件	622件	725件

項目		令和2年度	令和3年度	令和4年度
保健所等が開催する相談会等への協力・参加件数	実績	0件	1件	3件

法人自己評価の判断理由（業務実績の状況等）

【具体的な取組や成果内容及び目標達成状況等について】

難病に関する医療

患者が安心して療養を継続できるよう、難病に関する専門的治療を提供するとともに、保健所や難病患者就労サポーターと連携し、「働き方相談会」を3回実施した。また、保健所が実施する難病に関する講演会「後縦靭帯骨化症の概要と日常生活の注意点」に講師派遣を行った。

【評価結果】

難病に関する医療

	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
法人自己評価	—	—	—	3

第2 市民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項

3 安心安全で患者満足度の高い医療の提供

(1) 安心安全な医療の提供

中期目標	ア 安心安全な医療を提供するため、医療の安全管理を確保する体制を整備すること。 イ 医療事故や院内感染の発生防止に取り組むなど、医療安全対策を徹底し、定期的に関連する研修等を行い、安全管理の意識向上を図ること。
中期計画	ア 医療の安全管理体制の確保 (ア) 医療安全管理委員会において、インシデント発生状況の分析とアクシデント発生予防を検討し、医療安全対策に取り組む。 (イ) 院内感染対策委員会において、院内感染発生状況の分析や感染予防対策に取り組む。 イ 医療安全対策の徹底 (ア) 公益財団法人日本医療機能評価機構による病院機能評価結果を活用し、安心安全で質の高い医療を効率的に提供するための業務改善を継続的に取り組む。 (イ) 全職員を対象に医療安全に関する情報の提供を行うほか、医療安全・感染管理に関する研修の実施や院外での研修への積極的な参加により、医療事故や感染症に対する意識の向上を図り、医療安全対策を徹底する。
年度計画	ア 医療の安全管理体制の確保 (ア) 医療安全管理委員会等を毎月開催し、インシデント・アクシデント事例の報告を行い、再発防止策について検討するとともに、患者への影響度が高い事案については症例検討会を開催し、今後の事故防止に努める。また、医療安全に関する研修を行うことで安全に対する意識の向上を図る。 (イ) ICT ラウンド及び抗菌薬適正使用ラウンドを毎週実施し、感染症治療、抗菌薬適正使用状況及び感染防止策を評価する。また、評価結果をフィードバックし、感染対策の推進及び薬剤耐性菌出現の抑止に努める。 イ 医療安全対策の徹底 (ア) 今年度の病院機能評価更新に向けて、各評価項目の達成状況を確認し、

安心安全な医療の提供と業務改善に取り組む。
 (イ) 医療安全に関する情報を提供するため、院内ネットワークに定期的に「医療安全新聞」を掲載し、意識向上に努める。また、患者に安心安全な医療を提供できるよう、職員に対して医療安全・院内感染防止対策に関する研修やeラーニングを実施するとともに、院外での研修に積極的に参加し、意識の向上を図る。

【関連指標】

項目	項目	令和2年度	令和3年度	令和4年度
医療安全管理委員会開催回数	実績	12回	12回	12回
インシデント・アクシデント報告のうち医師が行った割合	実績	2.9%	7.5%	6.5%
症例検討会開催回数	実績	1回	2回	4回
医療安全・感染管理に関する研修開催回数	実績	30回	26回	31回
医療安全関係院外研修参加件数	実績	9件	19件	18件

法人自己評価の判断理由（業務実績の状況等）

【具体的な取組や成果内容及び目標達成状況等について】

ア 医療の安全管理体制の確保

(ア) 医療安全管理委員会等を毎月開催し、インシデント・アクシデントの発生要因を分析し、再発防止策の検討結果を毎月の部長会を通じ、職員へ周知を図るとともに全職員を対象に医療安全研修を2回行った。また、今後の事故防止につなげるため、患者への影響度が高かった事案について症例検討会を4例開催した。

項目		令和2年度	令和3年度	令和4年度
インシデント件数	実績	1,644件	1,194件	1,354件
アクシデント件数	実績	13件	48件	38件

(イ) ICTラウンド及び抗菌薬適正使用ラウンドを毎週行い、感染症治療、抗菌薬適正使用状況及び感染防止策を評価し、結果のフィードバックを行った。その結果、薬剤耐性菌感染症感染率は2.11%（令和4年の全国平均は2.89%）と低い数値を継続することができた。

薬剤耐性菌によるアウトブレイクの発生件数は0であった。

広域抗菌薬（カルバペネム）の使用密度は前年より低減（30.2%→24.4%）し使用量を抑制することができた。

イ 医療安全対策の徹底

(ア) 今年度病院機能評価を受審し、適切に行われている及び一定の水準に達しているとの評価

を受け、当院の医療安全対策が適切であることを把握した。また、課題とされた医療安全管理体制における医療安全室の位置づけを明確にした。

医療関連感染制御に向けた取組に関しては S 評価（秀でている）を受け、感染対策が適切に行われていることが確認できた。

(イ) 院内ネットワーク内にある医療安全室ホームページの「医療安全新聞」「医療安全情報」等を 1 2 回更新し、医療安全に関する情報提供に努め、意識向上に取り組んだ。また、医療の安全管理研修について、全職員を対象に 2 回、職種別に 1 5 回実施した。院外においても医療安全室の職員を中心に 1 8 回の研修に参加した。院内感染防止対策として、全職員を対象に 3 回、職種別に 11 回の研修を実施し、職員の感染防止対策への意識向上に取り組んだ。

【評価結果】

ア 医療の安全管理体制の確保

	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度
法人自己評価	3	3	3	3

イ 医療安全対策の徹底

	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度
法人自己評価	3	3	3	3

第 2 市民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項

3 安心安全で患者満足度の高い医療の提供

(2) チーム医療の充実

中期目標	医療の質と安全性を高めるため、医師、看護師及びコメディカルスタッフなど多職種・多診療科間で編成したチーム医療の更なる充実を図ること。
中期計画	ア チーム医療の仕組みを活用した質の高い診療・ケアの提供 医療の質と安全性を高めるため、認知症ケアチームや栄養サポートチームをはじめとした各専門チームの介入など、多職種協働による円滑で質の高い診療・ケアを提供する。 イ チーム医療の質の向上 多職種からなる専門性の高いスタッフによるミーティングやラウンド等を通じて、課題の把握及び解決に努め、チーム医療の質の向上を図る。
年度計画	ア チーム医療の仕組みを活用した質の高い診療・ケアの提供 医療の質と安全性を高めるため、認知症ケアチームや栄養サポートチームをはじめとした各専門チームの介入など、多職種協働によるアプローチから円滑で質の高い診療・ケアを提供する。 イ チーム医療の質の向上 多職種からなる専門性の高いスタッフによるミーティングやラウンド等を通じて、課題の把握及び共有に努め、チーム医療の質の向上を図る。

【関連指標】

項目		令和2年度	令和3年度	令和4年度
認知症ケアチーム介入件数	実績	425件	408件	291件
項目		令和2年度	令和3年度	令和4年度
栄養サポートチーム介入件数	実績	1,127件	656件	731件

法人自己評価の判断理由（業務実績の状況等）	
<p>【具体的な取組や成果内容及び目標達成状況等について】</p> <p>ア チーム医療の仕組みを活用した質の高い診療・ケアの提供</p> <p>医療の質と安全性を高めるため、多職種がそれぞれの専門スキルを活用し、チームで患者の療養生活のサポートを行うことで質の高い診療・ケアを提供した。</p> <p>認知症ケアチームにおいては、認知症を有する患者の担当看護師と共にカンファレンスを実施し、認知症状の悪化の予防やケアなど症状改善に向けた介入を行った。</p> <p>栄養サポートチームにおいては、コロナ禍における感染リスクを考慮し、チームによる介入を制限したものの、低栄養の患者の把握や栄養管理の提案を行い、病状の早期回復に努めた。</p> <p>イ チーム医療の質の向上</p> <p>多職種によるミーティングやラウンド等を通じて、課題の把握及び解決に努め、チーム医療の質の向上を図った。</p> <p>認知症ケアチームにおいては、研修会や委員会等を通じて、認知症に関する知識やケアの目的の共有やスキルアップを図った。</p> <p>栄養サポートチームにおいては、個々の症例に関して治療効果の促進や合併症の回避を目的として、病棟スタッフに対して、栄養療法や、栄養管理について助言を行い、チーム医療の質の向上を図った。</p>	

【評価結果】

ア チーム医療の仕組みを活用した質の高い診療・ケアの提供

	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
法人自己評価	3	3	3	3

イ チーム医療の質の向上

	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
法人自己評価	3	3	3	3

第2 市民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項

3 安心安全で患者満足度の高い医療の提供

(3) コンプライアンスの徹底

中期目標	<p>ア 医療法をはじめとする関係法令を遵守のうえ、行動規範と倫理に基づく適正な病院運営を行うこと。</p> <p>イ 全ての職員が個人情報を保護することの重要性を認識し、その管理を徹底すること。また、情報セキュリティ対策を確実に実施すること。</p>
中期計画	<p>ア 内部統制体制の整備 関係法令遵守について周知し職員の意識向上に努めるとともに、監事や会計監査人による監査結果等を活用し、業務の適正化を図る。</p> <p>イ 個人情報管理の徹底 個人情報の取扱いや漏洩防止を目的とした研修や、マイナンバーカードの取扱いに関する研修の実施などにより、職員の意識向上を図る。また、情報セキュリティポリシーに基づいたセキュリティ対策を行うなど、個人情報保護の徹底を図る。</p>
年度計画	<p>ア 内部統制体制の整備 関係法令遵守について周知し職員の意識向上に努めるとともに、内部統制については、業務実施の障害となる要因を事前に分析及び評価したリスクへの適切な対応を行う。また、監事や会計監査人による監査結果を踏まえ、業務の適正化を図る。</p> <p>イ 個人情報管理の徹底 個人情報保護に関する研修やマイナンバーカードの取扱いに関する研修を実施するとともにセルフチェックシートによる自己点検を行い、個人情報取扱いについて職員の意識向上を図る。また、セキュリティポリシーに基づいたセキュリティ対策について、全職員を対象に定期的に注意喚起を行う。</p>

法人自己評価の判断理由（業務実績の状況等）

【具体的な取組や成果内容及び目標達成状況等について】

ア 内部統制体制の整備

リスクへの適切な対応を行うため、令和3年度に実施したリスク評価をもとに業務におけるリスクを再確認し、適宜見直しを行った。また、市が選任した会計監査人による監査業務（会計実務指導や内部統制等）に係る指摘についても適切に対応を行った。

イ 個人情報管理の徹底

漏洩防止やマイナンバーカードの取り扱いを含めた個人情報保護に関する研修を実施し、当日に参加できなかった職員向けに院内ポータルサイトに研修動画をアップし、個人情報保護に対する意識向上に努めたうえで、院内ポータルサイトによる個人情報に関する自己点検を行った。

また、セキュリティポリシーに基づいたセキュリティ対策について、全職員を対象に定期的に注意喚起を行った。

【評価結果】

ア 内部統制体制の整備

	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
法人自己評価	3	3	3	3

イ 個人情報管理の徹底

	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
法人自己評価	—	—	—	3

第2 市民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項

3 安心安全で患者満足度の高い医療の提供

(4) 患者サービスの向上

中期目標	<p>ア 患者が利用しやすい病院を目指すため、職員の接遇向上、院内の快適性向上及び待ち時間の短縮など、患者の視点に立ったサービスの向上に取り組むとともに、その結果を定量的に把握するよう努めること。</p> <p>イ インフォームド・コンセント、セカンド・オピニオンの充実など患者に寄り添った良質な医療を提供することにより市民に信頼され、選ばれる病院を目指すこと。</p> <p>ウ ボランティアの受入れを推進し、病棟など多様な分野へのボランティア活動の拡充を図ること。</p>
中期計画	<p>ア 患者の視点に立ったサービスの提供 (ア) 患者アンケートや声の箱などに寄せられた意見を活用し患者ニーズの的確な把握に努め、患者サービスの向上に取り組む。 (イ) 障がいの有無など患者や家族の事情に寄り添った丁寧な接遇を心掛けるとともに、接遇に関する研修を実施し、質の向上を図る。 (ウ) かかりつけ医との機能分担・連携の推進の観点から外来診療の紹介制の拡大を検討するとともに引き続きかかりつけ医への逆紹介を推進することで待ち時間の短縮に繋げる。</p> <p>イ 患者に寄り添ったサービスの提供 説明手順に沿った標準的でわかりやすく質の高いインフォームド・コンセントを実施するとともに、セカンド・オピニオンを積極的に推進し、患者に選ばれる病院を目指す。</p> <p>ウ 院内ボランティア活動への支援 ボランティアの積極的な受入れに引き続き努めるとともに、ボランティアが活動しやすい環境の整備などにより、患者の療養環境の向上を図る。</p>
年度計画	<p>ア 患者の視点に立ったサービスの提供 (ア) 患者アンケートや声の箱などに寄せられた意見を活用し患者ニーズの的確な把握に努め、患者サービスを改善する。 (イ) 障がいの有無など患者や家族の事情に寄り添った対応をするため、接遇研修を実施し、状況に応じた丁寧な接遇を行うよう、職員の意識向上を図る。 (ウ) かかりつけ医との機能分担・連携の推進の観点から外来診療の紹介制の一部診療科で拡大実施するとともにかかりつけ医への逆紹介や外来予約の推進などを引き続き行い、待ち時間の短縮に努める。</p> <p>イ 患者に寄り添ったサービスの提供 説明手順に沿った標準的で分かりやすく質の高いインフォームド・コンセントを実施するとともに、セカンド・オピニオンについては積極的に推進し、当院へ</p>

の依頼だけでなく他院への希望についても丁寧に対応することで、患者に選ばれる病院を目指す。

ウ 院内ボランティア活動への支援

ボランティアが活動しやすい環境を引き続き維持するとともに、積極的な受け入れに努め、患者サービスの向上を図る。

【関連指標】

項目		令和2年度	令和3年度	令和4年度
声の箱投書件数	実績	84件	116件	113件

項目		令和2年度	令和3年度	令和4年度
患者満足度調査結果	実績	—	1回実施 回答数 337件	1回実施 回答数 754件

項目		令和2年度	令和3年度	令和4年度
セカンド・オピニオン 対応件数	実績	3件	4件	4件

項目		令和2年度	令和3年度	令和4年度
ボランティア登録人数	実績	60人	61人	62人

法人自己評価の判断理由（業務実績の状況等）

【具体的な取組や成果内容及び目標達成状況等について】

ア 患者の視点に立ったサービスの提供

(ア) 声の箱に寄せられた様々な要望・意見を医療改善委員会で検討し、患者サービスの向上・改善を図った。

入院患者の患者満足度を把握するための退院患者アンケートや外来患者満足度調査を実施した。退院患者アンケートでは、職員の接遇について「よい」の評価が 92.2%、「ふつう」が 7.7%、「わるい」が 0.1%との結果であった。

外来患者満足度調査について、実施日程を昨年度の 2 日間から 5 日間に延ばし実施した。

結果について、回答数は 754 件と倍増し、全国の傾向（ベンチマーク）と比較して、「親しい方にすすめられる病院」として高評価であった。

(イ) 4 月に新規採用者を対象に接遇研修を実施し、20 名が参加した。また、8 月に全職員を対象とした接遇研修を実施し、41 名が参加した。2 件の研修において、患者や家族の事情に応じた丁寧な接遇を行うよう、職員の意識向上を図った。

(ウ) 4 月より新たに脳神経外科と腎臓泌尿器科について、紹介患者・予約患者のみの紹介制を導入する他、かかりつけ医への逆紹介を推進することで、待ち時間の短縮を図った。

イ 患者に寄り添ったサービスの提供

インフォームド・コンセントについては、当院のマニュアルに従い、分かりやすく丁寧な説明を実施した。

他院へのセカンド・オピニオンについては、23件であり、患者の希望の際には速やかに対応した。当院へのセカンド・オピニオンについてはホームページや院内掲示等で周知を図っており、4件であった。

ウ 院内ボランティア活動への支援

新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、院内のボランティア活動は自粛していたが、屋上庭園の花の手入れについては新型コロナウイルス感染防止対策を講じながら実施した。

【評価結果】

ア 患者の視点に立ったサービスの提供

	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
法人自己評価	3	3	3	3

イ 患者に寄り添ったサービスの提供

	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
法人自己評価	3	3	3	3

ウ 院内ボランティア活動への支援

	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
法人自己評価	3	3	3	3

第2 市民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項

4 本市の地域包括ケアシステムの構築に貢献する地域完結型医療の体制づくり

(1) 地域の医療機関（かかりつけ医等）との機能分担・連携

中期目標	<p>ア 地域医療支援病院として、患者の状態像に応じた医療を効果的・効率的に提供するため、紹介・逆紹介の徹底や在宅医療の支援など、地域の医療機関との機能分担を図りつつ、連携を更に推進すること。</p> <p>イ かかりつけ医の役割や、その必要性について啓発を行うなど、かかりつけ医定着に向けた取組を継続すること。</p>
中期計画	<p>ア 紹介・逆紹介の徹底及び在宅医療の支援</p> <p>(ア) 地域医療支援病院として、登録医制度、地域の医療機関との情報共有システムや地域連携パスの活用により、病病・病診連携をより一層活性化させ、紹介患者をスムーズに受け入れるとともに、急性期を脱した患者については早期に逆紹介を行う。</p> <p>(イ) 在宅療養者が急変し入院が必要となった際にはスムーズな受入れを行い、治療後はすみやかに在宅へ移行するよう地域の関係機関と連携を図る。</p> <p>イ かかりつけ医定着に関する啓発</p> <p>市民公開講座の開催やホームページ、広報誌など、様々な機会をとらえてかかりつけ医の役割やその必要性に関する啓発を行い、また、院内に設置しているかかりつけ医マップや、診療時間等を記した「かかりつけ医パンフレット」を活用</p>

	し、かかりつけ医定着に向けた取組を継続する。
年度計画	<p>ア 紹介・逆紹介の徹底及び在宅医療の支援</p> <p>(ア) 地域医療支援病院として、地域の医療機関との情報共有システムを本格稼働させるとともに、登録医制度や地域連携パスの活用により、病病・病診連携をより一層活性化させる。また、紹介患者の当日受入れにおいて、外来看護師を介さずに直接医師に確認できるような体制を構築することで紹介患者をスムーズに受入れるとともに、かかりつけ医マップや地域連携パスを活用する等、早期に逆紹介を行う。</p> <p>(イ) 在宅療養者が急変した際には積極的に受け入れ、急性期治療が終われば在宅へ移行するよう地域の関係機関と連携を図る。</p> <p>イ かかりつけ医定着に関する啓発</p> <p>市民公開講座、ホームページ、広報誌等、様々な機会を捉えてかかりつけ医の役割やその必要性に関する啓発を行う。また、啓発ポスターや登録医マップを院内各所に掲示することで、病院を訪れた方が気軽にかかりつけ医を探しやすいように工夫する。</p>

【目標指標】

項目		令和2年度	令和3年度	令和4年度
紹介件数 【中期計画目標】 20,610件	年度計画 目標	16,500件	17,000件	20,190件
	実績	17,286件	17,181件	18,272件

項目		令和2年度	令和3年度	令和4年度
逆紹介件数 【中期計画目標】 16,060件	年度計画 目標	11,100件	11,500件	15,700件
	実績	12,287件	12,005件	12,863件

項目		令和2年度	令和3年度	令和4年度
紹介率 【中期計画目標】 73.0%	年度計画 目標	61.0%	64.0%	71.5%
	実績	70.7%	72.1%	81.3%

紹介率=初診紹介件数/初診患者数

項目		令和2年度	令和3年度	令和4年度
逆紹介率 【中期計画目標】 67.0%	年度計画 目標	81.0%	84.0%	65.5%
	実績	65.0%	70.0%	77.1%

逆紹介率=逆紹介件数/初診患者数

項目		令和2年度	令和3年度	令和4年度
地域連携パス実施件数 【中期計画目標】 125件	年度計画 目標	80件	100件	125件
	実績	126件	120件	92件

【関連指標】

項目		令和2年度	令和3年度	令和4年度
登録医数	実績	338件	427件	457件

法人自己評価の判断理由（業務実績の状況等）

【具体的な取組や成果内容及び目標達成状況等について】

ア 紹介・逆紹介の徹底及び在宅医療の支援

(ア) 地域の医療機関との情報共有システムが本格稼働し、累計443人の患者を地域の医療機関と連携することができており、円滑な病病・病診連携の一助となっている。登録医数は457件で、前年度末から30件増加した。

当日の受入依頼については、返答までの時間を短縮するよう直接医師に受入の可否を確認する体制を拡大した。

逆紹介については、登録医マップやかかりつけ医検索システム、開業医の機能把握のためのアンケート、診療情報提供書のレイアウト改訂等を行うことで推進を図った。また、大腿骨頸部骨折等の地域連携パスを活用し、引き続き推進することにより地域で切れ目なく医療の提供に努めた。

紹介件数は18,272件、逆紹介件数は12,863件といずれも昨年度を上回ったが、目標達成に至らなかった。紹介率は81.3%、逆紹介率は77.1%と目標値をクリアした。

地域連携パスについては、コロナでの受入制限による脳卒中パスの落ち込みなどの影響もあり実施件数は92件であった。

(イ) 地域で切れ目なく医療の提供に努めるとともに、コロナ禍においても地域の関係医療機関との情報共有と調整を図り、逆紹介患者が急変した際には可能な限り受入れに努めた。

イ かかりつけ医定着に関する啓発

かかりつけ医の役割等について、ホームページ、病院だよりや市民公開講座において啓発するとともに、啓発ポスターや登録医マップを院内各所に掲示した。また、新たに「かかりつけ医検索システム」をホームページ上に公開することで、かかりつけ医定着の促進を図った。

【評価結果】

ア 紹介・逆紹介の徹底及び在宅医療の支援

	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
法人自己評価	4	3	3	3

イ かかりつけ医定着に関する啓発

	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
法人自己評価	3	3	3	3

第2 市民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項

4 本市の地域包括ケアシステムの構築に貢献する地域完結型医療の体制づくり

(2) 在宅医療の充実に向けた支援

中期目標	<p>ア 地域医療支援病院として、在宅医療に係る関係機関との連携を強化し、入院患者が円滑に在宅療養に移行できるような退院支援を行うこと。</p> <p>イ 在宅療養者の病状が急変した際には、関係機関等の求めに応じて一時的な受入れを行うなど、在宅医療の後方支援を積極的に担うこと。また、在宅療養後方支援病院の施設基準取得に向けて検討を進めること。</p> <p>ウ 地域医療ネットワークの連携を強化し、切れ目のない医療・介護・福祉サービスが提供できるよう、地域の医療水準の向上に努めること。</p>
中期計画	<p>ア 退院支援</p> <p>(ア) 在宅医療の充実に向けて、早期に住み慣れた地域で療養や生活を継続できるよう、診療所や訪問看護ステーション、居宅介護支援事業所などの在宅医療及び介護・福祉関係機関と情報共有や調整を十分に図り、円滑な退院支援を行う。</p> <p>(イ) 主治医、看護師、リハビリ医療従事者など、患者に関わる全ての職種の役割分担の下、退院時に入院患者の在宅医療への移行が円滑に進むよう入院前から面談を実施し、多職種カンファレンスなどを行いながら、チーム医療として患者・家族の意向に沿った退院支援を行う。</p> <p>イ 在宅療養者の急変時の受入れ</p> <p>今後さらに増加することが見込まれる在宅医療ニーズに対応するため、在宅療養者の病状が急変した際には、積極的に円滑な受入れを実施することで、在宅医療の後方支援を図るとともに、在宅療養後方支援病院の施設基準取得の検討を行う。</p> <p>ウ 地域医療ネットワークの連携強化</p> <p>切れ目のない医療・介護・福祉サービスが提供できるよう地域の診療所や訪問看護ステーション、居宅介護支援事業所などと専門領域での症例検討や意見交換を行うことで地域医療ネットワークの連携強化を図り、地域の医療水準の向上に努める。</p>
年度計画	<p>ア 退院支援</p> <p>(ア) 在宅医療の充実に向けて、早期に住み慣れた地域で療養や生活を継続できるよう、診療所や訪問看護ステーション、居宅介護支援事業所などの在宅医療及び介護・福祉関係機関と情報共有や調整を十分に図り、円滑な退院支援を行</p>

う。

(イ) 主治医、看護師、リハビリ医療従事者など、患者に関わる全ての職種の役割分担の下、退院時に入院患者の在宅医療への移行が円滑に進むよう入院前から面談を実施し、多職種カンファレンスなどを行いながら、チーム医療として患者・家族の意向に沿った退院支援を行う。

イ 在宅療養者の急変時の受入れ

今後増加することが見込まれる在宅医療ニーズに対応するため、在宅療養者の病状が急変した際には、円滑な受入れを実施することで、在宅医療の後方支援を図るとともに、在宅療養後方支援病院の施設基準取得の検討を行う。

ウ 地域医療ネットワークの連携強化

在宅ケアネットや吹田呼吸ケアを考える会をはじめとした取組を主体的に実施するとともに、切れ目のない医療・介護・福祉サービスが提供できるよう地域の診療所や訪問看護ステーション、居宅介護支援事業所などと専門領域での症例検討や意見交換を行うことで地域医療ネットワークの連携強化を図り、地域の医療水準の向上に努める。

【関連指標】

項目		令和2年度	令和3年度	令和4年度
退院支援件数	実績	2,964件	2,995件	3,049件

項目		令和2年度	令和3年度	令和4年度
医療相談件数	実績	11,112件	11,256件	10,389件

項目		令和2年度	令和3年度	令和4年度
介護支援連携件数	実績	86件	59件	59件

項目		令和2年度	令和3年度	令和4年度
当日入院件数（紹介）	実績	1,287件	1,062件	1,160件

項目		令和2年度	令和3年度	令和4年度
地域医療ネットワーク会合開催数	実績	0回	1回	1回

法人自己評価の判断理由（業務実績の状況等）

【具体的な取組や成果内容及び目標達成状況等について】

ア 退院支援

(ア) 在宅医療の充実に向けて、早期に住み慣れた地域で療養や生活を継続できるよう、診療所や訪問看護ステーション、居宅介護支援事業所などが主催した「多職種交流研修会」等、研修会に参加し、介護・福祉関係機関と情報共有や調整を十分に図った。また、入院前から退院困難な患者を把握し、居宅介護支援事業所などの在宅医療及び、介護、福祉関係機関と連携を図り、退院支援を行った。

(イ) 入院患者の退院支援が円滑に進むように、入院前から患者、家族の意向を面談等で確認

し、入院後は主治医・看護師・リハビリ医療従事者の多職種で療養の方針を検討し、定期的な多職種でのカンファレンスを行いながら、患者・家族の意向に沿った退院支援を行った。

イ 在宅療養者の急変時の受入れ

在宅療養者が急変した場合、通常時間内では、患者支援センターの病床管理担当と地域医療連携担当が連携し、円滑に受入れを実施している。時間外では救急病棟を活用するなど、救急科による受入れを実施した。

在宅療養後方支援病院について、施設基準届出資料、登録患者運用方法など、他院における状況調査等を行い、施設基準取得に向けて検討を行った。

ウ 地域医療ネットワークの連携強化

吹田在宅ケアネットでは、「あるあるこんな事～事例をとおしてみんなで考えよう～」をテーマとして、地域の医療機関、介護・福祉機関と症例検討を行った。また、吹田呼吸ケアを考える会では、COPDについて病気、薬、リハビリテーション、呼吸器、呼吸器検査等の意見交換を行い、その情報をHPに掲載するとともに、動画配信にて啓発に取り組んだ。

【評価結果】

ア 退院支援

	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
法人自己評価	3	3	3	3

イ 在宅療養者の急変時の受入れ

	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
法人自己評価	3	3	3	3

ウ 地域医療ネットワークの連携強化

	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
法人自己評価	3	3	3	3

第2 市民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項

4 本市の地域包括ケアシステムの構築に貢献する地域完結型医療の体制づくり

(3) 地域医療への貢献等

中期目標	地域の医療従事者を対象に研修会を開催するなど、地域医療に携わる医療従事者を支援すること。
中期計画	地域の医療従事者を対象とした研修を開催するとともに、地域の診療所等を支援するために施設や設備等の共同利用を推進することで、地域医療の質の向上を図る。
年度計画	地域の医療従事者を対象とした研修を開催するとともに、地域の診療所等を支援するために施設や設備等の共同利用を推進することで、地域医療の質の向上を図る。

【目標指標】

項目		令和2年度	令和3年度	令和4年度
地域の医療従事者へ向け た研修会開催回数 【中期計画目標】 24回	年度計画 目標	36回	36回	24回
	実績	6回	7回	12回

項目		令和2年度	令和3年度	令和4年度
地域の医療従事者へ向け た研修会外部参加人数 【中期計画目標】 360人	年度計画 目標	900人	900人	360人
	実績	86人	239人	237人

項目		令和2年度	令和3年度	令和4年度
共同利用を行った件数 【中期計画目標】 3,900件	年度計画 目標	3,600件	3,700件	3,810件
	実績	3,105件	2,945件	3,144件

法人自己評価の判断理由（業務実績の状況等）

【具体的な取組や成果内容及び目標達成状況等について】

地域の医療従事者を対象とした研修について、実技を伴うなど対面方式に限られるものはコロナ禍では難しく、WEB配信形式で昨年度を上回る計12回実施したものの、目標を下回った。参加者数は237人であった。

臨床セミナーは「aging in place（住み慣れた地域で暮らし続ける）を実現する地域連携～退院支援から、外来で始める在宅療養支援へ～」、「医療機関における児童虐待対応」等のテーマについてWEB配信で行い、また令和4年12月には登録医総会で「当院の低侵襲手術について」の講演や意見交換等をWEB配信で実施した。

新型コロナウイルス感染症拡大の影響を受け、CT等の高度検査機器の共同利用件数は3,144件で目標を下回った。（内訳は全て検査件数）

【評価結果】

地域医療への貢献等

	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
法人自己評価	—	—	—	3

第2 市民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項
 4 本市の地域包括ケアシステムの構築に貢献する地域完結型医療の体制づくり
 (4) 福祉保健施策への協力・連携

中期目標	本市が実施する高齢者や障がい者（児）などへの福祉保健施策の実施に協力し、連携すること。
中期計画	ア 障がい者（児）歯科診療の実施 一般歯科医院に受診できない障がい者（児）に対しての歯科診療を引き続き行う。 イ 小児科診療における協力・連携 小児科（小児神経専門医）医師による吹田市立こども発達支援センター（わかたけ園）への往診や装具の更新、また児童発達支援事業の療育相談や会議への参加を引き続き行う。
年度計画	ア 障がい者（児）歯科診療の実施 一般歯科医院に受診できない障がい者（児）に対しての歯科診療を引き続き行う。 イ 小児科診療における協力・連携 小児科（小児神経専門医）医師によるこども発達支援センター（わかたけ園）への往診や装具の更新、また児童発達支援事業の療育相談や会議への参加を引き続き行う。

【関連指標】

項目		令和2年度	令和3年度	令和4年度
障がい者歯科患者数	実績	1,486件	1,669件	1,541件

法人自己評価の判断理由（業務実績の状況等）

【具体的な取組や成果内容及び目標達成状況等について】

ア 障がい者（児）歯科診療の実施

特別な配慮を必要とし、一般歯科医院では対応が困難な患者の歯科診療について、新型コロナウイルス感染症対策を講じる等、安全な体制のもと実施した。

イ 小児科診療における協力・連携

小児科医師（小児神経専門医）が、毎週1回吹田市立こども発達支援センター（わかたけ園）に出向き診察を行った。また、療養相談や関係者会議などに出席するなど、市の実施する療育事業への協力を行った。

【評価結果】

ア 障がい者（児）歯科診療の実施

	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
法人自己評価	—	—	—	3

イ 小児科診療における協力・連携

	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
法人自己評価	—	—	—	3

第2 市民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項

5 健都における総合病院としての役割

(1) 国立循環器病研究センターとの機能分担・連携

中期目標	<p>国立循環器病研究センターと隣接した立地を生かした機能分担・連携を進め、相乗的な価値向上を図るとともに、医療の質の向上に努めること。また、機能分担・連携内容について市民や地域の医療関係者などの理解が進むよう取り組むこと。</p> <p>健都で進んでいるデータヘルスの取組（本人同意のもとでの、地域関係者による、健康情報の健康増進等への活用をいう。）等に対して、健都の一員として積極的に協力すること。</p>
中期計画	<p>ア 診療における連携</p> <p>(ア) 循環器系疾患に係る高度急性期の患者は国立循環器病研究センターにて受け入れ、高度急性期を脱した患者や複合的な疾患を有する患者については当院の総合病院としての機能を活かして受け入れるという役割分担を引き続き行う。</p> <p>(イ) 総合病院としての機能を活かし、当院から国立循環器病研究センターへ往診を行うとともに、当院での手術時に専門の医療を要する場合等には国立循環器病研究センターから往診してもらうといった、医師の連携を進める。</p> <p>(ウ) リハビリテーションにおける同センターとの連携として、急性期脳血管障害患者の回復期リハビリテーション医療については、回復期リハビリテーション病棟において、リハビリテーションが必要な患者の当院への受入れを円滑に行う。</p> <p>イ その他の連携</p> <p>(ア) 医療従事者のスキルアップや連携推進のため、研修やカンファレンスへの相互出席等、交流を図る。</p> <p>(イ) RI 検査、PET 検査、内視鏡検査など、医療機器の共同利用を行い、医療の効率化を図る。</p> <p>(ウ) 電子カルテの相互閲覧等、情報通信技術（ICT）を活用した連携を推進する。</p> <p>(エ) 国立循環器病研究センターが進めるデータヘルスの取組に対し、健都の一員として協力していく。</p> <p>ウ 連携体制の周知</p> <p>円滑な診療が図られるよう、総合病院としての当院の役割とともに、同センターとの機能分担や医療連携内容についても、ホームページ、広報誌等で市民や地域の診療所等に対して情報発信を行う。</p>
年度計画	<p>ア 診療における連携</p> <p>(ア) 循環器系疾患に係る高度急性期の患者は国立循環器病研究センターにて受け入れ、高度急性期を脱した患者や消化管出血等の複合的な疾患を有する患者</p>

については当院の総合病院としての機能を活かして受け入れる。
 (イ) 総合病院としての機能を活かし、国立循環器病研究センターからの依頼に基づいて往診やコンサルを行うとともに、手術時等、必要に応じて国立循環器病研究センターからの往診を求め、医師の連携を進めていく。
 (ウ) 急性期脳血管障害患者の回復期リハビリテーション医療については、回復期リハビリテーション病棟において、リハビリテーションが必要な患者の当院への受入れを円滑に行う。

イ その他の連携

(ア) 医療従事者のスキルアップや連携推進のため、両施設がそれぞれ主催するセミナーや勉強会、またカンファレンスへの出席により、相互交流を推進する。
 (イ) RI 検査、PET 検査、内視鏡検査など、相互に医療検査機器の共同利用を行い、医療の効率化を図る。
 (ウ) 電子カルテの相互閲覧等、情報通信技術 (ICT) を活用した連携を推進する。
 (エ) 国立循環器病研究センターが進めるデータヘルスの取組に対し、健都の一員として協力していく。

ウ 連携体制の周知

円滑な診療が図られるよう、総合病院としての当院の役割とともに、同センターとの機能分担や医療連携体制についても、ホームページ、広報誌等で市民や地域の診療所等に対して情報発信を行う。

【関連指標】

項目		令和2年度	令和3年度	令和4年度
国立循環器病研究センターからの紹介件数	実績	760 件	832 件	761 件

項目		令和2年度	令和3年度	令和4年度
国立循環器病研究センターへの紹介件数	実績	534 件	697 件	840 件

法人自己評価の判断理由（業務実績の状況等）

【具体的な取組や成果内容及び目標達成状況等について】

ア 診療における連携

(ア) コロナ禍での入院制限による影響で、当院への紹介患者数としては 761 件と前年度の実績を上回ることはなかったものの、診療科ごとに役割分担を整理し、国立循環器病研究センターからの高度急性期を脱した患者や消化管出血等の複合的な疾患を有する患者については、当院の総合病院としての機能を活かして受け入れた。国立循環器病研究センターへの紹介件数は 840 件であった。
 (イ) 総合病院としての機能を活かし、国立循環器病研究センターからの依頼に基づいて往診やコンサルを行うとともに、手術時等、必要に応じて国立循環器病研究センターからの往診を求め、医師の連携を進めた。
 (ウ) 急性期脳血管障害患者の回復期リハビリテーション医療については、回復期リハビリテーション病棟のコロナ禍での受入制限による影響はあったものの、リハビリテーションが必要な患者の当院への受入れを可能な限り行った。

イ その他の連携

- (ア) 相互交流推進のため、コロナ禍により休止していた連携会議を再開し、受入疾患や応援時の使用機器に関して課題を共有するなど、両施設間の連携強化について協議した。
- (イ) 相互の医療検査機器の共同利用については、担当部署間等で依頼書や運用の調整を密に行い、より効率的かつ円滑な運用を図ることができるように努めた。新たに1月より負荷心筋シンチグラフィについて検査依頼の運用を開始した。
- (ウ) 電子カルテの相互閲覧について、継続して連携が円滑に進むよう取り組み、連携患者数は124件増加し、273件となった。
- (エ) 国立循環器病研究センターが進めるデータヘルスの取組に対し、引き続き健都の一員として連携を図り、協力していく。

ウ 連携体制の周知

特定機能病院としての国立循環器病研究センターと総合病院としての市民病院がそれぞれの役割を担い、より良い医療提供ができるよう連携状況をホームページ等で周知を行った。

【評価結果】

ア 診療における連携

	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
法人自己評価	4	4	4	3

イ その他の連携

	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
法人自己評価	3	3	3	3

ウ 連携体制の周知

	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
法人自己評価	3	3	3	3

第2 市民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項

5 健都における総合病院としての役割

(2) 他の健都内事業者等との連携した予防医療等に関する取組

中期目標	<p>ア 健都2街区高齢者向けウェルネス住宅、健都イノベーションパーク進出企業及び駅前複合施設等と連携し、それぞれが実施する市民の健康寿命の延伸に寄与する取組を支援すること。また、健都レールサイド公園や健都ライブラリーで取り組まれる事業への支援を行うこと。</p> <p>イ 各種健（検）診、健康づくり、介護予防に関する講座の開催を行うとともに、健都で構築が進む産学官民連携プラットフォームにおいて、市民の健康寿命の延伸に寄与する取組を実施すること。</p>
中期計画	<p>ア 他の健都内事業者等との連携</p> <p>健都に立地する市立病院として、健都2街区高齢者向けウェルネス住宅、健都</p>

	<p>イノベーションパーク進出企業、駅前複合施設など、健都内事業者や市が進める事業に医療や健康づくりの観点から助言を行うなどの支援及び協力を行う。また、こうした「健康・医療のまちづくり」への支援・協力のノウハウを活かし、健都内のみならず市民の健康寿命の延伸に向けた取組に寄与することで、市民全体の福祉と健康の増進に貢献する。</p> <p>イ 予防医療等に関する取組</p> <p>当院主催の公開講座などで健康啓発や検診、介護予防、生活習慣病・循環器病予防をはじめとした疾病予防に関する講演会を開催するとともに、健都で構築が進む産学官民連携プラットフォームにおいて、市民の健康寿命の延伸に寄与する取組を実施する。</p>
年度計画	<p>ア 他の健都内事業者等との連携</p> <p>健都2街区高齢者向けウェルネス住宅、健都イノベーションパーク進出企業、駅前複合施設など、健都内事業者や市が進める事業に医療や健康づくりの観点から助言を行うなどの支援及び協力を行う。また、こうした「健康・医療のまちづくり」への支援・協力のノウハウを活かし、健都内のみならず市民の健康寿命の延伸に向けた取組に寄与することで、市民全体の福祉と健康の増進に貢献する。</p> <p>イ 予防医療等に関する取組</p> <p>当院主催の公開講座などで健康啓発や検診、介護予防、生活習慣病・循環器病予防をはじめとした疾病予防に関する講演会を開催するとともに、健都で構築が進む産学官民連携プラットフォームにおいて、市民の健康寿命の延伸に寄与する取組を実施する。</p>

【関連指標】

項目		令和2年度	令和3年度	令和4年度
市民公開講座開催回数	実績	0回	1回	2回

法人自己評価の判断理由（業務実績の状況等）

【具体的な取組や成果内容及び目標達成状況等について】

ア 他の健都内事業者等との連携

健都連絡調整会議に参加し、健都を構成する産学官民がそれぞれの特色を活かし、共同で事業を行える基盤（共創プラットフォーム）について意見交換を行った。

健都ライブラリーが発行するパスファインダー（図書の紹介リーフレットでがんを特集する号）の作成に協力した。

吹田市の施策である「たばこの煙のないまち（スモークフリーシティ）」の取組について、禁煙週間（5/31～6/6）に院内のデジタルサイネージに啓発ポスターを掲載し、院内に啓発に係るリーフレット等を設置した。

また、吹田市が令和5年4月より JR 吹田駅及び JR 岸辺駅に設置する卒煙支援ブース内にて上映する当院医師による禁煙治療の紹介動画作成に協力した。

イ 予防医療等に関する取組

健都ライブラリーと共催で脳神経外科及び外科をテーマに、疾病予防に関する当院医師による講演及び健都ライブラリーの健康運動指導士によるストレッチ指導を市民公開講座として開催した。

【評価結果】

ア 他の健都内事業者等との連携

	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
法人自己評価	3	3	3	3

イ 予防医療等に関する取組

	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
法人自己評価	—	—	—	3

第3 業務運営の改善及び効率化に関する事項

1 効果的・効率的な業務運営

中期目標	地方独立行政法人制度の特徴を十分に生かして組織マネジメントを強化し、より一層効果的かつ効率的な業務運営を行うこと。組織マネジメントにあたっては、PDCAサイクルによる目標管理の徹底により、法人の目標を全職員が共有するとともに、職員が一丸となって、目標達成に向けて取り組むこと。また、業務効率化に寄与するデジタル技術の積極的な導入を検討すること。
中期計画	<p>ア 重点方針の共有及び目標達成に向けた取組</p> <p>病院として目指すべきビジョンを明確化し、的確な病院運営及び効果的な医療を行うとともに、理事会や経営戦略会議において、毎月の収支報告、病院の経営分析、計画の進捗状況管理などにより、業務運営の改善を継続的に行う。また、進捗に遅れが出ている場合は、原因の分析と解決方法の検討を行い、改めて目標達成の取組を行う。</p> <p>イ 目標管理の徹底</p> <p>各診療科で達成すべき目標を設定し、理事長以下幹部職員自らが診療科別ヒアリングを実施し、その達成に向けて取組を進める。また、取組の中で生じた複数診療科にまたがるような課題等については、各種院内委員会のほか必要に応じてプロジェクトチームを設置し原因の分析と解決方法の検討を行う。</p> <p>ウ 経営改善に向けた取組</p> <p>中期計画の達成に向けた取組への意識付けを図るために目標の進捗状況や経営状況について広く周知し、職員が一丸となって経営改善に取り組む。また、第3期中期計画期間の早期に人工知能（AI）ツールを導入し、診療報酬請求業務の効率化を図ることに加え、情報通信技術（ICT）を活用した業務改善ツールの積極的な導入の検討を行う。</p>
年度計画	<p>ア 重点方針の共有及び目標達成に向けた取組</p> <p>中期計画及び年度計画に基づき、病院としての重点方針を明確化したうえで、職員に取組の徹底を周知する。また、理事会や経営戦略会議において、毎月の収支及び資金状況の報告、病院の経営分析、計画の進捗状況管理を行うことなどにより、業務運営の改善を継続的に行う。さらに、診療科別ヒアリングにより、院内の課題の抽出とその解決策を協議し、目標達成に向けた取組を推進する。</p> <p>イ 目標管理の徹底</p>

	<p>診療科ごとに達成すべき目標値及びその達成に向けた方策について、理事長以下幹部職員自らが診療科別ヒアリングを実施する。進捗状況については、毎月の実績を経営戦略会議等で確認し、達成に向けた取組の実現を図る。また、複数診療科又は多職種にまたがるような案件については、各種院内委員会のほか、必要に応じてプロジェクトチームを設置し、課題の解決を図る。</p> <p>ウ 経営改善に向けた取組</p> <p>年度計画の目標の達成状況や毎月の経営指標については、電子カルテ上で職員が閲覧できるよう適宜公表する。また、事業報告書についても、できるだけ具体的な数値による報告に努め、職員に周知する。そうした取組により、中期目標及び中期計画の達成に向けた取組への意識付けを図り、職員が丸一となって経営改善に取り組む風土を醸成する。また、診療報酬請求業務において人工知能（AI）ツールの導入検討を行うとともに業務効率化を目的としたシステムの導入に向けて、事例収集を行い、導入するシステムの選定をする。</p>
--	--

法人自己評価の判断理由（業務実績の状況等）	
【具体的な取組や成果内容及び目標達成状況等について】	
ア 重点方針の共有及び目標達成に向けた取組	<p>中期計画や年度計画、重点方針を全職員に通知するとともに、経営改善のための診療科及び部門別ヒアリングを実施した。経営戦略会議において、抽出された課題に対する解決策を協議し、各課題に責任者を設定して進捗管理を行った。重点方針に掲げたもののうち、コロナ禍においても診療単価、紹介率、逆紹介率については目標を達成することができた。</p>
イ 目標管理の徹底	<p>新型コロナウイルス感染症拡大の影響がある状況においても、診療科及び部門別ヒアリングを実施し、新規入院患者の確保等、経営改善のための方策を確認し、経営戦略会議等で進捗管理を行った。また、診療科及び部門別ヒアリング時に確認された複数診療科または多職種にまたがるような案件については、担当責任者に病院長又は副院長を設定し、各種院内委員会のほか、プロジェクトチームを設置し、課題の解決を図った。</p>
ウ 経営改善に向けた取組	<p>毎月の業務状況や年度計画の進捗状況、収支状況を電子カルテ端末上で全職員が容易に閲覧できるようにしているほか、入院患者数などの状況を電子カルテトップページ上で毎日更新し、引き続き職員の経営参画意識の向上に努めた。</p> <p>部長会において定期的に経営状況の報告を行ったほか、理事長が経営状況やポストコロナの戦略などについて講演を行った。</p> <p>経営改善に向けた取組として、全職員を対象に当院の財務状況が把握できるように他病院の経営管理指標を用いた財務分析研修を実施した。</p> <p>また、診療報酬請求業務において人工知能（AI）ツールの導入検討を行うとともに業務効率化を目的としたシステムの導入に向けて、事例収集を行った。</p>

【評価結果】

ア 重点方針の共有及び目標達成に向けた取組

	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
法人自己評価	3	3	3	3

イ 目標管理の徹底

	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
法人自己評価	3	3	3	3

ウ 経営改善に向けた取組

	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
法人自己評価	3	3	3	3

第3 業務運営の改善及び効率化に関する事項

2 働きやすい職場環境の整備

(1) 働き方改革の推進

中期目標	医師の時間外労働規制導入への対応を行うなど、職員の健康を守り一人一人が能力を最大限に発揮できるよう働き方改革を推進すること。
中期計画	医師の時間外労働規制に向けて、時間外労働時間の短縮の意識付けや宿日直の許可の取得などの業務見直しを行い、医師労働時間短縮の取組を進め、職員が健康で働き続けることのできる環境を整備する。
年度計画	医師の時間外労働の短縮に向けて、定期的な時間外労働時間数の通知や必要に応じてヒアリングを実施し、意識付けを図るとともに、労働基準監督署から宿日直許可を得るために現状の宿日直の状況の把握等必要な準備を進める。

【関連指標】

項目		令和2年度	令和3年度	令和4年度
平均時間外労働時間数(医師)	実績	47 時間/月	46 時間/月	47 時間/月

法人自己評価の判断理由（業務実績の状況等）

【具体的な取組や成果内容及び目標達成状況等について】

働き方改革の推進

定期的に医師の時間外労働時間について分析し、運営幹部会等で報告を行い、副院長から長時間労働の医師に指導等を行うことで意識付けを図った。労働基準監督署へ当院で行っている病棟などの宿日直許可申請を行い、許可を取得した。

【評価結果】

働き方改革の推進

	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
法人自己評価	—	—	—	4

第3 業務運営の改善及び効率化に関する事項

2 働きやすい職場環境の整備

(2) 人材の確保・養成

中期目標	<p>ア 働きやすい環境の整備を図ることなどにより医療職の人材確保に努めること。また、安定した病院運営にも資するよう、専門性の高い職員の人材確保・養成に努めること。</p> <p>イ 医師をはじめとした医療従事者の知識と技術等の質の向上に努め、研修や指導体制の充実を図ること。</p>
中期計画	<p>ア 人材の確保 院内保育の実施やワークライフバランス委員会の開催等、職員が働きやすい職場環境の整備に努める。また、安定した病院運営に資するために診療情報管理士等の専門性の高い職員の人材確保・育成に努める。</p> <p>イ 医療従事者の質の向上と研修・指導体制の充実 (ア) 職員の研修参加の支援を行うとともに、各種学会等の専門資格取得への支援を引き続き行う。 (イ) 医師臨床研修に係る協力施設等の拡充や第三者評価の活用等により研修プログラムの充実を図り、研修医にとって魅力ある病院を目指す。</p>
年度計画	<p>ア 人材の確保 院内保育やワークライフバランス委員会を継続実施し、職員が働きやすい環境を整備する。また、安定した病院運営に資するために診療情報管理士等の専門性の高い職員の人材確保・育成に努める。</p> <p>イ 医療従事者の質の向上と研修・指導体制の充実 (ア) 職員の研修等参加に係る費用や各種学会等の認定資格取得及び更新に係る費用の支援を引き続き行い、医療従事者の質の向上に努める。 (イ) 研修プログラムの充実のため、精神科の医師臨床研修に係る協力施設を2医療機関に拡充する。併せて、第三者評価の活用等により研修プログラムの充実を図り、研修医にとって魅力ある病院を目指す。</p>

【目標指標】

項目		令和2年度	令和3年度	令和4年度
助産師看護師離職率	年度計画目標	10.6%	11.6%	全国平均以下
【中期計画目標】 全国平均以下	実績	3.0%	8.6%	8.7%

【関連指標】

項目		令和2年度	令和3年度	令和4年度
認定看護師数	実績	12人	12人	11人

項目		令和2年度	令和3年度	令和4年度
専門看護師数	実績	1人	1人	1人

項目		令和2年度	令和3年度	令和4年度
認定医等資格更新支援件数	実績	91件	110件	127件

項目		令和2年度	令和3年度	令和4年度
医学生実習受入数	実績	12人	30人	62人

法人自己評価の判断理由（業務実績の状況等）	
<p>【具体的な取組や成果内容及び目標達成状況等について】</p> <p>ア 人材の確保</p> <p>院内保育を継続実施するとともに、ワークライフバランス委員会では、看護師を対象に誕生日に休暇を取得しやすくする取組を引き続き実施し、師長会で更に周知することで、取得促進を図った。</p> <p>診療情報管理士等の専門性の高い職員の育成のため、資格取得支援を行った。</p> <p>イ 医療従事者の質の向上と研修・指導体制の充実</p> <p>(ア) 医療従事者等に対して、認定医等の資格取得や研修参加に係る費用への支援を行うことで引き続き医療の質の向上を図った。また、認定看護師等の資格取得について支援拡充を行った。</p> <p>(イ) 精神科の医師臨床研修に係る協力施設を2医療機関に拡充した。</p> <p>麻酔科の指導医が1名であったところを1名増員し、研修医の指導体制を強化した。また、第三者評価からの評価結果を元にインシデントマニュアルを作成し、研修医がインシデントレポートの作成に取り組みやすい環境を整えた。</p>	

【評価結果】

ア 人材の確保

	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
法人自己評価	—	—	—	3

イ 医療従事者の質の向上と研修・指導体制の充実

	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
法人自己評価	3	3	3	3

第3 業務運営の改善及び効率化に関する事項

2 働きやすい職場環境の整備

(3) 人事給与制度

中期目標	<p>ア 職員の給与は、地方独立行政法人法に基づき、当該職員の勤務成績や法人の業務実績などを考慮したものとする。</p> <p>イ 職員の業績や能力を正當に評価し、職員の意欲を引き出す人事給与制度の運用を行うこと。</p>
中期計画	<p>ア 職員給与の設定・運用 地方独立行政法人法に基づき、職員の給与は、当該職員の勤務成績、同一又は類似職種の職員給与、法人の業務実績などを考慮したうえで設定し、適切に運用する。</p> <p>イ 人事評価制度の運用 職員の勤務成績や法人の業務実績に応じた、働きがいを実感でき、公平感のある人事給与制度とするため、職員のモチベーション向上により、質の高い医療サービスの提供につなげていく観点から、人事評価制度を令和4年度に試行、令和5年度に導入する。</p>
年度計画	<p>ア 職員給与の設定・運用 地方独立行政法人法に基づき、職員の給与は、当該職員の勤務成績、同一又は類似職種の職員給与、法人の業務実績などを考慮したうえで設定し、適切に運用する。</p> <p>イ 人事評価制度の運用 職員の勤務成績や法人の業務実績に応じた、働きがいを実感でき、公平感のある人事給与制度とするため、人事評価制度を試行し評価結果の分析を行う。</p>

法人自己評価の判断理由（業務実績の状況等）

【具体的な取組や成果内容及び目標達成状況等について】

ア 職員給与の設定・運用

令和4年度の人事院勧告は初任給、若年層の給料表及び勤勉手当を引き上げることとなり、当院の業務実績が予算に対し良化しているため、令和4年12月から人事院勧告に準じた給与改定を実施した。

イ 人事評価制度の運用

人事評価制度を試行実施し、評価結果の傾向分析や職員へアンケート調査を行い、実態に合った行動評価項目の修正を行った。また、評価者が評価しやすいよう、よくある事例や、評価に迷うケースをまとめた。

Q&A集を作成し、令和5年度の本格実施にむけて準備を整えた。

【評価結果】

ア 職員給与の設定・運用

	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
法人自己評価	3	3	3	3

イ 人事評価制度の運用

	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
法人自己評価	3	3	3	3

第4 財務内容の改善に関する事項

1 経営基盤の確立

中期目標	政策医療をはじめとした市立病院の役割を将来にわたって継続的に担うためには、安定した経営基盤を確立することが不可欠である。今後、少子高齢化をはじめとして、医療提供体制の変化や、感染症の流行など、病院経営を取り巻く環境が変化する中でも、迅速かつ柔軟な経営判断のもと、市立病院の機能確保・向上に努めつつ、外部の有識者の助言等も取り入れるなど、あらゆる経営改善に取り組むこと。
中期計画	政策医療をはじめとした市立病院の役割を将来にわたって継続的に担うことができるよう、病院経営管理士等の資格を持った職員の確保を図るとともに、法人採用職員の管理職を育成する。PDCA サイクルの目標管理の確実な実行など、経営改善に向けた取組を実施することで、収益の確保と費用の節減を図る。また、少子高齢化をはじめとして、医療提供体制の変化や、感染症の流行など、病院経営を取り巻く環境が変化する中で求められる医療を安定的かつ継続的に提供するとともに、収益の確保及び費用の節減並びに経営コンサルタントや公認会計士の助言等も取り入れるなどあらゆる経営改善の取組を実施することで経営基盤の確立を図る。救急医療などの政策医療や不採算医療については、市からの運営費負担金の下、確実に実施し、市立病院としての役割を果たす。
年度計画	病院経営管理士等の資格を持った職員を確保するとともに、法人採用職員の管理職育成のためにジョブローテーションや病院経営に係る研修会等を実施する。また、確実にPDCAサイクルの目標管理を実行することに加え、経営コンサルタントや公認会計士の助言等を積極的に取り入れるなど、更なる経営改善を行い収益の確保と費用の節減を図り、経営基盤を確立する。救急医療などの政策医療や不採算医療については、市からの運営費負担金の下、確実に実施し、市立病院としての役割を果たす。

【目標指標】

項目		令和2年度	令和3年度	令和4年度
経常収支比率	年度計画 目標	96.5%	98.6%	99.8%
【中期計画目標】 101.3%	実績	102.5%	110.4%	112.1%

項目		令和2年度	令和3年度	令和4年度
医業収支比率 【中期計画目標】 96.9%	年度計画目標	92.0%	92.0%	93.7%
	実績	88.1%	87.7%	91.0%

法人自己評価の判断理由（業務実績の状況等）

【具体的な取組や成果内容及び目標達成状況等について】

診療情報管理士等の資格取得支援を行うとともに、職員体制計画のもと派遣職員をプロパー職員に置き換え、ジョブローテーションを実施した。

経営感覚に富む人材育成のため、新規採用職員に対し会計制度等についての研修及び全職員に対しては会計監査人による経営状況についての研修を開催し、経営に関する知識の向上を図った。

新型コロナウイルス感染症拡大の影響を受け、医業収支比率については目標達成ができなかったが、平均在院日数の短縮や手術件数の確保等経営改善に努めたこと及び新型コロナウイルス感染症に係る補助金等により経常収支比率の目標を達成することができた。

市からの運営費負担金を受け、救急医療や障がい歯科診療等の市立病院として必要とされる医療サービスを適切に実施した。

【評価結果】

	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
法人自己評価	3	3	3	3

第4 財務内容の改善に関する事項

2 収益の確保と費用の節減

(1) 収益の確保

中期目標	ア 診療報酬改定及び関係法令改正等に対して迅速に対応するとともに、経営分析に基づき数値目標を適切に設定するなど収益の確保に努めること。 イ 未収金の発生予防・早期回収に向けて取組を推進すること。
中期計画	ア 収益の確保 救急及び紹介患者を積極的に受け入れることで新入院患者の確保を図り、病床利用率及び診療単価の向上に努める。また、施設基準の取得など診療報酬の改定や関係法令の改正等に迅速かつ的確に対応し、収益の確保を図る。 イ 未収金の発生予防・早期回収 未収金発生予防対策として限度額適用認定証などを活用した窓口負担軽減に取り組むとともにスマート決済導入などを検討する。また、未収金発生時には未収金回収マニュアルに基づき適切な対応を行い、早期回収に努める。
年度計画	ア 収益の確保 二次救急医療機関として可能な限り救急患者を断ることなく受入れることや、地域のかかりつけ医等からのスムーズな紹介患者の受け入れを行うことなどによ

	<p>り、病床利用率の向上を図る。また、新たな施設基準の取得、平均在院日数の短縮や手術室の効率的な運用などを適切に行うことにより、診療単価の上昇に努め、収益の確保を図る。</p> <p>イ 未収金の発生予防・早期回収</p> <p>未収金発生予防対策として限度額適用認定証などを活用した窓口負担軽減に取り組む。また、未収金発生時には未収金回収マニュアルに基づき適切な対応を行い、早期回収に努める。</p>
--	--

【目標指標】

項目		令和2年度	令和3年度	令和4年度
病床利用率 【中期計画目標】 90.0%	年度計画 目標	90.0%	90.0%	90.0%
	実績	78.3%	72.1%	68.7%

項目		令和2年度	令和3年度	令和4年度
入院患者数 (1日当たり) 【中期計画目標】 387.7人	年度計画 目標	387.7人	387.7人	387.7人
	実績	337.5人	310.9人	296.1人

項目		令和2年度	令和3年度	令和4年度
外来患者数(1日当 たり) 【中期計画目標】 900.0人	年度計画 目標	1,000人	1,000人	900人
	実績	833.9人	883.9人	896.1人

項目		令和2年度	令和3年度	令和4年度
入院診療単価 【中期計画目標】 65,800円	年度計画 目標	59,992円	61,000円	64,600円
	実績	64,389円	69,855円	75,591円

項目		令和2年度	令和3年度	令和4年度
外来診療単価 【中期計画目標】 18,600円	年度計画 目標	15,982円	16,061円	18,000円
	実績	18,873円	19,809円	20,772円

項目		令和2年度	令和3年度	令和4年度
新入院患者数 【中期計画目標】 10,970人	年度計画 目標	9,435人	9,435人	10,800人
	実績	9,393人	9,140人	9,060人

項目		令和2年度	令和3年度	令和4年度
手術件数 【中期計画目標】 4,000件	年度計画 目標	—	—	3,600件
	実績	3,607件	3,602件	3,617件

【関連指標】

項目		令和2年度	令和3年度	令和4年度
平均在院日数	実績	12.1日	11.4日	10.9日

法人自己評価の判断理由（業務実績の状況等）

【具体的な取組や成果内容及び目標達成状況等について】

ア 収益の確保

コロナ禍において受入病床が制限される中、可能な限り救急患者、紹介患者の受入に努めた結果、目標値には至らなかったが、前年度実績は上回った。

診療報酬改定に迅速かつ的確に対応するとともに、新たな施設基準取得、平均在院日数の短縮や手術件数の確保などを適切に行うことにより、入院診療単価は対前年度で5,736円（8.2%）増となり、年度目標を達成することができた。病床利用率や新入院患者数については新型コロナウイルス感染症患者の受入れを行う病棟を設けたことで病床数が制限され、目標達成には至らなかった。

外来診療単価については、化学療法件数の増加等が要因となり、対前年度で963円（4.8%）増加し、目標を達成することができた。

イ 未収金の発生予防・早期回収

患者負担額が大きい入院患者に対し、限度額適用認定証の利用を奨めることにより、未収金の発生予防及び金額の抑制に努めた。

救急等で現金がない場合にも対応できるように、すべての自動精算機でクレジットカードを使用できるようにしている。

『医業未収金回収管理マニュアル』に基づき督促等を実施するなど早期回収に努めた。

【評価結果】

ア 収益の確保

	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
法人自己評価	3	3	4	4

イ 未収金の発生予防・早期回収

	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
法人自己評価	3	3	3	3

第4 財務内容の改善に関する事項

2 収益の確保と費用の節減

(2) 費用の節減

中期目標	<p>ア 限られた医療資源を最大限活用するため、主要な費用について、収益に見合った具体的な数値目標を設定するとともに、その達成を図るための取組を推進すること。</p> <p>イ 人員の適正配置や労働生産性の向上などにより、人件費・経費などの適正化を図ること。</p> <p>ウ 医薬品の在庫管理の適正化や後発医薬品の積極的な採用促進などにより材料費の適正化を図ること。</p>
中期計画	<p>ア 主要な費用の数値目標の設定 医療の質及び患者サービスの向上並びに医療安全の確保に配慮のうえ、収益に応じた給与費・経費・材料費の適正化を図る。</p> <p>イ 人件費・経費の適正化 (ア) 医療の質及び患者サービスの向上並びに医療安全の確保に配慮のうえ、各部門の業務内容の見直しなどを行うことで、人員の適正配置や労働生産性の向上に努めるとともに職員の時間外勤務縮減などを図り、人件費の適正化を図る。 (イ) 職員のコスト意識の普及啓発を行うことにより、消耗品等の経費節減や、節電・節水の徹底による光熱水費の削減を図る。</p> <p>ウ 材料費の適正化 後発医薬品の積極的採用を引き続き行うとともに、医薬品の在庫管理の適正化や医療材料の効率的使用の徹底、SPD（院内物流管理システム）による在庫管理の適正化などにより、コストの縮減を図る。また、他病院の購入価格を収集し、価格交渉に生かすことで、医薬品や医療材料の調達費用抑制を図る。</p>
年度計画	<p>ア 主要な費用の数値目標の設定 医療の質及び患者サービスの向上並びに医療安全の確保に配慮のうえ、収益に応じた給与費・経費・材料費の適正化を図る。</p> <p>イ 人件費・経費の適正化 (ア) 医療の質及び患者サービスの向上並びに医療安全の確保に配慮のうえ、院内委員会等の活用により業務内容に応じた人員配置を図るとともに労働生産性の向上に努める。また、職員数に見合った収益の確保や時間外勤務縮減に努めることで人件費の適正化を図る。 (イ) 消耗品の経費削減として、適正使用の意識づけを引き続き徹底し、安価な商品の提案や商品切り替え及び業者への価格交渉を行い、費用の節減を図る。 節電・節水の徹底については、職員が常に意識できるように照明スイッチ及び蛇口付近に節電・節水を掲示する。</p> <p>ウ 材料費の適正化</p>

	後発医薬品の積極的採用を引き続き行うとともに、SPD(院内物流管理システム)による在庫管理の適正化や職員への意識啓発などによる医療材料の効率的使用の徹底を図り、コストの縮減に努める。また、ベンチマークシステムを活用し、他施設価格と比較を行い、業者との価格交渉をすることで医薬品や医療材料の費用削減を図る。
--	--

【目標指標】

項目		令和2年度	令和3年度	令和4年度
給与費比率 【中期計画目標】 53.9%	年度計画目標	55.4%	55.7%	54.4%
	実績	58.9%	57.6%	53.7%

項目		令和2年度	令和3年度	令和4年度
経費比率 【中期計画目標】 13.7%	年度計画目標	14.6%	14.4%	14.0%
	実績	15.8%	15.6%	15.2%

項目		令和2年度	令和3年度	令和4年度
材料費比率 【中期計画目標】 27.7%	年度計画目標	27.3%	27.5%	27.7%
	実績	27.2%	29.3%	29.8%

項目		令和2年度	令和3年度	令和4年度
平均時間外労働時間数 (全職員) 【中期計画目標】 13時間/月	年度計画目標	15時間/月	14時間/月	13時間/月
	実績	13時間/月	13時間/月	12時間/月

【関連指標】

項目		令和2年度	令和3年度	令和4年度
後発医薬品数量シェア	実績	89.8%	90.3%	89.9%

法人自己評価の判断理由（業務実績の状況等）

【具体的な取組や成果内容及び目標達成状況等について】

ア 主要な費用の数値目標の設定

医療の質及び患者サービスの向上並びに医療安全の確保に配慮のうえ、収益に応じた給与・経費・材料費の適正化を図ったものの、新型コロナウイルス感染症拡大の影響で医業収益が目標値を下回ったことにより、経費比率、材料費比率は目標達成に至らなかった。

イ 人件費・経費の適正化

(ア) 医療の質及び患者サービスの向上並びに医療安全の確保に配慮のうえ、院内委員会等の活用により業務内容に応じた人員配置を図るとともに労働生産性の向上に努めた。また、新型コロナウイルス感染症拡大の影響を受け医業収益は目標値を下回ったが、毎月10日、20日時点で時間外労働が30時間を超えている職員の所属長に通知を行い、所属長から対象職員へヒアリング等を行うことで意識付けを図り、平均時間外労働時間数（全職員）の目標を達成することができた。

(イ) 消耗品について、部署に使用用途の聞き取りを行い、必要性や必要数量の判断を徹底した。また、価格検討を行い安価な商品を提案し、費用の削減に努めた。節電・節水の徹底については、職員が常に意識できるように照明スイッチ及び蛇口付近に節電・節水を掲示した。また空調運転時間の短縮、エアコンの温度設定見直し、照明器具の間引き等を行った。

ウ 材料費の適正化

医薬品について、8品目の後発医薬品を新たに採用した。

医療材料について、採用品の価格交渉及び安価な商品への切替を実施し、費用の削減に努めた。

医薬品・医療材料について、ベンチマークシステムを活用しながら価格交渉を行い、購入単価を削減したものの、高額薬剤の使用数増加に伴い購入総額が増加したこと等により、材料費比率の目標値を達成することはできなかった。

項目		令和2年度	令和3年度	令和4年度
医薬品値引率	実績	16.64%	13.60%	13.54%
全国平均	実績	14.97%	14.70%	14.05%

【評価結果】

ア 主要な費用の数値目標の設定

	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
法人自己評価	—	—	—	3

イ 人件費・経費の適正化

	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
法人自己評価	3	3	3	3

ウ 材料費の適正化

	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
法人自己評価	3	3	3	3

第5 その他業務運営に関する重要事項

1 情報の提供

中期目標	病院だよりやホームページ等により、受診内容や医療情報等の情報発信を積極的に行うこと。また、法人の経営状況について市民の理解を深められるよう、情報提供を適切に行うこと。
中期計画	ア 特色ある診療内容の周知 病院だよりや広報誌「ともに」などを通じ、当院の特色ある診療内容の周知を

	<p>積極的に行う。</p> <p>イ 市民や患者に対する啓発・情報発信 ホームページにおいて、市民や患者に対して適切な利用の啓発に努めるとともに、受診案内や医療情報等の情報発信を行う。</p> <p>ウ 市民公開講座等の積極的な開催 市民公開講座など、直接市民への情報提供を行うことができる場を積極的に開催する。</p> <p>エ 法人の経営状況の公表 法人の経営状況について市民の理解を得られるよう、財務諸表や事業報告書などをホームページで公表する。</p>
年度計画	<p>ア 特色ある診療内容の周知 病院だより、広報誌「ともに」による情報発信に加え、各診療科のパンフレットなどを作成し、医療連携を行う診療所等に設置するとともにホームページ等に掲載することで当院の特色ある診療内容を広く周知する。</p> <p>イ 市民や患者に対する啓発・情報発信 ホームページにおいて、各診療科の特色や、検査や治療の流れを確認できるような動画や資料を掲載するなどの情報発信を行い、市民や患者に対して適切な利用の啓発に努める。また、ホームページの解析結果を当院職員へフィードバックし、広報に対する職員意識を高め、ホームページ内のコンテンツをより充実したものにしていく。</p> <p>ウ 市民公開講座等の積極的な開催 Web 会議システムを利用した地域の医療関係者向けのセミナーを開催するとともに、市民公開講座等についても Web 開催など社会状況に合わせた開催を進めていく。</p> <p>エ 法人の経営状況の公表 法人の経営状況について市民の理解を得られるよう、財務諸表や事業報告書などをホームページで公表する。</p>

【関連指標】

項目		令和2年度	令和3年度	令和4年度
病院だより発行回数	実績	4回	3回	4回

項目		令和2年度	令和3年度	令和4年度
広報誌「ともに」発行回数	実績	1回	1回	2回

項目		令和2年度	令和3年度	令和4年度
市民公開講座開催回数(再掲)	実績	0回	1回	2回

項目		令和2年度	令和3年度	令和4年度
ホームページへのアクセス数	実績	1,488,283件	1,563,660件	1,414,006件

法人自己評価の判断理由（業務実績の状況等）

【具体的な取組や成果内容及び目標達成状況等について】

ア 特色ある診療内容の周知

当院の特色ある診療内容を広く周知するために、病院だより、広報誌「ともに」での情報発信に加え、動画による情報発信を行い、脳神経外科に関する動画をサイネージに掲載するとともに吹田呼吸ケアを考える会（SRCT）の動画をホームページ上へ掲載した。

今年度、脳神経外科の診療体制が変わったことから、当該診療科のパンフレットを刷新し、新体制の特色等をアピールした。

イ 市民や患者に対する啓発・情報発信

ホームページの消化器外科及び小児外科における手術内容、治療、実績、特色等に関する内容を更新し、具体的な診療情報がわかるように情報発信を行った。また、発熱外来の受診に関する流れをまとめたページを作成し、適切な利用の啓発に努めた。

当院のホームページの解析結果について、院内ポータルサイトで、職員へフィードバックを行うとともに閲覧者が興味をもった内容が検索しやすいページ作成に努め、コンテンツの充実を図った。

ウ 市民公開講座等の積極的な開催

新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、対面での開催が制限される中、対面とウェブ会議システムを併用し、地域の医療従事者向けに計12回のセミナー、市民向けに計2回の公開講座を開催した。

エ 法人の経営状況の公表

法人の経営状況について市民の理解を得られるよう、財務諸表に加え、その用語説明や経営状況概要についてまとめた資料、過去の経営指標の推移などをホームページで公表している。

【評価結果】

ア 特色ある診療内容の周知

	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
法人自己評価	3	3	3	3

イ 市民や患者に対する啓発・情報発信

	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
法人自己評価	4	3	3	3

ウ 市民公開講座等の積極的な開催

	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
法人自己評価	4	3	3	3

エ 法人の経営状況の公表

	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
法人自己評価	3	3	3	3

第5 その他業務運営に関する重要事項
2 環境に配慮した病院運営

中期目標	省エネルギー・省資源の推進などに取り組み、環境負荷を抑え、環境に配慮した病院運営を行うこと。
中期計画	<p>ア 環境負荷の軽減・エネルギー消費量の抑制 地下水、太陽光、雨水の利用など、ハード面における環境に配慮した設備を活用するとともに、再生可能エネルギー比率の高い電力を調達することで、環境負荷を抑えた病院運営を行う。</p> <p>イ 環境配慮に対する職員意識の普及啓発 節電・節水等、普段から環境配慮に対する職員意識の普及啓発を行う。</p>
年度計画	<p>ア 環境負荷の軽減・エネルギー消費量の抑制 引き続きビルエネルギー管理システム (BEMS) によって蓄積されたデータを基にエネルギーの消費量の抑制に努めるとともに、季節変化に応じたクールヒートピットの熱効率を考慮してエアコンを使用する。また、吹田市の電力調達システムに参画し再生可能エネルギー比率の高い電力を調達することで、環境負荷を抑える。</p> <p>イ 環境配慮に対する職員意識の普及啓発 節電・節水等、普段から環境配慮に対する職員意識の普及啓発を行う目的で、引き続き使用量の前年同月の比較表を院内ポータルサイトに掲載する。</p>

【関連指標】

項目		令和2年度	令和3年度	令和4年度
電気使用量	実績	5,708,012 Kwh	5,690,335 Kwh	5,885,081 Kwh

項目		令和2年度	令和3年度	令和4年度
ガス使用量	実績	721,722 m ³	779,022 m ³	733,631 m ³

項目		令和2年度	令和3年度	令和4年度
水道使用量	実績	105,664 m ³	107,233 m ³	112,134 m ³

法人自己評価の判断理由（業務実績の状況等）

【具体的な取組や成果内容及び目標達成状況等について】

ア 環境負荷の軽減・エネルギー消費量の抑制

ビルエネルギー管理システム (BEMS) によって蓄積されたデータを基に、エネルギーレポートを毎月作成し、省エネルギーについて考察した。また季節変化に応じたクールヒートピットの熱効率を利用して省エネルギーに努めた。令和3年度と比較して使用量は電気 103.4%、ガス 94.2%、上下水道 104.6%となった。エネルギー消費量の抑制については、電気・ガス使用料の

高騰があり、年度末より照明の減数、空調の時間抑制等を実施した。また環境負荷を抑える目的で、再生可能エネルギー比率の高い電力を調達するため、吹田市の電力調達システムに参画したが社会情勢により不調に終わった。

イ 環境配慮に対する職員意識の普及啓発

節電・節水等、普段から環境配慮に対する職員意識の普及啓発を行う目的で、使用量の前年同月の比較表を院内ポータルサイトに掲載した。また、警備防災の夜間院内巡回時に電灯・エアコン等の消し忘れが確認された場合には、当該部署に対して注意喚起を行った。

【評価結果】

ア 環境負荷の軽減・エネルギー消費量の抑制

	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
法人自己評価	4	3	3	3

イ 環境配慮に対する職員意識の普及啓発

	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
法人自己評価	4	3	3	3

第6 予算、収支計画及び資金計画

別添 財務諸表及び決算報告書を参照

第7 短期借入金の限度額

中期計画	年度計画	実績
1 限度額 1,200 百万円	1 限度額 1,200 百万円	年度末借入金残高 なし
2 想定される短期借入金の発生理由 (1) 賞与の支給等による一時的な資金不足への対応 (2) 予定外の退職者の発生に伴う退職手当の支給など偶発的な出費への対応	2 想定される短期借入金の発生理由 (1) 賞与の支給等による一時的な資金不足への対応 (2) 予定外の退職者の発生に伴う退職手当の支給など偶発的な出費への対応	

**第8 出資等に係る不要財産又は出資等に係る不要財産となることが見込まれる財産の処分に
関する計画**

中期計画	年度計画	実績
なし	なし	なし

第9 前記の財産以外の重要な財産を譲渡し、又は担保に供する計画

中期計画	年度計画	実績
旧病院跡地について、市のまちづくりに配慮しつつ、売却に向けて様々な方策を検討し、譲渡を進める。	旧病院跡地について、市のまちづくりに配慮しつつ、売却に向けて様々な方策を検討し、譲渡を進める。	早期の再公募に向けて、各種費用等の詳細な調査・再検討を行った。

第10 剰余金の使途

中期計画	年度計画	実績
決算において剰余金を生じた場合は、病院施設の整備、医療機器の購入、研修や教育など人材育成と能力開発の充実に充てる。	決算において剰余金を生じた場合は、病院施設の整備、医療機器の購入、研修や教育など人材育成と能力開発の充実に充てる。	令和4年度決算において剰余金は発生しなかった。

第11 吹田市地方独立行政法人法施行細則で定める業務運営に関する事項

1 施設及び設備に関する計画

(単位：百万円)

中期計画			年度計画			実績		
施設及び設備の内容	予定額	財源	施設及び設備の内容	予定額	財源	施設及び設備の内容	決算額	財源
医療機器等整備	1,659	吹田市長 期借入金 等	医療機器等 整備	231	自己資金等	医療機器等 整備	249	自己資金等

大項目	中項目	小項目	重点項目 ※	法人 自己評価	
第2	市民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項	1 大阪府地域医療構想を踏まえて果たすべき役割	—	—	
		2 市立病院として担うべき医療	—	—	
		(1) 総論			3
		(2) 救急医療		—	—
			ア 二次救急医療機関としての円滑な救急応需体制の維持・確保	○	2
			イ 初期救急医療における機能分担・連携		3
		(3) 小児医療・周産期医療		—	—
			ア 小児医療		3
			イ 周産期医療		3
		(4) 災害医療		—	—
			ア 災害時の医療体制の整備		3
			イ 市及び地域の医療機関との連携体制		3
		(5) 感染症医療		—	4
		(6) がん医療		—	—
			ア 大阪府がん診療拠点病院としてのがん診療体制の整備		3
			イ がん予防医療の取組		3
		(7) リハビリテーション医療		—	—
			ア 回復期リハビリテーション病棟を活用した在宅復帰への支援		3
			イ 高齢者の増加に伴う疾患への対応		3
		(8) 難病に関する医療		—	3
		3 安心安全で患者満足度の高い医療の提供		—	—
		(1) 安心安全な医療の提供		—	—
			ア 医療の安全管理体制の確保		3
			イ 医療安全対策の徹底	○	3
		(2) チーム医療の充実		—	—
			ア チーム医療の仕組みを活用した質の高い診療・ケアの提供		3
			イ チーム医療の質の向上		3
		(3) コンプライアンスの徹底		—	—
			ア 内部統制体制の整備		3
			イ 個人情報管理の徹底		3
		(4) 患者サービスの向上			
			ア 患者の視点に立ったサービスの提供		3
			イ 患者に寄り添ったサービスの提供		3
			ウ 院内ボランティア活動への支援		3
		4 本市の地域包括ケアシステムの構築に貢献する地域完結型医療の体制づくり		—	—
		(1) 地域の医療機関(かかりつけ医等)との機能分担・連携		—	—
			ア 紹介・逆紹介の徹底及び在宅医療の支援	○	3
			イ かかりつけ医定着に関する啓発		3
		(2) 在宅医療の充実に向けた支援		—	—
			ア 退院支援		3
			イ 在宅療養者の急変時の受入れ		3
			ウ 地域医療ネットワークの連携強化		3
		(3) 地域医療への貢献等		—	3
		(4) 福祉保健施策への協力・連携		—	—
			ア 障がい者(児)歯科診療の実施		3
	イ 小児科診療における協力・連携		3		
5 健都における総合病院としての役割		—	—		
(1) 国立循環器病研究センターとの機能分担・連携		—	—		
	ア 診療における連携		3		
	イ その他の連携		3		
	ウ 連携体制の周知		3		
(2) 他の健都内事業者等との連携した予防医療等に関する取組		—	—		
	ア 他の健都内事業者等との連携		3		
	イ 予防医療等に関する取組		3		
第3	業務運営の改善及び効率化に関する事項	1 効果的・効率的な業務運営	—	—	
			ア 重点方針の共有及び目標達成に向けた取組		3
			イ 目標管理の徹底		3
			ウ 経営改善に向けた取組	○	3
		2 働きやすい職場環境の整備	—	—	
		(1) 働き方改革の推進	○	4	

	(2) 人材の確保・養成		
	ア 人材の確保		3
	イ 医療従事者の質の向上と研修・指導体制の充実		3
	(2) 人事給与制度	—	—
	ア 職員給与の設定・運用		3
	イ 人事評価制度の運用		3
第4 財務内容の改善に関する事項			
	1 経営基盤の確立	○	3
	2 収益の確保と費用の節減	—	—
	(1) 収益の確保	—	—
	ア 収益の確保	○	4
	イ 未収金の発生予防・早期回収		3
	(2) 費用の節減	—	—
	ア 主要な費用の数値目標の設定		3
	イ 人件費・経費の適正化	○	3
	ウ 材料費の適正化		3
第5 その他業務運営に関する重要事項			
	1 情報の提供	—	—
	ア 特色ある診療内容の周知		3
	イ 市民や患者に対する啓発・情報発信		3
	ウ 市民公開講座等の積極的な開催		3
	エ 法人の経営状況の公表		3
	2 環境に配慮した病院運営	—	—
	ア 環境負荷の軽減・エネルギー消費量の抑制		3
	イ 環境配慮に対する職員意識の普及啓発		3

(参考) 小項目評価基準(5段階評価)

評価	評価基準
5	年度計画を大幅に上回って実施している。
4	年度計画を上回って実施している。
3	年度計画を順調に実施している。
2	年度計画を十分に実施できていない。
1	年度計画を大幅に下回っている。

財務諸表等

令和4年度
(第9期事業年度)

自 令和 4年 4月 1日
至 令和 5年 3月31日

地方独立行政法人市立吹田市民病院

目 次

貸借対照表	1
損益計算書	3
純資産変動計算書	4
キャッシュ・フロー計算書	5
損失の処理に関する書類(案)	6
行政コスト計算書	7
注記事項	8
附属明細書	
(1)固定資産の取得及び処分、減価償却費並びに減損損失の明細	17
(2)棚卸資産の明細	18
(3)長期貸付金の明細	19
(4)長期借入金の明細	20
(5)移行前地方債償還債務の明細	21
(6)引当金の明細	22
(7)資産除去債務の明細	23
(8)資本剰余金の明細	24
(9)運営費負担金債務及び運営費負担金収益の明細	25
(10)地方公共団体等からの財源措置の明細	26
(11)役員及び職員の給与の明細	28
(12)開示すべきセグメント情報	29
(13)上記以外の主な資産、負債、費用及び収益の明細	30
添付資料	
令和4年度決算報告書	35

財 務 諸 表

貸借対照表

(令和5年3月31日)

【地方独立行政法人市立吹田市民病院】

(単位:円)

科 目	金 額		
資 産 の 部			
I 固定資産			
1 有形固定資産			
土地	6,918,831,887		
土地減損損失累計額	▲1,560,309,887	5,358,522,000	
建物	14,854,407,997		
建物減価償却累計額	▲3,295,290,467		
建物減損損失累計額	▲569,947,793	10,989,169,737	
構築物	434,179,187		
構築物減価償却累計額	▲136,761,111		
構築物減損損失累計額	▲130,611,454	166,806,622	
器械備品	5,214,396,462		
器械備品減価償却累計額	▲3,851,725,670	1,362,670,792	
車両	2,860,624		
車両減価償却累計額	▲2,662,533	198,091	
有形固定資産合計		17,877,367,242	
2 無形固定資産			
電話加入権		2,044,100	
ソフトウェア		6,803,305	
施設利用権		6,307,400	
無形固定資産合計		15,154,805	
固定資産合計			17,892,522,047
II 流動資産			
現金及び預金		3,446,048,528	
医業未収金	2,340,377,206		
貸倒引当金(医業未収金)	▲17,498,001	2,322,879,205	
未収金		564,303,563	
棚卸資産		123,962,552	
前払費用		14,770,110	
流動資産合計			6,471,963,958
資産合計			24,364,486,005

貸借対照表

(令和5年3月31日)

【地方独立行政法人市立吹田市民病院】

(単位:円)

科 目	金 額		
負債の部			
I 固定負債			
資産見返負債(注)			
資産見返運営費負担金	333,397,177		
資産見返補助金等	1,399,792,898		
資産見返寄附金	613,200		
資産見返物品受贈額	188,394	1,733,991,669	
長期借入金		15,142,269,217	
移行前地方債償還債務		241,290,525	
引当金			
退職給付引当金	2,829,026,675	2,829,026,675	
資産除去債務		6,000,000	
固定負債合計			19,952,578,086
II 流動負債			
一年以内返済予定移行前地方債償還債務		105,991,778	
一年以内返済予定長期借入金		1,095,104,366	
未払金		1,457,986,118	
未払消費税等		3,988,400	
預り金		50,782,994	
引当金			
賞与引当金	409,064,000	409,064,000	
その他流動負債		34,170,873	
流動負債合計			3,157,088,529
負債合計			23,109,666,615
純資産の部			
I 資本金			
設立団体出資金		3,300,843,643	
資本金合計			3,300,843,643
II 資本剰余金			
資本剰余金		159,107,900	
資本剰余金合計			159,107,900
III 繰越欠損金			
当期未処理損失		▲2,205,132,153	
(うち当期総利益)		(1,802,562,591)	
繰越欠損金合計			▲2,205,132,153
純資産合計			1,254,819,390
負債純資産合計			24,364,486,005

(注)これらは、公営企業型地方独立行政法人固有の会計処理に伴う勘定科目です。

損益計算書

(令和4年4月1日～令和5年3月31日)

【地方独立行政法人市立吹田市民病院】

(単位:円)

科 目	金 額		
営業収益			
医業収益			
入院収益	8,169,018,492		
外来収益	4,523,284,320		
その他医業収益	253,619,327	12,945,922,139	
運営費負担金収益(注)		1,200,121,121	
補助金等収益(注)		2,260,910,189	
資産見返運営費負担金戻入(注)		72,378,272	
資産見返補助金等戻入(注)		76,906,654	
資産見返寄附金戻入(注)		167,231	
資産見返物品受贈額戻入(注)		463,177	
営業収益合計			16,556,868,783
営業費用			
医業費用			
給与費	6,465,612,304		
材料費	3,861,888,169		
経費	1,503,110,374		
減価償却費	1,212,573,171		
研究研修費	33,805,011	13,076,989,029	
一般管理費			
給与費	484,906,021		
経費	461,802,655		
減価償却費	195,930,144	1,142,638,820	
営業費用合計			14,219,627,849
営業利益			2,337,240,934
営業外収益			
運営費負担金収益(注)		88,506,683	
補助金等収益(注)		40,267,835	
患者外給食収益		1,886,413	
寄附金収益(注)		566,242	
その他営業外収益		54,975,941	
営業外収益合計			186,203,114
営業外費用			
財務費用			
長期借入金利息	108,931,843		
移行前地方債利息	13,425,437	122,357,280	
患者外給食材料費		855,146	
控除対象外消費税		597,360,418	
雑損失		16,384	
その他営業外費用		1,252,074	
営業外費用合計			721,841,302
経常利益			1,801,602,746
臨時利益			
固定資産売却益		5,873,997	
資産見返物品受贈額戻入(注)		36	
資産見返運営費負担金戻入(注)		14,009	
臨時利益合計			5,888,042
臨時損失			
固定資産除却損		68,197	
長期貸付金免除額		1,400,000	
過年度損益修正損		3,460,000	
臨時損失合計			4,928,197
当期純利益			1,802,562,591
当期総利益			1,802,562,591

(注)これらは、公営企業型地方独立行政法人固有の会計処理に伴う勘定科目です。

純資産変動計算書

(令和4年4月1日～令和5年3月31日)

【地方独立行政法人市立吹田市民病院】

	I 資本金		II 資本剰余金		III 利益剰余金(又は繰越欠損金)			純資産合計
	設立団体出資金	資本金合計	資本剰余金	資本剰余金合計	当期末処分利益 (又は当期末処理 損失)	うち当期総利益	利益剰余金(又は 繰越欠損金)合計	
	3,300,843,643	3,300,843,643	118,494,689	118,494,689	▲ 4,007,694,744	-	▲ 4,007,694,744	
当期首残高								▲ 588,356,412
当期変動額								
I 資本金の当期変動額								
II 資本剰余金の当期変動額								
運営費負担金			40,613,211	40,613,211				40,613,211
III 利益剰余金(又は繰越欠損金)の当期変動額								
(1)利益の処分又は損失の処理								
(2)その他								
当期総利益					1,802,562,591	1,802,562,591	1,802,562,591	1,802,562,591
当期変動額合計			40,613,211	40,613,211	1,802,562,591	1,802,562,591	1,802,562,591	1,843,175,802
当期末残高	3,300,843,643	3,300,843,643	159,107,900	159,107,900	▲ 2,205,132,153	1,802,562,591	▲ 2,205,132,153	1,254,819,390

(単位:円)

キャッシュ・フロー計算書

(令和4年4月1日～令和5年3月31日)

【地方独立行政法人市立吹田市民病院】

(単位:円)

I 業務活動によるキャッシュ・フロー	
材料の購入による支出	▲3,824,898,996
人件費支出	▲7,175,601,105
その他の業務支出	▲1,994,231,268
医業収入	12,737,661,130
運営費負担金収入	1,345,649,916
運営費負担金の精算による返還金の支出	▲36,238,370
補助金等収入	2,422,353,614
寄附金収入	566,242
その他	▲549,164,777
小計	2,926,096,386
利息の支払額	▲122,357,280
業務活動によるキャッシュ・フロー	2,803,739,106
II 投資活動によるキャッシュ・フロー	
有形固定資産の取得による支出	▲213,789,153
有形固定資産の売却による収入	5,874,000
無形固定資産の取得による支出	▲614,000
運営費負担金収入	105,491,084
補助金等収入	14,640,000
投資活動によるキャッシュ・フロー	▲88,398,069
III 財務活動によるキャッシュ・フロー	
長期借入金の返済による支出	▲1,288,210,707
移行前地方債償還債務の償還による支出	▲102,620,129
財務活動によるキャッシュ・フロー	▲1,390,830,836
IV 資金増加額(▲は減少額)	1,324,510,201
V 資金期首残高	2,121,538,327
VI 資金期末残高	3,446,048,528

損失の処理に関する書類(案)

【地方独立行政法人市立吹田市民病院】

(単位:円)

科 目	金 額
I 当期末処理損失	2,205,132,153
当期総利益	1,802,562,591
前期繰越欠損金	4,007,694,744
II 次期繰越欠損金	<u>2,205,132,153</u>

行政コスト計算書

(令和4年4月1日～令和5年3月31日)

【地方独立行政法人市立吹田市民病院】

(単位:円)

科 目	金 額	
I 損益計算書上の費用		
医業費用	13,076,989,029	
一般管理費	1,142,638,820	
財務費用	122,357,280	
雑支出	599,484,022	
臨時損失	4,928,197	
損益計算書上の費用合計		14,946,397,348
II 行政コスト		14,946,397,348

注記事項

I 重要な会計方針

当事業年度より、改訂後の「地方独立行政法人会計基準及び地方独立行政法人会計基準注解」（令和4年8月31日改訂）並びに『「地方独立行政法人会計基準及び地方独立行政法人会計基準注解」に関するQ&A【公営企業型版】』（令和4年9月改訂）（以下「地方独立行政法人会計基準等」という。）を適用して、財務諸表等を作成しております。

なお、地方独立行政法人会計基準等のうち、収益認識に係る会計基準の導入による改訂内容については令和6事業年度から適用します。

1 運営費負担金収益の計上基準

期間進行基準を採用しております。ただし、移行前地方債元金利息償還金、長期借入金元金利息償還金に要する経費については費用進行基準を採用しております。

2 減価償却の会計処理方法

(1) 有形固定資産

定額法を採用しております。

なお、主な資産の耐用年数は以下のとおりです。

建 物	2～50 年
構 築 物	8～50 年
器械備品	2～20 年
車 両	6 年

(2) 無形固定資産

定額法を採用しております。

なお、法人内利用のソフトウェアについては、法人内における利用可能期間（5年）に基づいて償却しております。

3 賞与引当金の計上基準

役職員の賞与の支給に備えるため、賞与支給見込額のうち、当事業年度に負担すべき金額を計上しております。

4 退職給付に係る引当金及び見積額の計上基準

職員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務の見込額に基づき計上しております。

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については期間定額基準によっております。

過去勤務費用及び数理計算上の差異は、即時費用処理しております。

なお、吹田市からの派遣職員の退職給付債務については、吹田市派遣職員の退職手当に係る拠出金として、期末の自己都合要支給額から期首の自己都合要支給額を控除した額を計上しております。

5 棚卸資産の評価基準及び評価方法

先入先出法に基づく低価法によっております。

6 貸倒引当金の計上基準

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については、個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

7 リース取引の処理方法

リース料総額が300万円を超えるファイナンス・リース取引については、通常の売買取引に係る方法に準じた会計処理によっております。

8 消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

II 会計上の見積り

「V 固定資産の減損関係」「3 減損の兆候が認められた固定資産」については、遊休状態のため減損の兆候があるものとして判断したものの、現在、帳簿価額を上回る市場価格であるため、減損損失を認識しないこととしました。

減損の認識の判断にあたっては慎重に検討しておりますが、市場環境の変化により、その見積りの前提となる条件や仮定に変更が生じた場合に、減損処理が必要となる可能性があります。

III キャッシュ・フロー計算書関係

1 資金の期末残高と貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係

現金及び預金勘定	3,446,048,528円
資金期末残高	3,446,048,528円

2 重要な非資金取引

該当ありません。

IV 行政コスト計算書関係

1 公営企業型地方独立行政法人の業務運営に関して住民等の負担に帰せられるコスト

行政コスト	14,946,397,348 円
自己収入等	▲13,009,391,963 円
機会費用	11,006,864 円
公営企業型地方独立行政法人の業務運営に関して 住民等の負担に帰せられるコスト	1,948,012,249 円
(内数) 減価償却充当補助金	149,748,103 円

2 機会費用の計上方法

吹田市出資等の機会費用の計算に使用した利率については、10 年利付国債の令和 5 年 3 月末における利回りを参考に 0.32% で計算しております。

V 固定資産の減損関係

1 固定資産のグルーピング方法

市立吹田市民病院の運営に用いている固定資産を 1 つの資産グループとしたうえで、重要な遊休資産及び廃止の意思決定を行った資産については、固定資産グループから独立した資産として扱っております。

2 共用資産の概要及び減損の兆候の把握等における取扱い方法

当法人は単一の資産グループしか有していないことから、共用資産については該当ありません。

3 減損の兆候が認められた固定資産

(1) 減損の兆候が認められた固定資産の用途、種類、場所、帳簿価額等の概要

用途	種類	場所	帳簿価額	減損額
旧病院	土地	大阪府吹田市	1,810,000,000 円	0 円
	建物		53 円	0 円
	構築物		26 円	0 円

(2) 認められた減損の兆候の概要

遊休状態であることから、減損の兆候を認識しております。

(3) 減損損失の認識に至らなかった理由

令和 2 年度に市場価格に合わせて減損処理を行っており、現在、帳簿価額を上回る市場価格であるため、減損損失を認識しておりません。

VI 退職給付関係

1 採用している退職給付制度の概要

当法人は、職員の退職給付に充てるため、非積立型の退職一時金制度を採用しております。当該制度では、給与と勤務期間に基づいた一時金を支給しております。

また、吹田市からの派遣職員については、簡便法により退職給付引当金及び退職給付費用を計上しております。

2 確定給付制度

(1) 退職給付債務の期首残高と期末残高の調整表 ((2) に掲げられたものを除く)

期首における退職給付債務	2,941,249,622 円
勤務費用	249,453,996 円
利息費用	17,647,498 円
数理計算上の差異の当期発生額	▲70,766,527 円
退職給付の支払額	▲192,136,800 円
過去勤務費用の当期発生額	▲223,610,626 円
期末における退職給付債務	2,721,837,163 円

(2) 簡便法を適用した制度の、退職給付債務の期首残高と期末残高の調整表

期首における退職給付債務	105,487,772 円
退職給付費用	6,136,851 円
退職給付の支払額	▲4,435,111 円
期末における退職給付債務	107,189,512 円

(3) 退職給付債務と貸借対照表に計上された退職給付引当金の調整表

非積立型制度の未積立退職給付債務	2,829,026,675 円
退職給付引当金	2,829,026,675 円

(4) 退職給付に関連する損益

勤務費用	249,453,996 円
利息費用	17,647,498 円
数理計算上の差異の当期発生額	▲70,766,527 円
過去勤務費用の当期発生額	▲223,610,626 円
吹田市派遣職員の退職手当に係る拠出金	6,136,851 円
合計	▲21,138,808 円

(5) 数理計算上の計算基礎に関する事項

期末における主要な数理計算上の計算基礎（加重平均で表している。）

割引率 0.6%

VII 金融商品関係

1 金融商品の状況に関する事項

当法人は、資金運用については安全性の高い金融資産で運用し、また、設立団体からの長期借入により資金を調達しております。資金の用途については、事業投資資金及び運営資金（長期）です。

医業未収金等、未収債権等については、債権管理規程に沿ってリスク低減を図っております。

2 金融商品の時価等に関する事項

期末日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については次のとおりです。また、現金は注記を省略しており、預金、医業未収金、未収金、未払金は短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似することから、注記を省略しております。

	貸借対照表計上額 (*1)	時価 (*1)	差額 (*1)
(1) 長期借入金(*2)	(16,237,373,583 円)	(15,162,503,390 円)	(▲1,074,870,193 円)
(2) 移行前地方債償還 債務(*2)	(347,282,303 円)	(359,606,800 円)	(12,324,497 円)

(*1) 負債計上されるものは () で示しております。

(*2) 1年以内返済予定を含みます。

(注) 時価の算定に用いた評価技法及びインプットの説明

金融商品の時価を、時価の算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の三つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：同一の資産又は負債の活発な市場における（無調整の）相場価格により算定した時価

レベル2の時価：レベル1のインプット以外の直接又は間接的に観察可能なインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：重要な観察できないインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

(1)長期借入金、 (2)移行前地方債償還債務

これらの時価については、元利金の合計額を同様の新規借入を行った場合に想定される利率で割り引いた割引現在価値法により算定しており、レベル 2 の時価に分類しております。

VIII 賃貸等不動産関係

当法人は遊休資産として吹田市片山町に土地を有しています。これらの賃貸等不動産の貸借対照表計上額、当期増減額及び時価は次のとおりです。

貸借対照表計上額			当期末の時価
前期末残高	当期増減額	当期末残高	
1,810,000,000 円	—	1,810,000,000 円	1,810,000,000 円

(注1) 貸借対照表計上額は、取得原価から減損損失累計額を控除した金額です。

(注2) 当期末の時価は、「不動産鑑定評価基準」に基づいて、当法人で算定した金額となっております。

また、賃貸等不動産に関する令和 5 年 3 月期における収益及び費用等はありません。

IX 資産除去債務関係

1 資産除去債務の概要

当法人は、放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律の規定に基づく放射性同位元素の除去費用について、資産除去債務を計上しております。

2 資産除去債務の金額の算定方法

資産除去債務の見積もりにあたり、取得時からの使用見込期間を有形固定資産の耐用年数を参考に6年と見積もっております。割引率は当該期間を勘案し、使用見込期間に見合う国債の利回りを参考にしており、0%となっております。

3 当事業年度における資産除去債務の総額の増減

期首残高	6,000,000円
有形固定資産の取得による増加額	0円
時の経過による調整額	0円
資産除去債務の戻入による減少額	0円
期末残高	6,000,000円

X 重要な債務負担行為

当事業年度末までに契約を締結し、翌事業年度以降に支払が発生する重要なものは以下のとおりです。

契約内容	契約金額	契約期間	翌事業年度以降の支払金額
医事業務委託事業	345,528,000 円	R4. 4. 1～R7. 3. 31	230,352,000 円
施設設備運転保守管理・保安警備業務委託事業	521,172,000 円	R4. 4. 1～R7. 3. 31	348,775,800 円
病院給食調理等業務委託事業	330,540,000 円	R4. 10. 1～R7. 3. 31	264,432,000 円

XI 重要な偶発債務

当法人は、医療行為中の過失を理由に、令和 2 年 11 月 19 日付で大阪地方裁判所において、患者より 348,737,081 円の損害賠償金を請求する訴訟を提起されております。訴訟により発生する債務及び裁判のための費用の一部は、200,000,000 円を上限に保険金で賄える見込みですが、現時点では損害賠償金及び保険金について未確定であり、当法人の財政状態及び経営成績への影響を予測することは困難です。

XII 重要な後発事象

該当ありません。

XIII その他重要事項

該当ありません。

財 務 諸 表

(附 属 明 細 書)

(1) 固定資産の取得及び処分、減価償却費並びに減損損失の明細

(単位：円)

資産の種類	期首残高	当期増加額	当期減少額	期末残高	減価償却累計額		減損損失累計額	差引期末残高	摘要
					当期償却額	累計額			
有形固定資産 (減価償却費)									
建物	14,852,097,997	2,310,000	-	14,854,407,997	3,295,290,467	633,839,476	569,947,793	10,989,169,737	
構築物	433,799,187	380,000	-	434,179,187	136,761,111	16,130,345	130,611,454	166,806,622	
器械備品	5,056,993,889	222,679,371	65,276,798	5,214,396,462	3,851,725,670	753,360,507	-	1,362,670,792	
車両	2,860,624	-	-	2,860,624	2,662,533	449,416	-	198,091	
計	20,345,751,697	225,369,371	65,276,798	20,505,844,270	7,286,439,781	1,403,779,744	700,559,247	12,518,845,242	
非償却資産	6,918,831,887	-	-	6,918,831,887	-	-	1,560,309,887	5,358,522,000	
計	6,918,831,887	-	-	6,918,831,887	-	-	1,560,309,887	5,358,522,000	
有形固定資産合計	14,852,097,997	2,310,000	-	14,854,407,997	3,295,290,467	633,839,476	569,947,793	10,989,169,737	
建物	433,799,187	380,000	-	434,179,187	136,761,111	16,130,345	130,611,454	166,806,622	
器械備品	5,056,993,889	222,679,371	65,276,798	5,214,396,462	3,851,725,670	753,360,507	-	1,362,670,792	
車両	2,860,624	-	-	2,860,624	2,662,533	449,416	-	198,091	
計	27,264,583,584	225,369,371	65,276,798	27,424,676,157	7,286,439,781	1,403,779,744	2,260,869,134	17,877,367,242	
無形固定資産	2,044,100	-	-	2,044,100	-	-	-	2,044,100	
電話加入権	2,044,100	-	-	2,044,100	-	-	-	2,044,100	
ソフトウェア	19,412,000	1,010,000	650,000	19,772,000	12,968,695	4,320,971	-	6,803,305	
施設利用権	19,956,469	-	-	19,956,469	13,649,069	402,600	-	6,307,400	
計	41,412,569	1,010,000	650,000	41,772,569	26,617,764	4,723,571	-	15,154,805	
長期貸付金	1,400,000	-	1,400,000	-	-	-	-	-	
計	1,400,000	-	1,400,000	-	-	-	-	-	
投資その他の資産									

(注) 当期増加額のうち主なものは次のとおりです。

器械備品
血管撮影装置 (68,000,000円)

(注) 当期減少額のうち主なものは次のとおりです。

器械備品
血管撮影装置 (47,846,026円)

(2)棚卸資産の明細

(単位:円)

種類	期首残高	当期増加額		当期減少額		期末残高	摘要
		当期購入・振替	その他	払出・振替	その他		
薬品	110,700,837	2,854,407,576	-	2,841,917,956	1,663,596	121,526,861	(注)
その他貯蔵品	2,391,906	86,171,499	-	86,127,714	-	2,435,691	
計	113,092,743	2,940,579,075	-	2,928,045,670	1,663,596	123,962,552	

(注) 当期減少額のうち、期限切れによる廃棄もしくは滅失した資産を記載しております。

(3)長期貸付金の明細

(単位:円)

区分	期首残高	当期増加額	当期減少額		期末残高	摘要
			回収額	償却額		
長期貸付金	1,400,000	-	-	1,400,000	-	(注)
計	1,400,000	-	-	1,400,000	-	

(注)医療の充実に必要な看護士の養成及び確保に資するため、修学に要する資金を貸付けけるものです。よって、当法人が定めた期間、職務に従事した場合には貸付金の全額を免除するものとし、利率も0%としております。

(4)長期借入金の明細

(単位:円)

区分	借入先	期首残高	当期増加	当期減少	期末残高	平均利率(%)	返済期限	摘要
建設改良資金借入金	吹田市	2,077,010,622	-	81,226,423	1,995,784,199	1.400%	令和26年3月20日	新病院建設用地 購入費
建設改良資金借入金	吹田市	74,722,435	-	2,839,232	71,883,203	1.200%	令和27年3月20日	新病院建設予定 地の埋蔵文化財 調査費
建設改良資金借入金	吹田市	58,318,472	-	2,292,951	56,025,521	0.500%	令和28年3月20日	新病院建設予定 地の埋蔵文化財 調査費
建設改良資金借入金	吹田市	582,400,000	-	21,659,765	560,740,235	0.600%	令和29年3月20日	新病院建設工事 費等
建設改良資金借入金	吹田市	3,348,700,000	-	-	3,348,700,000	0.600%	令和30年3月20日	新病院建設工事 費等
建設改良資金借入金	吹田市	9,012,100,000	-	-	9,012,100,000	0.600%	令和30年9月20日	新病院建設工事 費等
建設改良資金借入金	吹田市	83,900,000	-	-	83,900,000	0.700%	令和30年9月20日	新病院建設工事 費等
建設改良資金借入金	吹田市	385,228,889	-	256,812,839	128,416,050	0.010%	令和5年9月20日	新病院建設工事 費等(医療機器 購入)
建設改良資金借入金	吹田市	118,100,000	-	-	118,100,000	0.500%	令和30年9月20日	新病院建設工事 費等
建設改良資金借入金	吹田市	1,385,103,872	-	923,379,497	461,724,375	0.010%	令和5年9月20日	新病院建設工事 費等(医療機器 購入)
運営資金借入金	吹田市	400,000,000	-	-	400,000,000	0.002%	令和7年9月30日	運営資金
計		17,525,584,290	-	1,288,210,707	16,237,373,583			

(5)移行前地方債償還債務の明細

(単位:円)

銘柄	期首残高	当期増加	当期減少	期末残高	利率(%)	償還期限	摘要
資金運用部資金6003	87,687,292	-	27,896,265	59,791,027	4.65%	令和7年3月1日	
資金運用部資金7003	70,764,787	-	16,870,642	53,894,145	3.15%	令和8年3月1日	
資金運用部資金8002	282,549,776	-	53,411,825	229,137,951	2.80%	令和9年3月1日	
地方公共団体金融機構250176	8,900,577	-	4,441,397	4,459,180	0.40%	令和6年3月20日	
計	449,902,432	-	102,620,129	347,282,303			

(6)引当金の明細

(単位:円)

区分	期首残高	当期増加額	当期減少額		期末残高	摘要
			目的使用	その他		
退職給付引当金	3,046,737,394	-	217,710,719	-	2,829,026,675	
賞与引当金	399,032,000	409,064,000	399,032,000	-	409,064,000	
貸倒引当金	11,993,225	9,158,899	3,654,123	-	17,498,001	
計	3,457,762,619	418,222,899	620,396,842	-	3,255,588,676	

(7)資産除去債務の明細

(単位:円)

区分	期首残高	当期増加額	当期減少額	期末残高	摘要
放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律の規定に基づく債務	6,000,000	-	-	6,000,000	
計	6,000,000	-	-	6,000,000	

(8)資本剰余金の明細

(単位:円)

区分	期首残高	当期増加額	当期減少額	期末残高	摘要
運営費負担金	118,494,689	40,613,211	-	159,107,900	(注)
計	118,494,689	40,613,211	-	159,107,900	

(注)資本剰余金の増加については、土地の取得にかかる企業債元金償還のための運営費負担金によるものです。

(9) 運営費負担金債務及び運営費負担金収益の明細

① 運営費負担金債務 (単位:円)

交付年度	期首残高	負担金 当期交付額	当期振替額				期末残高	摘要
			運営費負担金 収益	運営費負担金	資産見返 運営費負担金	資本剰余金		
令和4年度	-	1,434,732,099	1,288,627,804	105,491,084	40,613,211	1,434,732,099	-	
合計	-	1,434,732,099	1,288,627,804	105,491,084	40,613,211	1,434,732,099	-	

② 運営費負担金収益 (単位:円)

業務等区分	令和4年度支給 分	合計
期間進行基準	558,526,906	558,526,906
費用進行基準	730,100,898	730,100,898
合計	1,288,627,804	1,288,627,804

(10)地方公共団体等からの財源措置の明細

補助金等の明細

(単位:円)

区分	当期交付額	左の会計処理内訳					摘要
		建設仮勘定補助金等	資産見返補助金等	資本剰余金	長期預り補助金等	収益計上	
医師臨床研修補助金	5,919,440	-	-	-	-	5,919,440	
豊能地域救急医療対策事業運営費補助金	9,372,000	-	-	-	-	9,372,000	
大阪府新人看護職員研修事業補助金	530,000	-	-	-	-	530,000	
大阪府救急搬送患者受入促進支援事業費補助金	1,115,000	-	-	-	-	1,115,000	
大阪府女性医師等就労環境改善事業補助金	3,931,000	-	-	-	-	3,931,000	
地域型保育給付費	37,369,270	-	-	-	-	37,369,270	
大阪府産科医分医当導入促進事業等補助金	386,000	-	-	-	-	386,000	
保健衛生施設等施設・設備整備費国庫補助金	15,510,000	-	14,100,000	-	-	1,410,000	
両立支援等助成金(新型コロナウイルス感染症小学校休業等対応コー ス)	2,112,749	-	-	-	-	2,112,749	
大阪府新型コロナウイルス感染症患者等入院病床確保緊急支援事業 費補助金	2,148,764,000	-	-	-	-	2,148,764,000	
大阪府新型コロナウイルス感染症に係る特殊勤務手当支給事業補助 金	32,748,000	-	-	-	-	32,748,000	
大阪府新型コロナウイルス感染症患者等入院医療機関設備整備事業 補助金	22,965,000	-	-	-	-	22,965,000	
大阪府看護職員等処遇改善事業補助金	16,104,000	-	-	-	-	16,104,000	
大阪府医療機関等物価高騰対策一時支援金	6,465,000	-	-	-	-	6,465,000	
大阪府ゴールデンウィーク発熱患者等診療・検査協力金	4,520,000	-	-	-	-	4,520,000	
大阪府新型コロナウイルス感染症類似症状患者受入れのための救 急・周産期・小児医療体制確保事業補助金	4,423,000	-	270,000	-	-	4,153,000	

区分	当期交付額	左の会計処理内訳				摘要
		建設仮勘定補助金等	資産戻し補助金等	資本剰余金	長期預り補助金等	
大阪府年末年始発熱患者等診療・検査協力金	1,200,000	-	-	-	-	1,200,000
大阪府お盆期間における発熱患者等診療・検査協力金	400,000	-	-	-	-	400,000
大阪府新型コロナウイルス感染症外来診療(透析治療・周産期・小児医療)感染対策設備整備事業補助金	297,000	-	270,000	-	-	27,000
大阪府社会福祉施設等物価高騰対策一時支援金	60,000	-	-	-	-	60,000
吹田市新型コロナウイルス感染症検査体制促進補助金	252,000	-	-	-	-	252,000
吹田市私立保育所等新型コロナウイルス感染症拡大防止に係る助成金	320,000	-	-	-	-	320,000
吹田市保育士・幼稚園教諭等処遇改善臨時特例事業補助金	722,460	-	-	-	-	722,460
待機児童を減らすための病院内保育所の取り組みに対する支援助成事業	332,105	-	-	-	-	332,105
合計	2,315,818,024	-	14,640,000	-	-	2,301,178,024

(11)役員及び職員の給与の明細

(単位:千円、人)

区分	報酬又は給与		退職給与	
	支給額	支給人員	支給額	支給人員
役員	16,000 (730)	1 (3)	-	-
職員	4,866,080 (292,436)	628 (37)	196,572	48
合計	4,882,080 (293,166)	629 (40)	196,572	48

- (注1)支給額及び支給人員
非常勤職員については、外数として()内に記載しております。
また、支給人員については平均支給人員で記載しております。
- (注2)役員については、期末現在の人数と上記の支給人数は異なります。
- (注3)役員報酬基準及び職員給与基準の概要
役員報酬については、「地方独立行政法人市立吹田市民病院役員報酬規程」に基づき支給しております。
職員については、「地方独立行政法人市立吹田市民病院職員給与規程」及び「地方独立行政法人市立吹田市民病院非正規職員給与規程」に基づき支給しております。
- (注4)法定福利費
上記明細には法定福利費は含めておりません。

(12)開示すべきセグメント情報

当法人は単一セグメントにより事業を実施しているため、記載を省略しております。

(13)上記以外の主な資産、負債、費用及び収益の明細

①医業費用及び一般管理費の明細

(単位:円)

科 目	金 額	
医業費用		
給与費		
給料及び手当	3,586,739,488	
賞与	608,906,935	
賞与引当金繰入額	375,569,000	
賃金	866,714,895	
報酬	288,789,559	
法定福利費	767,293,056	
退職給付費用	▲42,859,857	
役員報酬	14,459,228	6,465,612,304
材料費		
薬品費	2,841,917,956	
医療材料費	384,191,082	
給食材料費	86,127,714	
医療消耗備品費	547,987,821	
棚卸資産減耗費	1,663,596	3,861,888,169
減価償却費		
建物減価償却費	443,687,972	
構築物減価償却費	11,203,721	
器械備品減価償却費	753,360,507	
無形固定資産減価償却費	4,320,971	1,212,573,171
経費		
厚生福利費	14,072,013	
報償費	136,155	
旅費交通費	36,560	
職員被服費	1,135,490	
消耗品費	51,333,665	
光熱水費	191,322,277	
印刷製本費	6,150,445	
修繕費	46,924,853	
保険料	18,316,416	
賃借料	111,126,709	
委託料	1,035,756,030	
諸会費	9,465,566	
雑費	8,175,296	
医業貸倒引当金繰入額	9,158,899	1,503,110,374
研究研修費		
謝金	755,458	
図書費	7,170,759	
旅費	7,553,040	
研究雑費	18,325,754	33,805,011
医業費用合計		<u>13,076,989,029</u>

科 目	金 額	
一般管理費		
給与費		
給料及び手当	275,628,349	
賞与	49,400,837	
賞与引当金繰入額	33,495,000	
賃金	39,432,586	
法定福利費	60,852,524	
報酬	3,646,146	
退職給付費用	21,721,049	
役員報酬	729,530	484,906,021
減価償却費		
建物減価償却費	190,151,504	
構築物減価償却費	4,926,624	
車両減価償却費	449,416	
無形固定資産減価償却費	402,600	195,930,144
経費		
厚生福利費	925,252	
旅費交通費	43,671	
光熱水費	81,995,261	
燃料費	1,219,517	
食糧費	11,484	
修繕費	13,610,985	
保険料	731,770	
賃借料	1,166,280	
通信運搬費	14,396,999	
委託料	337,508,372	
諸会費	32,000	
交際費	12,500	
雑費	9,563,864	
租税公課	584,700	461,802,655
一般管理費合計		1,142,638,820

②現金及び預金の内訳

(単位:円)

区分	期末残高	摘要
現金	7,050,000	
普通預金	3,438,998,528	
合計	3,446,048,528	

③医業未収金の内訳

区分	期末残高	摘要
個人未収金	51,977,524	
団体未収金	2,248,868,950	
その他	39,530,732	
合計	2,340,377,206	

④未払金の内訳

区分	期末残高	摘要
建設改良費	130,760,114	
給与費	339,597,199	
材料費	720,954,865	
経費その他	266,673,940	
合計	1,457,986,118	

決算報告書

令和4年度決算報告書

【地方独立行政法人市立吹田市民病院】

(単位:円)

区 分	予算額	決算額	差 額 (決算額－予算額)	備考
収入				
営業収益	14,040,000,000	15,762,460,856	1,722,460,856	
医業収益	13,469,000,000	12,970,219,869	▲498,780,131	患者数の減による。
運営費負担金収益	548,000,000	531,330,798	▲16,669,202	高度特殊医療の運営費負担金収益の減による。
補助金等収益	23,000,000	2,260,910,189	2,237,910,189	新型コロナウイルス感染症に係る補助金収益の増による。
その他営業収益	0	0	0	
営業外収益	211,000,000	180,543,242	▲30,456,758	
運営費負担金収益	88,000,000	77,957,575	▲10,042,425	
その他営業外収益	123,000,000	102,585,667	▲20,414,333	施設利用料(売店、駐車場等)の減による。
臨時利益	0	0	0	
資本収入	825,000,000	848,009,126	23,009,126	
運営費負担金収益	825,000,000	825,443,726	443,726	
長期借入金	0	0	0	
その他資本収入	0	22,565,400	22,565,400	補助金収入等の増による。
その他収入	0	0	0	
計	15,076,000,000	16,791,013,224	1,715,013,224	
支出				
営業費用	13,306,000,000	13,582,113,536	276,113,536	
医業費用	12,371,000,000	12,606,653,685	235,653,685	
給与費	6,631,000,000	6,693,685,294	62,685,294	
材料費	4,080,000,000	4,235,994,057	155,994,057	薬品費等の増による。
経費	1,621,000,000	1,640,157,424	19,157,424	光熱費等の増による。
研究研修費	39,000,000	36,816,910	▲2,183,090	旅費等の減による。
一般管理費	935,000,000	975,459,851	40,459,851	光熱費等の増による。
営業外費用	147,000,000	144,377,634	▲2,622,366	
臨時損失	0	3,460,000	3,460,000	過年度損益修正損の増による。
資本支出	1,622,000,000	1,639,848,142	17,848,142	
建設改良費	231,000,000	249,017,306	18,017,306	器械備品購入費等の増による。
償還金	1,391,000,000	1,390,830,836	▲169,164	
その他資本支出	0	0	0	
その他支出	0	0	0	
計	15,075,000,000	15,369,799,312	294,799,312	
単年度資金収支(収入－支出)	1,000,000	1,421,213,912	1,420,213,912	

予算額は各区分において百万円単位未満を四捨五入しているため、合計で一致しないものがあります。

(注) 損益計算書の計上額と決算額の集計区分等の相違の概要は、以下のとおりです。

- (1) 損益計算書において計上されている現金収入を伴わない収益及び現金支出を伴わない費用は含んでおりません。
- (2) 医業費用の給与費及び一般管理費に、退職金及び賞与支払額を決算額に含めております。
- (3) 損益計算書の営業収益および営業外収益の運営費負担金のうち資本支出に充てたものは、決算額に含んでおりません。資本収入の運営費負担金に含めております。
- (4) 上記数値は消費税等込みの金額を記載しております。

令和4年度決算の状況

1 決算の状況

(1) 収支・・・当期純損益は **18億300万円の黒字** (a列20行目)

令和4年度予算においては、病院移転後の減価償却費の影響で、3,100万円の赤字(b列20行目)を見込んでおり、その予算に対して18億3,400万円の良化(c列20行目)となった。

令和4(2022)年度 損益計算書

(単位:百万円、%)

科 目	a 決算額	b 予算額	c 対予算比較(a-b)	
			d 差引増減	増減率
1 営業収益	16,557	14,799	1,758	11.9%
2 医業収益	12,946	13,434	▲488	▲3.6%
3 入院収益	8,169	9,142	▲973	▲10.6%
4 外来収益	4,523	3,937	587	14.9%
5 その他医業収益	254	355	▲101	▲28.5%
6 補助金等収益	2,261	23	2,238	9,887.2%
7 その他営業収益	1,350	1,365	▲15	▲1.1%
8 営業費用	14,220	14,342	▲122	▲0.9%
9 給与費	6,951	7,312	▲361	▲4.9%
10 材料費	3,862	3,721	141	3.8%
11 経費	1,965	1,882	83	4.4%
12 減価償却費	1,409	1,392	17	1.2%
13 研究研修費	34	36	▲2	▲5.2%
14 営業損益	2,337	457	1,880	-
15 営業外収益	186	203	▲17	▲8.2%
16 営業外費用	722	690	32	4.7%
17 経常損益	1,802	▲30	1,831	-
18 臨時利益	6	0	6	294,302.1%
19 臨時損失	5	2	3	185.4%
20 当期純損益	1,803	▲31	1,834	-

※予算においては新型コロナウイルス感染症の影響はないものとして計画している。

(2) 資金・・・期末残高は **34億4,600万円** (期首残高21億2,200万円)

ただし、令和2年度末に運営資金として吹田市から4億円借入れしているため、**実質残高は30億4,600万円**

独立監査人の監査報告書

令和5年6月16日

地方独立行政法人市立吹田市民病院

理事長 矢野 雅彦 殿

EY新日本 有限責任監査法人

大阪事務所

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士

梅原、隆

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士

守谷 義広

<財務諸表監査>

監査意見

当監査法人は、地方独立行政法人法（以下「法」という。）第35条第1項の規定に基づき、地方独立行政法人市立吹田市民病院の令和4年4月1日から令和5年3月31日までの第9期事業年度の財務諸表（損失の処理に関する書類（案）を除く。以下同じ。）、すなわち、貸借対照表、損益計算書、純資産変動計算書、キャッシュ・フロー計算書、行政コスト計算書、重要な会計方針、その他の注記及び附属明細書について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる地方独立行政法人の会計の基準に準拠して、地方独立行政法人市立吹田市民病院の令和5年3月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する事業年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる地方独立行政法人の監査の基準に準拠して監査を行った。地方独立行政法人の監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における会計監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、地方独立行政法人から独立しており、また、会計監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。この基礎には、当監査法人が監査を実施した範囲においては、財務諸表に重要な虚偽表示をもたらす理事長又はその他の役員若しくは職員による不正及び誤謬並びに違法行為の存在は認められなかったとの事実を含んでいる。なお、当監査法人が実施した監査は、財務諸表の重要な虚偽表示の要因とならない理事長又はその他の役員若しくは職員による不正及び誤謬並びに違法行為の有無について意見を述べるものではない。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告書（会計に関する部分を除く。）である。理事長の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監事の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における地方独立行政法人の役員（監事を除く。）の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の財務諸表等に対する監査意見等の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見等を表明するものではない。

財務諸表等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と財務諸表等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

財務諸表に対する理事長及び監事の責任

理事長の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる地方独立行政法人の会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正及び誤謬並びに違法行為による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために理事長が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監事の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における地方独立行政法人の役員（監事を除く。）の職務の執行を監視することにある。

財務諸表監査における会計監査人の責任

会計監査人の責任は、会計監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正及び誤謬並びに違法行為による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正及び誤謬並びに違法行為により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

会計監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる地方独立行政法人の監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正及び誤謬並びに違法行為による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は会計監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、会計監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 理事長が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに理事長によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる地方独立行政法人の会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 理事長又はその他の役員若しくは職員による不正及び誤謬並びに違法行為が財務諸表に重要な虚偽表示をもたらす要因となることに十分留意して計画し、監査を実施する。

会計監査人は、監事に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び地方独立行政法人の監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

＜損失の処理に関する書類（案）、事業報告書（会計に関する部分に限る。）及び決算報告書に対する報告＞

会計監査人の報告

当監査法人は、法第35条第1項の規定に基づき、地方独立行政法人市立吹田市民病院の令和4年4月1日から令和5年3月31日までの第9期事業年度の損失の処理に関する書類（案）、事業報告書（会計に関する部分に限る。）及び決算報告書について監査を行った。なお、事業報告書について監査の対象とした会計に関する部分は、事業報告書に記載されている事項のうち、会計帳簿の記録に基づく記載部分である。

当監査法人の報告は次のとおりである。

- (1) 損失の処理に関する書類（案）は、法令に適合しているものと認める。
- (2) 事業報告書（会計に関する部分に限る。）は、地方独立行政法人市立吹田市民病院の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況を正しく示しているものと認める。
- (3) 決算報告書は、理事長による予算の区分に従って、決算の状況を正しく示しているものと認める。

理事長及び監事の責任

理事長の責任は、法令に適合した損失の処理に関する書類（案）を作成すること、財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況を正しく示す事業報告書を作成すること、並びに理事長による予算の区分に従って、決算の状況を正しく示す決算報告書を作成することにある。

監事の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における地方独立行政法人の役員（監事を除く。）の職務の執行を監視することにある。

会計監査人の責任

会計監査人の責任は、損失の処理に関する書類（案）が法令に適合して作成されているか、事業報告書（会計に関する部分に限る。）が財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況を正しく示しているか、並びに決算報告書が理事長による予算の区分に従って、決算の状況を正しく示しているかについて、独立の立場から報告することにある。

利害関係

地方独立行政法人と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監事監査報告書

地方独立行政法人市立吹田市民病院

理事長 矢野 雅彦 様

私たち監事は、地方独立行政法人法第13条第4項に基づき、地方独立行政法人市立吹田市民病院の令和4年度（令和4年4月1日から令和5年3月31日まで）の業務及び会計について、監査を実施しました。

その結果につき、以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法の概要


地方独立行政法人市立吹田市民病院監事監査規程に基づき、理事会に出席するほか、理事等から業務運営の報告を受け、重要な決裁書類等を閲覧し、業務及び財産の状況を調査しました。また会計監査については、会計監査人から報告及び説明を受け、財務諸表、事業報告書及び決算報告書について検討を行いました。


2. 監査の結果

- (1) 会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。
- (2) 業務の執行及び法人の役員の職務の執行は、法令及び中期計画、年度計画に沿って適正に行われているものと認めます。
- (3) 地方独立行政法人法の規定による認可、承認及び届出に係る書類並びに報告書等の書類は、適正に作成されているものと認めます。
- (4) 貸借対照表、損益計算書、純資産変動計算書、キャッシュ・フロー計算書、行政コスト計算書及び附属明細書は、当法人の財政状態、運営状況、キャッシュ・フローの状況を適正に示しているものと認めます。
- (5) 損失の処理に関する書類(案)は、法令に適合しているものと認めます。
- (6) 事業報告書は、法令及び諸規則に従い、業務の実施状況を正しく示しているものと認めます。
- (7) 決算報告書は、予算の区分に従い決算の状況を正しく示しているものと認めます。

令和5年6月23日

地方独立行政法人 市立吹田市民病院

監事 梶 正 徳 夫 

監事 吉 永 徳 好 

債権の放棄について

吹田市債権管理条例第9条第1項の規定により、別紙のとおり令和4年度において市の債権を放棄したので、同条第2項の規定により報告します。

令和5年7月12日提出

吹田市長 後 藤 圭 二
吹田市水道事業管理者 前 田 聡

債権放棄調査（総括表）

No.1

債権の名称(所管)	債権の額	債権の件数
公立保育所等延長保育料 (児童部 保育幼稚園室)	200 円	1 件
一時預かり事業(幼稚園型)自己負担納入金 (児童部 保育幼稚園室)	2,500 円	1 件
公立保育所等3歳以上児給食費 (児童部 保育幼稚園室)	89,880 円	16 件
市営住宅使用料等 (都市計画部 住宅政策室)	136,400 円	1 件
過年度分非常勤職員報酬過払返還金 (学校教育部 学校教育室)	19,323 円	1 件
水道料金・メーター料 (水道部 総務室)	3,163,434 円	476 件
合 計	3,411,737 円	496 件

債権放棄調書

債権の名称 公立保育所等延長保育料
 所管 児童部 保育幼稚園室

No.2

番号	債権の額	放棄決定日	放棄した事由等			
			債権発生日	事由	事由の生じた日	備考
1	200 円	令和5年3月16日	令和2年2月1日	破産等免責決定	令和3年10月13日	債務者 吹田市市民
計	200 円					

債権放棄調書

債権の名称 一時預かり事業（幼稚園型）自己負担納入金

所管 児童部 保育幼稚園室

No.3

番号	債権の額	放棄決定日	放棄した事由等			
			債権発生日	事由	事由の生じた日	備考
1	2,500 円	令和5年3月16日	平成30年3月1日 ～平成30年4月1日	破産等免責決定	令和3年6月11日	債務者 吹田市民
計	2,500 円					

債権放棄調査書

債権の名称 公立保育所等3歳以上児給食費
 所管 児童部 保育幼稚園室

No.4

番号	債権の額	放棄決定日	放棄した事由等			
			債権発生日	事由	事由の生じた日	
1	10,400円	令和5年3月16日	平成22年4月1日 ～平成23年11月1日	時効期間満了	令和2年6月1日 ～令和4年1月1日	債務者 吹田市民
2	400円	令和5年3月16日	平成23年5月1日	時効期間満了	令和3年7月2日	債務者 吹田市民
3	8,800円	令和5年3月16日	平成20年6月1日 ～平成21年4月1日	時効期間満了	平成30年8月1日 ～令和元年6月1日	債務者 吹田市民
4	4,000円	令和5年3月16日	平成18年9月1日 ～平成19年4月1日	時効期間満了	平成28年11月4日 ～平成29年6月2日	債務者 吹田市民
5	3,200円	令和5年3月16日	平成18年12月1日 ～平成19年3月1日	時効期間満了	平成29年1月29日 ～平成29年5月4日	債務者 吹田市民
6	2,400円	令和5年3月16日	平成20年9月1日 ～平成20年12月1日	時効期間満了	平成30年11月1日 ～平成31年2月6日	債務者 吹田市民
7	21,740円	令和5年3月16日	平成17年9月1日 ～平成21年11月1日	時効期間満了	平成27年11月1日 ～令和2年1月1日	債務者 吹田市民
8	800円	令和5年3月16日	平成21年4月1日	時効期間満了	令和元年6月1日	債務者 吹田市民
9	4,800円	令和5年3月16日	平成23年1月1日 ～平成23年3月1日	時効期間満了	令和3年3月4日 ～令和3年5月2日	債務者 吹田市民
10	2,400円	令和5年3月16日	平成18年3月1日 ～平成18年5月1日	時効期間満了	平成28年5月2日 ～平成28年7月2日	債務者 吹田市民
11	800円	令和5年3月16日	平成19年7月1日	時効期間満了	平成29年10月2日	債務者 吹田市民
12	16,540円	令和5年3月16日	平成19年5月1日 ～平成21年7月1日	時効期間満了	平成29年7月2日 ～令和元年9月1日	債務者 吹田市民
13	1,600円	令和5年3月16日	平成19年3月1日 ～平成19年5月1日	時効期間満了	平成29年5月4日 ～平成29年7月2日	債務者 吹田市民
14	2,400円	令和5年3月16日	平成23年10月1日 ～平成23年12月1日	時効期間満了	令和3年12月2日 ～令和4年1月29日	債務者 吹田市民
15	1,600円	令和5年3月16日	平成24年2月1日 ～平成24年3月1日	時効期間満了	令和4年4月1日 ～令和4年5月4日	債務者 吹田市民

債権放棄調書

債権の名称 公立保育所等3歳以上児給食費
 所管 児童部 保育幼稚園室

No.5

番号	債権の額	放棄決定日	放棄した事由等			
			債権発生日	事由	事由の生じた日	備考
16	8,000 円	令和5年3月16日	平成17年6月1日 ～平成18年3月1日	時効期間満了	平成27年8月1日 ～平成28年5月2日	債務者 吹田市民
計	89,880 円					

債権放棄調書

債権の名称 市営住宅使用料等
 所管 都市計画部 住宅政策室

No.6

番号	債権の額	放棄決定日	放棄した事由等			
			債権発生日	事由	事由の生じた日	備考
1	136,400 円	令和5年3月16日	平成27年3月5日 ～平成27年9月7日	相続人不存在等	平成27年9月13日	債務者 吹田市民
計	136,400 円					

債権放棄調書

債権の名称 過年度分非常勤職員報酬過払返還金

所管 学校教育部 学校教育室

No.7

番号	債権の額	放棄決定日	放棄した事由等			
			債権発生日	事由	事由の生じた日	備考
1	19,323 円	令和5年3月17日	平成31年4月30日	徴収停止等措置済	令和4年12月1日	債務者 吹田市非常勤職員
計	19,323 円					

債権放棄調書

債権の名称 水道料金・メータ一料
所管 水道部 総務室

No.8

番号	債権の額	放棄決定日	放棄した事由等			備考
			債権発生日	事由	事由の生じた日	
1	11,572 円	令和5年3月22日	平成18年1月8日 ～平成18年2月18日	破産等免責決定	平成28年10月5日	債務者 吹田市内水道使用者
2	43,825 円	令和5年3月22日	令和2年12月8日 ～令和3年6月14日	破産等免責決定	令和4年2月19日	債務者 吹田市内水道使用者
3	30,953 円	令和5年3月22日	平成20年5月9日 ～平成20年11月11日	破産等免責決定	平成21年1月23日	債務者 吹田市内水道使用者
4	87,222 円	令和5年3月22日	平成17年4月13日 ～平成19年9月2日	破産等免責決定	平成21年3月24日	債務者 吹田市内水道使用者
5	8,888 円	令和5年3月22日	令和3年2月1日 ～令和3年4月1日	破産等免責決定	令和4年7月7日	債務者 吹田市内水道使用者
6	5,052 円	令和5年3月22日	平成29年10月4日 ～平成30年2月3日	破産等免責決定	令和4年5月7日	債務者 吹田市内水道使用者
7	10,388 円	令和5年3月22日	平成27年12月10日 ～平成28年7月28日	時効期間満了	平成30年2月4日 ～平成30年9月1日	債務者 吹田市内水道使用者
8	7,121 円	令和5年3月22日	平成29年5月5日 ～平成30年1月4日	時効期間満了	令和元年6月23日 ～令和2年3月19日	債務者 吹田市内水道使用者
9	7,846 円	令和5年3月22日	平成29年2月13日 ～平成29年9月27日	時効期間満了	平成31年3月24日 ～令和元年11月20日	債務者 吹田市内水道使用者
10	9,873 円	令和5年3月22日	平成29年3月2日 ～平成30年1月4日	時効期間満了	令和元年5月4日 ～令和2年1月5日	債務者 吹田市内水道使用者
11	8,775 円	令和5年3月22日	平成29年1月6日 ～平成29年8月29日	時効期間満了	平成31年2月23日 ～令和元年10月21日	債務者 吹田市内水道使用者
12	9,138 円	令和5年3月22日	平成29年6月8日 ～平成30年1月26日	時効期間満了	令和元年7月22日 ～令和2年3月19日	債務者 吹田市内水道使用者
13	12,452 円	令和5年3月22日	平成27年9月4日 ～平成28年5月31日	時効期間満了	平成29年10月23日 ～平成30年12月4日	債務者 吹田市内水道使用者
14	5,659 円	令和5年3月22日	平成29年7月12日 ～平成29年9月12日	時効期間満了	令和元年8月21日 ～令和元年10月22日	債務者 吹田市内水道使用者
15	6,411 円	令和5年3月22日	平成28年10月14日 ～平成29年4月14日	時効期間満了	平成30年11月21日 ～令和元年6月4日	債務者 吹田市内水道使用者

債権放棄調書

債権の名称 水道料金・メータ一料
所管 水道部 総務室

No.9

番号	債権の額	放棄決定日	放棄した事由等			備考
			債権発生日	事由	事由の生じた日	
16	6,392 円	令和5年3月22日	平成28年8月3日 ～平成29年2月3日	時効期間満了	平成30年9月19日 ～平成31年3月31日	債務者 吹田市内水道使用者
17	6,707 円	令和5年3月22日	平成29年5月11日 ～平成29年11月11日	時効期間満了	令和元年6月23日 ～令和2年1月7日	債務者 吹田市内水道使用者
18	5,340 円	令和5年3月22日	平成28年2月4日 ～平成28年6月4日	時効期間満了	平成30年3月21日 ～平成30年8月4日	債務者 吹田市内水道使用者
19	1,684 円	令和5年3月22日	平成29年12月9日	時効期間満了	令和2年1月22日	債務者 吹田市内水道使用者
20	5,323 円	令和5年3月22日	平成29年3月8日 ～平成29年5月8日	時効期間満了	平成31年4月22日 ～令和元年6月23日	債務者 吹田市内水道使用者
21	1,598 円	令和5年3月22日	平成28年7月13日	時効期間満了	平成30年8月21日	債務者 吹田市内水道使用者
22	4,621 円	令和5年3月22日	平成29年10月13日 ～平成29年12月13日	時効期間満了	令和元年11月23日 ～令和2年1月22日	債務者 吹田市内水道使用者
23	6,028 円	令和5年3月22日	平成27年10月16日 ～平成28年4月16日	時効期間満了	令和2年1月20日	債務者 吹田市内水道使用者
24	5,052 円	令和5年3月22日	平成29年8月5日 ～平成29年12月6日	時効期間満了	令和元年9月23日 ～令和2年2月4日	債務者 吹田市内水道使用者
25	14,621 円	令和5年3月22日	平成29年5月16日 ～平成29年11月16日	時効期間満了	令和元年6月23日 ～令和2年1月7日	債務者 吹田市内水道使用者
26	6,537 円	令和5年3月22日	平成28年12月16日 ～平成29年6月16日	時効期間満了	平成31年2月4日 ～令和元年6月17日	債務者 吹田市内水道使用者
27	1,743 円	令和5年3月22日	平成29年4月7日	時効期間満了	令和元年5月21日	債務者 吹田市内水道使用者
28	1,955 円	令和5年3月22日	平成29年5月31日 ～平成29年6月9日	時効期間満了	令和元年6月26日 ～令和元年7月22日	債務者 吹田市内水道使用者
29	3,066 円	令和5年3月22日	平成29年11月3日 ～平成30年1月5日	時効期間満了	令和元年12月22日 ～令和2年2月23日	債務者 吹田市内水道使用者
30	1,507 円	令和5年3月22日	平成29年5月12日	時効期間満了	令和元年6月23日	債務者 吹田市内水道使用者

債権放棄調書

債権の名称 水道料金・メータ一料
所管 水道部 総務室

No.10

番号	債権の額	放棄決定日	放棄した事由等			備考
			債権発生日	事由	事由の生じた日	
31	7,007 円	令和5年3月22日	平成29年5月16日 ～平成29年11月16日	時効期間満了	令和元年6月23日 ～令和元年11月17日	債務者 吹田市内水道使用者
32	4,924 円	令和5年3月22日	平成28年11月16日 ～平成29年3月16日	時効期間満了	平成30年12月22日 ～令和元年5月4日	債務者 吹田市内水道使用者
33	1,690 円	令和5年3月22日	平成29年5月8日	時効期間満了	令和元年6月23日	債務者 吹田市内水道使用者
34	3,368 円	令和5年3月22日	平成29年10月10日 ～平成29年12月9日	時効期間満了	令和元年11月23日 ～令和2年1月22日	債務者 吹田市内水道使用者
35	1,598 円	令和5年3月22日	平成29年3月6日	時効期間満了	平成31年4月22日	債務者 吹田市内水道使用者
36	8,250 円	令和5年3月22日	平成29年8月16日 ～平成29年10月17日	時効期間満了	令和元年9月23日 ～令和元年11月23日	債務者 吹田市内水道使用者
37	8,556 円	令和5年3月22日	平成29年4月4日 ～平成29年12月4日	時効期間満了	令和元年6月4日 ～令和元年12月5日	債務者 吹田市内水道使用者
38	25,027 円	令和5年3月22日	平成28年5月9日 ～平成28年9月8日	時効期間満了	平成30年6月23日 ～平成30年11月4日	債務者 吹田市内水道使用者
39	6,397 円	令和5年3月22日	平成28年10月4日 ～平成29年4月4日	時効期間満了	平成30年11月21日 ～令和元年5月19日	債務者 吹田市内水道使用者
40	4,633 円	令和5年3月22日	平成29年2月8日 ～平成29年4月8日	時効期間満了	平成31年2月9日 ～平成31年4月9日	債務者 吹田市内水道使用者
41	6,506 円	令和5年3月22日	平成28年11月5日 ～平成29年5月5日	時効期間満了	平成30年12月22日 ～令和元年7月15日	債務者 吹田市内水道使用者
42	4,927 円	令和5年3月22日	平成29年2月10日 ～平成29年6月1日	時効期間満了	平成31年3月24日 ～令和元年8月4日	債務者 吹田市内水道使用者
43	3,368 円	令和5年3月22日	平成29年8月1日 ～平成29年10月2日	時効期間満了	令和元年9月23日 ～令和元年12月4日	債務者 吹田市内水道使用者
44	3,256 円	令和5年3月22日	平成30年1月11日 ～平成30年3月9日	時効期間満了	令和2年2月23日 ～令和2年4月22日	債務者 吹田市内水道使用者
45	4,686 円	令和5年3月22日	平成29年11月6日 ～平成30年3月6日	時効期間満了	令和元年12月22日 ～令和2年5月4日	債務者 吹田市内水道使用者

債権放棄調書

債権の名称 水道料金・メータ一料
所管 水道部 総務室

No.11

番号	債権の額	放棄決定日	放棄した事由等			備考
			債権発生日	事由	事由の生じた日	
46	1,325 円	令和5年3月22日	平成30年3月6日	時効期間満了	令和2年4月22日	債務者 吹田市内水道使用者
47	3,498 円	令和5年3月22日	平成29年6月12日 ～平成29年8月11日	時効期間満了	令和元年7月22日 ～令和元年9月23日	債務者 吹田市内水道使用者
48	1,630 円	令和5年3月22日	平成29年2月15日	時効期間満了	平成31年3月24日	債務者 吹田市内水道使用者
49	3,196 円	令和5年3月22日	平成29年1月6日 ～平成29年3月6日	時効期間満了	平成31年2月23日 ～平成31年4月22日	債務者 吹田市内水道使用者
50	1,598 円	令和5年3月22日	平成28年6月14日	時効期間満了	平成30年7月12日	債務者 吹田市内水道使用者
51	3,973 円	令和5年3月22日	平成29年7月17日 ～平成29年9月16日	時効期間満了	令和元年8月21日 ～令和元年10月22日	債務者 吹田市内水道使用者
52	5,518 円	令和5年3月22日	平成27年9月9日 ～平成27年11月10日	時効期間満了	平成29年10月23日 ～平成29年12月20日	債務者 吹田市内水道使用者
53	6,513 円	令和5年3月22日	平成29年4月12日 ～平成29年8月12日	時効期間満了	令和元年5月21日 ～令和元年9月24日	債務者 吹田市内水道使用者
54	1,598 円	令和5年3月22日	平成28年12月15日	時効期間満了	平成30年12月16日	債務者 吹田市内水道使用者
55	1,987 円	令和5年3月22日	平成29年9月5日	時効期間満了	令和元年11月24日	債務者 吹田市内水道使用者
56	4,503 円	令和5年3月22日	平成27年10月10日 ～平成28年2月10日	時効期間満了	平成29年11月22日 ～平成30年3月20日	債務者 吹田市内水道使用者
57	3,113 円	令和5年3月22日	平成28年4月9日 ～平成28年6月8日	時効期間満了	平成30年5月22日 ～平成30年7月23日	債務者 吹田市内水道使用者
58	4,794 円	令和5年3月22日	平成28年12月1日 ～平成29年4月1日	時効期間満了	平成31年1月22日 ～平成31年4月2日	債務者 吹田市内水道使用者
59	1,684 円	令和5年3月22日	平成29年10月11日	時効期間満了	令和元年11月23日	債務者 吹田市内水道使用者
60	1,684 円	令和5年3月22日	平成29年11月8日	時効期間満了	令和元年11月9日	債務者 吹田市内水道使用者

債権放棄調書

債権の名称 水道料金・メータ一料
所管 水道部 総務室

No.12

番号	債権の額	放棄決定日	放棄した事由等			備考
			債権発生日	事由	事由の生じた日	
61	1,684 円	令和5年3月22日	平成29年11月8日	時効期間満了	令和元年11月9日	債務者 吹田市内水道使用者
62	34,419 円	令和5年3月22日	平成29年8月12日 ～平成29年10月13日	時効期間満了	令和元年9月23日 ～令和元年11月11日	債務者 吹田市内水道使用者
63	17,321 円	令和5年3月22日	平成29年9月8日 ～平成30年3月8日	時効期間満了	令和元年11月4日 ～令和2年4月11日	債務者 吹田市内水道使用者
64	3,368 円	令和5年3月22日	平成30年1月6日 ～平成30年3月6日	時効期間満了	令和2年2月23日 ～令和2年4月11日	債務者 吹田市内水道使用者
65	6,342 円	令和5年3月22日	平成28年10月10日 ～平成29年4月10日	時効期間満了	平成30年12月4日 ～令和元年5月11日	債務者 吹田市内水道使用者
66	3,196 円	令和5年3月22日	平成28年8月11日 ～平成28年10月12日	時効期間満了	平成30年9月19日 ～平成30年11月21日	債務者 吹田市内水道使用者
67	3,368 円	令和5年3月22日	平成29年10月12日 ～平成29年12月12日	時効期間満了	令和元年11月23日 ～令和2年1月22日	債務者 吹田市内水道使用者
68	4,924 円	令和5年3月22日	平成29年3月2日 ～平成29年7月3日	時効期間満了	平成31年4月22日 ～令和元年7月4日	債務者 吹田市内水道使用者
69	1,488 円	令和5年3月22日	平成29年8月10日	時効期間満了	令和元年9月23日	債務者 吹田市内水道使用者
70	2,419 円	令和5年3月22日	平成29年10月3日	時効期間満了	令和元年10月11日	債務者 吹田市内水道使用者
71	4,951 円	令和5年3月22日	平成29年2月3日 ～平成29年6月3日	時効期間満了	平成31年3月24日 ～令和元年6月4日	債務者 吹田市内水道使用者
72	2,954 円	令和5年3月22日	平成29年9月28日 ～平成29年10月11日	時効期間満了	令和元年11月3日 ～令和元年11月23日	債務者 吹田市内水道使用者
73	3,584 円	令和5年3月22日	平成29年6月7日 ～平成29年8月8日	時効期間満了	令和元年7月22日 ～令和元年9月23日	債務者 吹田市内水道使用者
74	4,449 円	令和5年3月22日	平成29年8月2日 ～平成29年10月3日	時効期間満了	令和元年9月23日 ～令和元年11月23日	債務者 吹田市内水道使用者
75	1,814 円	令和5年3月22日	平成30年1月6日	時効期間満了	令和2年2月23日	債務者 吹田市内水道使用者

債権放棄調書

債権の名称 水道料金・メータ一料
所管 水道部 総務室

No.13

番号	債権の額	放棄決定日	放棄した事由等			備考
			債権発生日	事由	事由の生じた日	
76	2,894 円	令和5年3月22日	平成28年12月15日 ～平成29年2月15日	時効期間満了	平成31年1月22日 ～平成31年3月24日	債務者 吹田市内水道使用者
77	1,398 円	令和5年3月22日	平成29年4月6日	時効期間満了	平成31年4月7日	債務者 吹田市内水道使用者
78	4,405 円	令和5年3月22日	平成28年6月11日 ～平成28年9月29日	時効期間満了	平成30年7月23日 ～平成30年11月20日	債務者 吹田市内水道使用者
79	11,555 円	令和5年3月22日	平成28年10月10日 ～平成29年3月10日	時効期間満了	平成30年11月21日 ～平成31年4月2日	債務者 吹田市内水道使用者
80	3,381 円	令和5年3月22日	平成27年6月16日 ～平成27年10月9日	時効期間満了	平成29年7月24日 ～平成29年10月10日	債務者 吹田市内水道使用者
81	5,110 円	令和5年3月22日	平成29年10月17日 ～平成29年11月17日	時効期間満了	令和元年11月23日 ～令和元年12月2日	債務者 吹田市内水道使用者
82	6,465 円	令和5年3月22日	平成29年9月16日 ～平成30年3月12日	時効期間満了	令和元年10月22日 ～令和2年3月13日	債務者 吹田市内水道使用者
83	4,049 円	令和5年3月22日	平成29年1月4日 ～平成29年4月6日	時効期間満了	平成31年2月23日 ～平成31年4月11日	債務者 吹田市内水道使用者
84	29,518 円	令和5年3月22日	平成29年2月10日 ～平成29年4月7日	時効期間満了	平成31年3月24日 ～平成31年4月8日	債務者 吹田市内水道使用者
85	7,955 円	令和5年3月22日	平成28年12月8日 ～平成29年5月26日	時効期間満了	平成31年1月22日 ～令和元年5月27日	債務者 吹田市内水道使用者
86	3,722 円	令和5年3月22日	平成29年7月14日 ～平成29年9月7日	時効期間満了	令和2年1月20日	債務者 吹田市内水道使用者
87	372 円	令和5年3月22日	平成29年3月30日	時効期間満了	平成31年3月31日	債務者 吹田市内水道使用者
88	2,894 円	令和5年3月22日	平成28年9月6日 ～平成28年11月5日	時効期間満了	平成30年10月22日 ～平成30年12月22日	債務者 吹田市内水道使用者
89	3,498 円	令和5年3月22日	平成29年8月11日 ～平成29年10月12日	時効期間満了	令和元年9月23日 ～令和元年10月13日	債務者 吹田市内水道使用者
90	3,544 円	令和5年3月22日	平成29年5月25日	時効期間満了	令和元年7月21日	債務者 吹田市内水道使用者

債権放棄調書

債権の名称 水道料金・メータ一料
所管 水道部 総務室

No.14

番号	債権の額	放棄決定日	放棄した事由等			備考
			債権発生日	事由	事由の生じた日	
91	4,944 円	令和5年3月22日	平成29年3月16日 ～平成29年7月17日	時効期間満了	令和元年5月4日 ～令和元年9月4日	債務者 吹田市内水道使用者
92	43,949 円	令和5年3月22日	平成19年4月13日 ～平成20年3月31日	時効期間満了	平成21年6月1日 ～平成22年5月1日	債務者 吹田市内水道使用者
93	59,370 円	令和5年3月22日	平成18年6月10日 ～平成20年4月26日	時効期間満了	平成20年8月1日 ～平成22年6月21日	債務者 吹田市内水道使用者
94	932 円	令和5年3月22日	平成29年1月5日	時効期間満了	平成31年2月23日	債務者 吹田市内水道使用者
95	543 円	令和5年3月22日	平成29年7月27日	時効期間満了	令和元年7月28日	債務者 吹田市内水道使用者
96	2,975 円	令和5年3月22日	平成20年2月10日	時効期間満了	平成22年4月1日	債務者 吹田市内水道使用者
97	2,942 円	令和5年3月22日	平成29年1月5日 ～平成29年2月23日	時効期間満了	平成31年2月23日 ～平成31年4月21日	債務者 吹田市内水道使用者
98	460 円	令和5年3月22日	平成28年9月2日	時効期間満了	平成30年11月20日	債務者 吹田市内水道使用者
99	2,066 円	令和5年3月22日	平成29年4月3日 ～平成29年4月16日	時効期間満了	令和元年6月22日	債務者 吹田市内水道使用者
100	4,568 円	令和5年3月22日	平成28年12月12日 ～平成29年4月13日	時効期間満了	平成31年1月22日 ～令和元年6月22日	債務者 吹田市内水道使用者
101	1,611 円	令和5年3月22日	平成29年3月30日	時効期間満了	平成31年3月31日	債務者 吹田市内水道使用者
102	610 円	令和5年3月22日	平成30年11月1日	時効期間満了	令和3年1月21日	債務者 吹田市内水道使用者
103	1,473 円	令和5年3月22日	平成29年9月30日	時効期間満了	令和元年10月1日	債務者 吹田市内水道使用者
104	698 円	令和5年3月22日	平成29年3月31日	時効期間満了	平成31年4月1日	債務者 吹田市内水道使用者
105	2,933 円	令和5年3月22日	平成29年12月7日 ～平成30年1月22日	時効期間満了	令和2年1月22日 ～令和2年1月23日	債務者 吹田市内水道使用者

債権放棄調書

債権の名称 水道料金・メータ一料
所管 水道部 総務室

No.15

番号	債権の額	放棄決定日	債権発生日	事由	放棄した事由等	
					事由の生じた日	備考
106	1,414 円	令和5年3月22日	平成29年5月30日	時効期間満了	令和元年7月21日	債務者 吹田市内水道使用者
107	1,598 円	令和5年3月22日	平成29年2月14日	時効期間満了	平成31年2月15日	債務者 吹田市内水道使用者
108	3,733 円	令和5年3月22日	平成29年1月6日 ～平成29年3月19日	時効期間満了	平成31年2月23日 ～令和元年5月20日	債務者 吹田市内水道使用者
109	1,703 円	令和5年3月22日	平成30年3月16日	時効期間満了	令和2年3月17日	債務者 吹田市内水道使用者
110	569 円	令和5年3月22日	平成29年12月31日	時効期間満了	令和2年2月8日	債務者 吹田市内水道使用者
111	4,954 円	令和5年3月22日	平成28年1月5日 ～平成28年5月2日	時効期間満了	平成30年2月21日 ～平成30年5月3日	債務者 吹田市内水道使用者
112	1,889 円	令和5年3月22日	平成29年3月7日 ～平成29年3月14日	時効期間満了	平成31年3月8日 ～平成31年3月15日	債務者 吹田市内水道使用者
113	5,099 円	令和5年3月22日	平成30年3月7日 ～平成30年3月23日	時効期間満了	令和2年3月24日 ～令和2年4月11日	債務者 吹田市内水道使用者
114	1,249 円	令和5年3月22日	平成29年4月13日	時効期間満了	令和元年6月22日	債務者 吹田市内水道使用者
115	308 円	令和5年3月22日	平成29年3月25日	時効期間満了	令和元年5月20日	債務者 吹田市内水道使用者
116	461 円	令和5年3月22日	平成29年12月28日	時効期間満了	令和2年2月8日	債務者 吹田市内水道使用者
117	1,684 円	令和5年3月22日	平成29年11月14日	時効期間満了	令和元年12月16日	債務者 吹田市内水道使用者
118	27,364 円	令和5年3月22日	平成28年11月8日 ～平成28年11月21日	時効期間満了	平成31年1月21日	債務者 吹田市内水道使用者
119	466 円	令和5年3月22日	平成29年6月2日	時効期間満了	令和元年8月20日	債務者 吹田市内水道使用者
120	4,511 円	令和5年3月22日	平成27年12月5日 ～平成28年3月31日	時効期間満了	平成30年1月22日 ～平成30年6月20日	債務者 吹田市内水道使用者

債権放棄調書

債権の名称 水道料金・メータ一料
所管 水道部 総務室

No.16

番号	債権の額	放棄決定日	放棄した事由等			備考
			債権発生日	事由	事由の生じた日	
121	3,445 円	令和5年3月22日	平成29年7月25日	時効期間満了	令和元年9月22日	債務者 吹田市内水道使用者
122	3,454 円	令和5年3月22日	平成29年5月11日 ～平成29年7月12日	時効期間満了	令和元年5月12日 ～令和元年7月13日	債務者 吹田市内水道使用者
123	2,498 円	令和5年3月22日	平成29年9月6日 ～平成29年10月5日	時効期間満了	令和元年10月26日 ～令和元年12月21日	債務者 吹田市内水道使用者
124	2,281 円	令和5年3月22日	平成29年9月8日 ～平成29年9月30日	時効期間満了	令和元年10月29日 ～令和元年12月21日	債務者 吹田市内水道使用者
125	2,245 円	令和5年3月22日	平成29年9月6日 ～平成29年10月4日	時効期間満了	令和元年10月29日 ～令和元年12月21日	債務者 吹田市内水道使用者
126	40,641 円	令和5年3月22日	平成29年7月1日	時効期間満了	令和元年9月22日	債務者 吹田市内水道使用者
127	6,952 円	令和5年3月22日	平成29年7月13日 ～平成29年7月26日	時効期間満了	令和元年8月21日 ～令和元年9月3日	債務者 吹田市内水道使用者
128	3,196 円	令和5年3月22日	平成29年1月16日 ～平成29年3月15日	時効期間満了	平成31年2月23日 ～平成31年4月22日	債務者 吹田市内水道使用者
129	19,899 円	令和5年3月22日	平成28年3月10日 ～平成28年8月2日	時効期間満了	平成30年4月22日 ～平成30年10月21日	債務者 吹田市内水道使用者
130	69,591 円	令和5年3月22日	平成29年9月11日 ～平成30年2月14日	時効期間満了	令和元年10月22日 ～令和2年4月21日	債務者 吹田市内水道使用者
131	2,625 円	令和5年3月22日	平成29年1月17日 ～平成29年2月24日	時効期間満了	平成31年2月23日 ～平成31年4月21日	債務者 吹田市内水道使用者
132	1,617 円	令和5年3月22日	平成27年12月11日 ～平成27年12月16日	時効期間満了	平成30年1月22日 ～平成30年2月20日	債務者 吹田市内水道使用者
133	4,666 円	令和5年3月22日	平成29年3月2日 ～平成29年5月2日	時効期間満了	令和元年5月28日 ～令和元年7月21日	債務者 吹田市内水道使用者
134	2,753 円	令和5年3月22日	平成29年11月2日 ～平成30年1月4日	時効期間満了	令和元年12月22日 ～令和2年3月3日	債務者 吹田市内水道使用者
135	3,218 円	令和5年3月22日	平成29年6月4日	時効期間満了	令和元年8月20日	債務者 吹田市内水道使用者

債権放棄調書

債権の名称 水道料金・メータ一料
所管 水道部 総務室

No.17

番号	債権の額	放棄決定日	放棄した事由等			備考
			債権発生日	事由	事由の生じた日	
136	3,368 円	令和5年3月22日	平成29年10月14日 ～平成29年12月14日	時効期間満了	令和元年11月23日 ～令和2年1月18日	債務者 吹田市内水道使用者
137	3,196 円	令和5年3月22日	平成28年6月11日 ～平成28年8月11日	時効期間満了	平成30年7月23日 ～平成30年9月19日	債務者 吹田市内水道使用者
138	2,202 円	令和5年3月22日	平成27年3月2日 ～平成27年3月31日	時効期間満了	平成29年5月23日 ～平成29年6月20日	債務者 吹田市内水道使用者
139	1,595 円	令和5年3月22日	平成28年3月30日	時効期間満了	平成30年5月21日	債務者 吹田市内水道使用者
140	1,315 円	令和5年3月22日	平成29年8月31日	時効期間満了	令和元年11月23日	債務者 吹田市内水道使用者
141	4,997 円	令和5年3月22日	平成29年2月15日 ～平成29年6月15日	時効期間満了	平成31年3月24日 ～令和元年8月4日	債務者 吹田市内水道使用者
142	4,794 円	令和5年3月22日	平成28年10月17日 ～平成29年2月16日	時効期間満了	平成30年11月21日 ～平成31年3月25日	債務者 吹田市内水道使用者
143	6,212 円	令和5年3月22日	平成27年9月2日 ～平成28年3月24日	時効期間満了	平成29年10月23日 ～平成30年3月25日	債務者 吹田市内水道使用者
144	5,161 円	令和5年3月22日	平成29年2月10日 ～平成29年6月2日	時効期間満了	平成31年4月6日 ～令和元年7月13日	債務者 吹田市内水道使用者
145	2,633 円	令和5年3月22日	平成26年7月31日	時効期間満了	平成28年10月19日	債務者 吹田市内水道使用者
146	10,910 円	令和5年3月22日	平成28年11月3日 ～平成29年5月3日	時効期間満了	平成30年12月22日 ～令和元年7月15日	債務者 吹田市内水道使用者
147	3,325 円	令和5年3月22日	平成29年2月14日 ～平成29年4月16日	時効期間満了	平成31年3月24日 ～令和元年6月22日	債務者 吹田市内水道使用者
148	1,684 円	令和5年3月22日	平成29年10月9日	時効期間満了	令和元年12月21日	債務者 吹田市内水道使用者
149	4,687 円	令和5年3月22日	平成29年6月10日 ～平成29年9月28日	時効期間満了	令和元年7月22日 ～令和元年12月21日	債務者 吹田市内水道使用者
150	6,121 円	令和5年3月22日	平成27年12月14日 ～平成28年6月14日	時効期間満了	平成30年1月22日 ～平成30年8月20日	債務者 吹田市内水道使用者

債権放棄調書

債権の名称 水道料金・メータ一料
所管 水道部 総務室

No.18

番号	債権の額	放棄決定日	放棄した事由等			備考
			債権発生日	事由	事由の生じた日	
151	4,381 円	令和5年3月22日	平成28年10月17日 ～平成29年1月31日	時効期間満了	平成30年11月21日 ～平成31年4月21日	債務者 吹田市内水道使用者
152	6,823 円	令和5年3月22日	平成29年6月1日 ～平成29年12月1日	時効期間満了	令和元年7月22日 ～令和2年2月3日	債務者 吹田市内水道使用者
153	1,818 円	令和5年3月22日	平成29年4月12日 ～平成29年4月18日	時効期間満了	令和元年5月25日 ～令和元年6月22日	債務者 吹田市内水道使用者
154	2,863 円	令和5年3月22日	平成29年10月12日 ～平成29年11月24日	時効期間満了	令和元年11月23日 ～令和2年2月22日	債務者 吹田市内水道使用者
155	1,711 円	令和5年3月22日	平成18年1月30日	時効期間満了	平成20年3月1日	債務者 吹田市内水道使用者
156	5,133 円	令和5年3月22日	平成16年12月1日 ～平成17年4月1日	時効期間満了	平成19年2月1日 ～平成19年6月1日	債務者 吹田市内水道使用者
157	3,128 円	令和5年3月22日	平成17年9月9日 ～平成17年11月4日	時効期間満了	平成19年11月1日 ～平成20年1月1日	債務者 吹田市内水道使用者
158	1,172 円	令和5年3月22日	平成17年6月23日	時効期間満了	平成19年8月1日	債務者 吹田市内水道使用者
159	2,173 円	令和5年3月22日	平成17年7月4日	時効期間満了	平成19年9月1日	債務者 吹田市内水道使用者
160	4,277 円	令和5年3月22日	平成17年6月11日 ～平成17年8月31日	時効期間満了	平成19年8月1日 ～平成19年10月1日	債務者 吹田市内水道使用者
161	2,566 円	令和5年3月22日	平成17年6月10日 ～平成17年6月30日	時効期間満了	平成19年8月1日	債務者 吹田市内水道使用者
162	3,422 円	令和5年3月22日	平成17年7月7日 ～平成17年9月5日	時効期間満了	平成19年9月1日 ～平成19年11月1日	債務者 吹田市内水道使用者
163	855 円	令和5年3月22日	平成17年6月9日	時効期間満了	平成19年8月1日	債務者 吹田市内水道使用者
164	35,676 円	令和5年3月22日	平成13年12月1日 ～平成17年8月13日	時効期間満了	平成16年2月1日 ～平成19年10月1日	債務者 吹田市内水道使用者
165	1,711 円	令和5年3月22日	平成17年8月13日	時効期間満了	平成19年10月1日	債務者 吹田市内水道使用者

債権放棄調書

債権の名称 水道料金・メータ一料
所管 水道部 総務室

No.19

番号	債権の額	放棄決定日	放棄した事由等			備考
			債権発生日	事由	事由の生じた日	
166	1,677 円	令和5年3月22日	平成17年4月3日 ～平成17年4月21日	時効期間満了	平成19年6月1日	債務者 吹田市内水道使用者
167	1,606 円	令和5年3月22日	平成17年5月30日	時効期間満了	平成19年7月1日	債務者 吹田市内水道使用者
168	2,566 円	令和5年3月22日	平成17年5月9日 ～平成17年6月1日	時効期間満了	平成19年7月1日 ～平成19年8月1日	債務者 吹田市内水道使用者
169	6,844 円	令和5年3月22日	平成17年7月10日 ～平成18年1月10日	時効期間満了	平成19年9月1日 ～平成20年3月1日	債務者 吹田市内水道使用者
170	2,993 円	令和5年3月22日	平成17年8月5日 ～平成17年10月5日	時効期間満了	平成19年10月1日 ～平成19年12月1日	債務者 吹田市内水道使用者
171	2,673 円	令和5年3月22日	平成17年4月16日	時効期間満了	平成19年6月1日	債務者 吹田市内水道使用者
172	1,564 円	令和5年3月22日	平成17年9月4日	時効期間満了	平成19年11月1日	債務者 吹田市内水道使用者
173	6,256 円	令和5年3月22日	平成17年5月10日 ～平成17年12月1日	時効期間満了	平成19年7月1日 ～平成20年2月1日	債務者 吹田市内水道使用者
174	6,256 円	令和5年3月22日	平成17年1月9日 ～平成17年7月10日	時効期間満了	平成19年3月1日 ～平成19年9月1日	債務者 吹田市内水道使用者
175	3,128 円	令和5年3月22日	平成17年9月11日 ～平成17年11月11日	時効期間満了	平成19年11月1日 ～平成20年1月1日	債務者 吹田市内水道使用者
176	1,711 円	令和5年3月22日	平成17年11月9日	時効期間満了	平成20年1月1日	債務者 吹田市内水道使用者
177	1,711 円	令和5年3月22日	平成16年11月8日	時効期間満了	平成19年1月1日	債務者 吹田市内水道使用者
178	1,282 円	令和5年3月22日	平成17年4月14日	時効期間満了	平成19年6月1日	債務者 吹田市内水道使用者
179	1,282 円	令和5年3月22日	平成17年12月22日	時効期間満了	平成20年2月1日	債務者 吹田市内水道使用者
180	6,844 円	令和5年3月22日	平成17年5月8日 ～平成17年11月9日	時効期間満了	平成19年7月1日 ～平成20年1月1日	債務者 吹田市内水道使用者

債権放棄調書

債権の名称 水道料金・メータ一料
所管 水道部 総務室

No.20

番号	債権の額	放棄決定日	放棄した事由等			備考
			債権発生日	事由	事由の生じた日	
181	2,993 円	令和5年3月22日	平成17年3月8日 ～平成17年4月14日	時効期間満了	平成19年5月1日 ～平成19年6月1日	債務者 吹田市内水道使用者
182	6,667 円	令和5年3月22日	平成17年1月11日 ～平成17年6月20日	時効期間満了	平成19年3月1日 ～平成19年8月1日	債務者 吹田市内水道使用者
183	7,699 円	令和5年3月22日	平成17年3月8日 ～平成17年9月30日	時効期間満了	平成19年5月1日 ～平成19年11月1日	債務者 吹田市内水道使用者
184	1,711 円	令和5年3月22日	平成18年3月8日	時効期間満了	平成20年5月1日	債務者 吹田市内水道使用者
185	5,826 円	令和5年3月22日	平成17年5月8日 ～平成17年9月8日	時効期間満了	平成19年7月1日 ～平成19年11月1日	債務者 吹田市内水道使用者
186	3,910 円	令和5年3月22日	平成17年6月3日 ～平成17年9月1日	時効期間満了	平成19年8月1日 ～平成19年11月1日	債務者 吹田市内水道使用者
187	1,795 円	令和5年3月22日	平成17年5月9日	時効期間満了	平成19年7月1日	債務者 吹田市内水道使用者
188	4,692 円	令和5年3月22日	平成17年5月9日 ～平成17年9月8日	時効期間満了	平成19年7月1日 ～平成19年11月1日	債務者 吹田市内水道使用者
189	2,803 円	令和5年3月22日	平成17年6月1日 ～平成17年6月27日	時効期間満了	平成19年8月1日	債務者 吹田市内水道使用者
190	1,172 円	令和5年3月22日	平成17年5月6日	時効期間満了	平成19年7月1日	債務者 吹田市内水道使用者
191	6,194 円	令和5年3月22日	平成17年2月2日 ～平成17年4月2日	時効期間満了	平成19年4月1日 ～平成19年6月1日	債務者 吹田市内水道使用者
192	8,555 円	令和5年3月22日	平成15年12月1日 ～平成16年8月1日	時効期間満了	平成18年2月1日 ～平成18年10月1日	債務者 吹田市内水道使用者
193	1,564 円	令和5年3月22日	平成17年8月5日	時効期間満了	平成19年10月1日	債務者 吹田市内水道使用者
194	9,832 円	令和5年3月22日	平成17年10月6日 ～平成17年10月24日	時効期間満了	平成19年12月1日	債務者 吹田市内水道使用者
195	35,290 円	令和5年3月22日	平成17年6月7日 ～平成17年9月10日	時効期間満了	平成19年8月1日 ～平成19年11月1日	債務者 吹田市内水道使用者

債権放棄調書

債権の名称 水道料金・メータ一料
所管 水道部 総務室

No.21

番号	債権の額	放棄決定日	債権発生日	事由	放棄した事由等	
					事由の生じた日	備考
196	7,038 円	令和5年3月22日	平成17年2月6日 ～平成17年8月29日	時効期間満了	平成19年4月1日 ～平成19年10月1日	債務者 吹田市内水道使用者
197	7,038 円	令和5年3月22日	平成17年2月8日 ～平成17年8月29日	時効期間満了	平成19年4月1日 ～平成19年10月1日	債務者 吹田市内水道使用者
198	1,954 円	令和5年3月22日	平成17年6月8日 ～平成17年6月22日	時効期間満了	平成19年8月1日	債務者 吹田市内水道使用者
199	6,646 円	令和5年3月22日	平成17年6月6日 ～平成17年12月19日	時効期間満了	平成19年8月1日 ～平成20年2月1日	債務者 吹田市内水道使用者
200	5,133 円	令和5年3月22日	平成17年10月7日 ～平成18年1月30日	時効期間満了	平成19年12月1日 ～平成20年3月1日	債務者 吹田市内水道使用者
201	5,988 円	令和5年3月22日	平成17年6月6日 ～平成17年10月30日	時効期間満了	平成19年8月1日 ～平成19年12月1日	債務者 吹田市内水道使用者
202	855 円	令和5年3月22日	平成18年3月1日	時効期間満了	平成20年5月1日	債務者 吹田市内水道使用者
203	2,993 円	令和5年3月22日	平成17年8月6日 ～平成17年10月6日	時効期間満了	平成19年10月1日 ～平成19年12月1日	債務者 吹田市内水道使用者
204	6,844 円	令和5年3月22日	平成16年10月8日 ～平成17年4月8日	時効期間満了	平成18年12月1日 ～平成19年6月1日	債務者 吹田市内水道使用者
205	855 円	令和5年3月22日	平成17年4月27日	時効期間満了	平成19年6月1日	債務者 吹田市内水道使用者
206	5,133 円	令和5年3月22日	平成17年8月7日 ～平成17年12月7日	時効期間満了	平成19年10月1日 ～平成20年2月1日	債務者 吹田市内水道使用者
207	6,646 円	令和5年3月22日	平成16年10月8日 ～平成17年4月13日	時効期間満了	平成18年12月1日 ～平成19年6月1日	債務者 吹田市内水道使用者
208	6,256 円	令和5年3月22日	平成17年2月7日 ～平成17年8月7日	時効期間満了	平成19年4月1日 ～平成19年10月1日	債務者 吹田市内水道使用者
209	6,634 円	令和5年3月22日	平成17年6月13日 ～平成17年10月13日	時効期間満了	平成19年8月1日 ～平成19年12月1日	債務者 吹田市内水道使用者
210	4,576 円	令和5年3月22日	平成17年2月14日 ～平成17年4月13日	時効期間満了	平成19年4月1日 ～平成19年6月1日	債務者 吹田市内水道使用者

債権放棄調書

債権の名称 水道料金・メータ一料
所管 水道部 総務室

No.22

番号	債権の額	放棄決定日	放棄した事由等			備考
			債権発生日	事由	事由の生じた日	
211	1,954 円	令和5年3月22日	平成16年11月6日 ～平成17年1月5日	時効期間満了	平成19年1月1日 ～平成19年3月1日	債務者 吹田市内水道使用者
212	8,565 円	令和5年3月22日	平成17年3月7日 ～平成17年9月3日	時効期間満了	平成19年5月1日 ～平成19年11月1日	債務者 吹田市内水道使用者
213	5,197 円	令和5年3月22日	平成17年3月11日 ～平成17年7月26日	時効期間満了	平成19年5月1日 ～平成19年9月1日	債務者 吹田市内水道使用者
214	4,167 円	令和5年3月22日	平成17年1月5日 ～平成17年3月5日	時効期間満了	平成19年3月1日 ～平成19年5月1日	債務者 吹田市内水道使用者
215	2,566 円	令和5年3月22日	平成18年1月5日 ～平成18年1月30日	時効期間満了	平成20年3月1日	債務者 吹田市内水道使用者
216	3,422 円	令和5年3月22日	平成17年5月5日 ～平成17年6月29日	時効期間満了	平成19年7月1日 ～平成19年8月1日	債務者 吹田市内水道使用者
217	6,240 円	令和5年3月22日	平成17年11月12日 ～平成18年3月31日	時効期間満了	平成20年1月1日 ～平成20年5月1日	債務者 吹田市内水道使用者
218	3,422 円	令和5年3月22日	平成17年5月9日 ～平成17年7月9日	時効期間満了	平成19年7月1日 ～平成19年9月1日	債務者 吹田市内水道使用者
219	2,566 円	令和5年3月22日	平成17年7月7日 ～平成17年8月1日	時効期間満了	平成19年9月1日 ～平成19年10月1日	債務者 吹田市内水道使用者
220	1,282 円	令和5年3月22日	平成17年4月22日	時効期間満了	平成19年6月1日	債務者 吹田市内水道使用者
221	2,566 円	令和5年3月22日	平成18年3月5日 ～平成18年3月28日	時効期間満了	平成20年5月1日	債務者 吹田市内水道使用者
222	6,844 円	令和5年3月22日	平成16年11月6日 ～平成17年5月6日	時効期間満了	平成19年1月1日 ～平成19年7月1日	債務者 吹田市内水道使用者
223	8,447 円	令和5年3月22日	平成17年1月7日 ～平成17年5月12日	時効期間満了	平成19年3月1日 ～平成19年7月1日	債務者 吹田市内水道使用者
224	2,138 円	令和5年3月22日	平成17年11月7日 ～平成17年11月22日	時効期間満了	平成20年1月1日	債務者 吹田市内水道使用者
225	3,351 円	令和5年3月22日	平成17年12月11日	時効期間満了	平成20年2月1日	債務者 吹田市内水道使用者

債権放棄調書

債権の名称 水道料金・メータ一料
所管 水道部 総務室

No.23

番号	債権の額	放棄決定日	放棄した事由等			備考
			債権発生日	事由	事由の生じた日	
226	3,686 円	令和5年3月22日	平成17年3月6日 ～平成17年9月6日	時効期間満了	平成19年5月1日 ～平成19年11月1日	債務者 吹田市内水道使用者
227	7,652 円	令和5年3月22日	平成16年11月4日 ～平成17年5月4日	時効期間満了	平成19年1月1日 ～平成19年7月1日	債務者 吹田市内水道使用者
228	2,566 円	令和5年3月22日	平成18年3月10日 ～平成18年3月31日	時効期間満了	平成20年5月1日	債務者 吹田市内水道使用者
229	3,605 円	令和5年3月22日	平成17年5月11日 ～平成17年6月1日	時効期間満了	平成19年7月1日 ～平成19年8月1日	債務者 吹田市内水道使用者
230	1,942 円	令和5年3月22日	平成17年5月12日	時効期間満了	平成19年7月1日	債務者 吹田市内水道使用者
231	11,769 円	令和5年3月22日	平成17年9月12日 ～平成18年1月12日	時効期間満了	平成19年11月1日 ～平成20年3月1日	債務者 吹田市内水道使用者
232	3,422 円	令和5年3月22日	平成17年1月12日 ～平成17年3月12日	時効期間満了	平成19年3月1日 ～平成19年5月1日	債務者 吹田市内水道使用者
233	7,699 円	令和5年3月22日	平成16年11月12日 ～平成17年5月30日	時効期間満了	平成19年1月1日 ～平成19年7月1日	債務者 吹田市内水道使用者
234	1,172 円	令和5年3月22日	平成18年3月22日	時効期間満了	平成20年5月1日	債務者 吹田市内水道使用者
235	782 円	令和5年3月22日	平成18年1月30日	時効期間満了	平成20年3月1日	債務者 吹田市内水道使用者
236	9,847 円	令和5年3月22日	平成17年4月12日 ～平成17年10月11日	時効期間満了	平成19年6月1日 ～平成19年12月1日	債務者 吹田市内水道使用者
237	10,047 円	令和5年3月22日	平成17年10月12日 ～平成18年3月16日	時効期間満了	平成19年12月1日 ～平成20年5月1日	債務者 吹田市内水道使用者
238	2,138 円	令和5年3月22日	平成18年2月12日 ～平成18年2月28日	時効期間満了	平成20年4月1日	債務者 吹田市内水道使用者
239	6,415 円	令和5年3月22日	平成17年10月12日 ～平成18年3月26日	時効期間満了	平成19年12月1日 ～平成20年5月1日	債務者 吹田市内水道使用者
240	427 円	令和5年3月22日	平成17年12月8日	時効期間満了	平成20年2月1日	債務者 吹田市内水道使用者

債権放棄調書

債権の名称 水道料金・メータ一料
所管 水道部 総務室

No.24

番号	債権の額	放棄決定日	債権発生日	事由	放棄した事由等	
					事由の生じた日	備考
241	3,422 円	令和5年3月22日	平成17年8月12日 ～平成17年10月13日	時効期間満了	平成19年10月1日 ～平成19年12月1日	債務者 吹田市内水道使用者
242	3,849 円	令和5年3月22日	平成17年10月9日 ～平成17年12月27日	時効期間満了	平成19年12月1日 ～平成20年2月1日	債務者 吹田市内水道使用者
243	3,883 円	令和5年3月22日	平成17年12月11日 ～平成18年2月11日	時効期間満了	平成20年2月1日 ～平成20年4月1日	債務者 吹田市内水道使用者
244	1,711 円	令和5年3月22日	平成17年4月29日	時効期間満了	平成19年6月1日	債務者 吹田市内水道使用者
245	3,128 円	令和5年3月22日	平成17年7月2日 ～平成17年9月2日	時効期間満了	平成19年9月1日 ～平成19年11月1日	債務者 吹田市内水道使用者
246	1,564 円	令和5年3月22日	平成17年12月25日	時効期間満了	平成20年2月1日	債務者 吹田市内水道使用者
247	1,564 円	令和5年3月22日	平成17年9月2日	時効期間満了	平成19年11月1日	債務者 吹田市内水道使用者
248	6,256 円	令和5年3月22日	平成16年12月27日 ～平成17年7月2日	時効期間満了	平成19年2月1日 ～平成19年9月1日	債務者 吹田市内水道使用者
249	2,738 円	令和5年3月22日	平成17年1月5日 ～平成17年4月1日	時効期間満了	平成19年3月1日 ～平成19年6月1日	債務者 吹田市内水道使用者
250	6,539 円	令和5年3月22日	平成17年5月6日 ～平成17年9月7日	時効期間満了	平成19年7月1日 ～平成19年11月1日	債務者 吹田市内水道使用者
251	5,560 円	令和5年3月22日	平成17年11月7日 ～平成18年3月14日	時効期間満了	平成20年1月1日 ～平成20年5月1日	債務者 吹田市内水道使用者
252	1,711 円	令和5年3月22日	平成17年7月5日	時効期間満了	平成19年9月1日	債務者 吹田市内水道使用者
253	3,849 円	令和5年3月22日	平成17年12月27日 ～平成18年3月16日	時効期間満了	平成20年2月1日 ～平成20年5月1日	債務者 吹田市内水道使用者
254	1,711 円	令和5年3月22日	平成17年10月30日	時効期間満了	平成19年12月1日	債務者 吹田市内水道使用者
255	3,224 円	令和5年3月22日	平成17年11月3日 ～平成17年12月13日	時効期間満了	平成20年1月1日 ～平成20年2月1日	債務者 吹田市内水道使用者

債権放棄調書

債権の名称 水道料金・メータ一料
所管 水道部 総務室

No.25

番号	債権の額	放棄決定日	放棄した事由等			備考
			債権発生日	事由	事由の生じた日	
256	20,687 円	令和5年3月22日	平成17年1月7日 ～平成17年7月25日	時効期間満了	平成19年3月1日 ～平成19年9月1日	債務者 吹田市内水道使用者
257	427 円	令和5年3月22日	平成18年3月6日	時効期間満了	平成20年5月1日	債務者 吹田市内水道使用者
258	6,844 円	令和5年3月22日	平成17年9月6日 ～平成18年3月6日	時効期間満了	平成19年11月1日 ～平成20年5月1日	債務者 吹田市内水道使用者
259	6,844 円	令和5年3月22日	平成17年3月3日 ～平成17年9月3日	時効期間満了	平成19年5月1日 ～平成19年11月1日	債務者 吹田市内水道使用者
260	2,566 円	令和5年3月22日	平成18年3月3日 ～平成18年3月26日	時効期間満了	平成20年5月1日	債務者 吹田市内水道使用者
261	2,137 円	令和5年3月22日	平成17年11月2日 ～平成17年11月24日	時効期間満了	平成20年1月1日	債務者 吹田市内水道使用者
262	2,566 円	令和5年3月22日	平成17年9月2日 ～平成17年9月25日	時効期間満了	平成19年11月1日	債務者 吹田市内水道使用者
263	855 円	令和5年3月22日	平成17年12月2日	時効期間満了	平成20年2月1日	債務者 吹田市内水道使用者
264	20,783 円	令和5年3月22日	平成17年4月9日 ～平成17年9月4日	時効期間満了	平成19年6月1日 ～平成19年11月1日	債務者 吹田市内水道使用者
265	5,133 円	令和5年3月22日	平成17年6月9日 ～平成17年10月9日	時効期間満了	平成19年8月1日 ～平成19年12月1日	債務者 吹田市内水道使用者
266	1,711 円	令和5年3月22日	平成17年12月16日	時効期間満了	平成20年2月1日	債務者 吹田市内水道使用者
267	3,212 円	令和5年3月22日	平成17年5月28日	時効期間満了	平成19年7月1日	債務者 吹田市内水道使用者
268	6,844 円	令和5年3月22日	平成17年6月7日 ～平成17年11月30日	時効期間満了	平成19年8月1日 ～平成20年1月1日	債務者 吹田市内水道使用者
269	3,849 円	令和5年3月22日	平成17年2月3日 ～平成17年4月6日	時効期間満了	平成19年4月1日 ～平成19年6月1日	債務者 吹田市内水道使用者
270	1,826 円	令和5年3月22日	平成18年3月25日	時効期間満了	平成20年5月1日	債務者 吹田市内水道使用者

債権放棄調書

債権の名称 水道料金・メータ一料
所管 水道部 総務室

No.26

番号	債権の額	放棄決定日	放棄した事由等			備考
			債権発生日	事由	事由の生じた日	
271	1,282 円	令和5年3月22日	平成18年3月14日	時効期間満了	平成20年5月1日	債務者 吹田市内水道使用者
272	2,993 円	令和5年3月22日	平成18年2月5日 ～平成18年3月13日	時効期間満了	平成20年4月1日 ～平成20年5月1日	債務者 吹田市内水道使用者
273	13,451 円	令和5年3月22日	平成17年4月7日 ～平成17年7月15日	時効期間満了	平成19年6月1日 ～平成19年9月1日	債務者 吹田市内水道使用者
274	2,993 円	令和5年3月22日	平成17年6月6日 ～平成17年7月20日	時効期間満了	平成19年8月1日 ～平成19年9月1日	債務者 吹田市内水道使用者
275	3,422 円	令和5年3月22日	平成17年2月6日 ～平成17年4月6日	時効期間満了	平成19年4月1日 ～平成19年6月1日	債務者 吹田市内水道使用者
276	1,282 円	令和5年3月22日	平成17年11月13日	時効期間満了	平成20年1月1日	債務者 吹田市内水道使用者
277	3,422 円	令和5年3月22日	平成17年4月7日 ～平成17年6月7日	時効期間満了	平成19年6月1日 ～平成19年8月1日	債務者 吹田市内水道使用者
278	5,133 円	令和5年3月22日	平成16年12月6日 ～平成17年4月6日	時効期間満了	平成19年2月1日 ～平成19年6月1日	債務者 吹田市内水道使用者
279	18,772 円	令和5年3月22日	平成17年2月8日 ～平成17年8月8日	時効期間満了	平成19年4月1日 ～平成19年10月1日	債務者 吹田市内水道使用者
280	9,500 円	令和5年3月22日	平成17年9月9日 ～平成18年3月9日	時効期間満了	平成19年11月1日 ～平成20年5月1日	債務者 吹田市内水道使用者
281	5,029 円	令和5年3月22日	平成17年8月31日	時効期間満了	平成19年10月1日	債務者 吹田市内水道使用者
282	3,687 円	令和5年3月22日	平成17年8月24日	時効期間満了	平成19年10月1日	債務者 吹田市内水道使用者
283	5,133 円	令和5年3月22日	平成17年1月9日 ～平成17年5月10日	時効期間満了	平成19年3月1日 ～平成19年7月1日	債務者 吹田市内水道使用者
284	3,422 円	令和5年3月22日	平成17年7月12日 ～平成17年9月12日	時効期間満了	平成19年9月1日 ～平成19年11月1日	債務者 吹田市内水道使用者
285	4,899 円	令和5年3月22日	平成17年9月12日 ～平成17年9月27日	時効期間満了	平成19年11月1日	債務者 吹田市内水道使用者

債権放棄調書

債権の名称 水道料金・メータ一料
所管 水道部 総務室

No.27

番号	債権の額	放棄決定日	放棄した事由等			備考
			債権発生日	事由	事由の生じた日	
286	3,964 円	令和5年3月22日	平成17年6月7日 ～平成17年8月17日	時効期間満了	平成19年8月1日 ～平成19年10月1日	債務者 吹田市内水道使用者
287	427 円	令和5年3月22日	平成17年12月18日	時効期間満了	平成20年2月1日	債務者 吹田市内水道使用者
288	1,942 円	令和5年3月22日	平成18年3月4日	時効期間満了	平成20年5月1日	債務者 吹田市内水道使用者
289	7,680 円	令和5年3月22日	平成14年12月7日 ～平成15年7月13日	時効期間満了	平成17年2月1日 ～平成17年9月1日	債務者 吹田市内水道使用者
290	52,194 円	令和5年3月22日	平成15年2月8日 ～平成17年4月10日	時効期間満了	平成17年4月1日 ～平成19年6月1日	債務者 吹田市内水道使用者
291	56,122 円	令和5年3月22日	平成14年10月7日 ～平成16年7月29日	時効期間満了	平成16年12月1日 ～平成18年9月1日	債務者 吹田市内水道使用者
292	5,133 円	令和5年3月22日	平成17年11月2日 ～平成18年2月28日	時効期間満了	平成20年1月1日 ～平成20年4月1日	債務者 吹田市内水道使用者
293	6,103 円	令和5年3月22日	平成17年4月10日 ～平成17年10月10日	時効期間満了	平成19年6月1日 ～平成19年12月1日	債務者 吹田市内水道使用者
294	5,560 円	令和5年3月22日	平成16年12月9日 ～平成17年4月25日	時効期間満了	平成19年2月1日 ～平成19年6月1日	債務者 吹田市内水道使用者
295	131,354 円	令和5年3月22日	平成17年7月6日 ～平成18年12月27日	時効期間満了	平成19年9月1日 ～平成21年2月1日	債務者 吹田市内水道使用者
296	750 円	令和5年3月22日	平成19年9月21日	時効期間満了	平成21年11月1日	債務者 吹田市内水道使用者
297	3,143 円	令和5年3月22日	平成17年5月2日 ～平成17年5月31日	時効期間満了	平成19年7月1日	債務者 吹田市内水道使用者
298	159,917 円	令和5年3月22日	平成13年10月1日 ～平成17年8月13日	時効期間満了	平成15年12月1日 ～平成19年10月1日	債務者 吹田市内水道使用者
299	1,711 円	令和5年3月22日	平成18年2月28日	時効期間満了	平成20年4月1日	債務者 吹田市内水道使用者
300	855 円	令和5年3月22日	平成17年7月31日	時効期間満了	平成19年9月1日	債務者 吹田市内水道使用者

債権放棄調書

債権の名称 水道料金・メータ一料
所管 水道部 総務室

No.28

番号	債権の額	放棄決定日	放棄した事由等			備考
			債権発生日	事由	事由の生じた日	
301	7,327 円	令和5年3月22日	平成16年12月9日 ～平成17年4月9日	時効期間満了	平成19年2月1日 ～平成19年6月1日	債務者 吹田市内水道使用者
302	1,711 円	令和5年3月22日	平成17年3月3日	時効期間満了	平成19年5月1日	債務者 吹田市内水道使用者
303	1,711 円	令和5年3月22日	平成18年3月24日	時効期間満了	平成20年5月1日	債務者 吹田市内水道使用者
304	2,566 円	令和5年3月22日	平成17年9月3日 ～平成17年9月30日	時効期間満了	平成19年11月1日	債務者 吹田市内水道使用者
305	3,422 円	令和5年3月22日	平成17年8月8日 ～平成17年9月28日	時効期間満了	平成19年10月1日 ～平成19年11月1日	債務者 吹田市内水道使用者
306	9,779 円	令和5年3月22日	平成17年12月28日 ～平成18年3月25日	時効期間満了	平成20年2月1日 ～平成20年5月1日	債務者 吹田市内水道使用者
307	1,711 円	令和5年3月22日	平成17年6月26日	時効期間満了	平成19年8月1日	債務者 吹田市内水道使用者
308	2,369 円	令和5年3月22日	平成17年9月2日 ～平成17年9月7日	時効期間満了	平成19年11月1日	債務者 吹田市内水道使用者
309	5,560 円	令和5年3月22日	平成17年11月2日 ～平成18年3月10日	時効期間満了	平成20年1月1日 ～平成20年5月1日	債務者 吹田市内水道使用者
310	2,566 円	令和5年3月22日	平成17年7月3日 ～平成17年10月29日	時効期間満了	平成19年9月1日 ～平成19年12月1日	債務者 吹田市内水道使用者
311	141,014 円	令和5年3月22日	平成16年8月9日 ～平成18年4月9日	時効期間満了	平成18年10月1日 ～平成20年6月1日	債務者 吹田市内水道使用者
312	2,566 円	令和5年3月22日	平成18年3月4日 ～平成18年3月25日	時効期間満了	平成20年5月1日	債務者 吹田市内水道使用者
313	542 円	令和5年3月22日	平成17年9月25日	時効期間満了	平成19年11月1日	債務者 吹田市内水道使用者
314	2,137 円	令和5年3月22日	平成18年3月2日 ～平成18年3月26日	時効期間満了	平成20年5月1日	債務者 吹田市内水道使用者
315	1,548 円	令和5年3月22日	平成17年4月2日	時効期間満了	平成19年6月1日	債務者 吹田市内水道使用者

債権放棄調書

債権の名称 水道料金・メータ一料
所管 水道部 総務室

No.29

番号	債権の額	放棄決定日	放棄した事由等			備考
			債権発生日	事由	事由の生じた日	
316	24,831 円	令和5年3月22日	平成15年11月6日 ～平成16年1月30日	時効期間満了	平成18年1月1日 ～平成18年3月1日	債務者 吹田市内水道使用者
317	8,085 円	令和5年3月22日	平成17年9月6日 ～平成18年5月6日	時効期間満了	平成19年11月1日 ～平成20年7月1日	債務者 吹田市内水道使用者
318	2,138 円	令和5年3月22日	平成18年3月6日 ～平成18年3月23日	時効期間満了	平成20年5月1日	債務者 吹田市内水道使用者
319	4,970 円	令和5年3月22日	平成18年1月7日 ～平成18年3月31日	時効期間満了	平成20年3月1日 ～平成20年5月1日	債務者 吹田市内水道使用者
320	2,138 円	令和5年3月22日	平成17年12月28日 ～平成18年1月11日	時効期間満了	平成20年2月1日 ～平成20年3月1日	債務者 吹田市内水道使用者
321	2,566 円	令和5年3月22日	平成17年9月4日 ～平成17年9月21日	時効期間満了	平成19年11月1日	債務者 吹田市内水道使用者
322	1,711 円	令和5年3月22日	平成17年4月13日	時効期間満了	平成19年6月1日	債務者 吹田市内水道使用者
323	2,993 円	令和5年3月22日	平成17年12月10日 ～平成18年1月15日	時効期間満了	平成20年2月1日 ～平成20年3月1日	債務者 吹田市内水道使用者
324	2,137 円	令和5年3月22日	平成17年5月4日 ～平成17年6月1日	時効期間満了	平成19年7月1日 ～平成19年8月1日	債務者 吹田市内水道使用者
325	6,415 円	令和5年3月22日	平成17年3月5日 ～平成17年8月30日	時効期間満了	平成19年5月1日 ～平成19年10月1日	債務者 吹田市内水道使用者
326	5,560 円	令和5年3月22日	平成17年8月8日 ～平成17年12月22日	時効期間満了	平成19年10月1日 ～平成20年2月1日	債務者 吹田市内水道使用者
327	1,711 円	令和5年3月22日	平成17年12月22日	時効期間満了	平成20年2月1日	債務者 吹田市内水道使用者
328	855 円	令和5年3月22日	平成17年6月30日	時効期間満了	平成19年8月1日	債務者 吹田市内水道使用者
329	1,711 円	令和5年3月22日	平成17年10月25日	時効期間満了	平成19年12月1日	債務者 吹田市内水道使用者
330	2,993 円	令和5年3月22日	平成17年3月8日 ～平成17年4月21日	時効期間満了	平成19年5月1日 ～平成19年6月1日	債務者 吹田市内水道使用者

債権放棄調書

債権の名称 水道料金・メータ一料
所管 水道部 総務室

No.30

番号	債権の額	放棄決定日	放棄した事由等			備考
			債権発生日	事由	事由の生じた日	
331	3,422 円	令和5年3月22日	平成17年5月8日 ～平成17年7月8日	時効期間満了	平成19年7月1日 ～平成19年9月1日	債務者 吹田市内水道使用者
332	1,711 円	令和5年3月22日	平成17年12月13日	時効期間満了	平成20年2月1日	債務者 吹田市内水道使用者
333	3,422 円	令和5年3月22日	平成17年12月28日 ～平成18年2月28日	時効期間満了	平成20年2月1日 ～平成20年4月1日	債務者 吹田市内水道使用者
334	4,080 円	令和5年3月22日	平成17年2月16日 ～平成17年4月29日	時効期間満了	平成19年4月1日 ～平成19年6月1日	債務者 吹田市内水道使用者
335	855 円	令和5年3月22日	平成17年7月23日	時効期間満了	平成19年9月1日	債務者 吹田市内水道使用者
336	855 円	令和5年3月22日	平成17年9月13日	時効期間満了	平成19年11月1日	債務者 吹田市内水道使用者
337	9,316 円	令和5年3月22日	平成17年4月9日 ～平成17年11月1日	時効期間満了	平成19年6月1日 ～平成20年1月1日	債務者 吹田市内水道使用者
338	5,133 円	令和5年3月22日	平成17年2月4日 ～平成17年6月1日	時効期間満了	平成19年4月1日 ～平成19年8月1日	債務者 吹田市内水道使用者
339	2,566 円	令和5年3月22日	平成18年3月3日 ～平成18年3月23日	時効期間満了	平成20年5月1日	債務者 吹田市内水道使用者
340	2,993 円	令和5年3月22日	平成17年8月9日 ～平成17年9月14日	時効期間満了	平成19年10月1日 ～平成19年11月1日	債務者 吹田市内水道使用者
341	2,981 円	令和5年3月22日	平成17年4月5日	時効期間満了	平成19年6月1日	債務者 吹田市内水道使用者
342	1,711 円	令和5年3月22日	平成18年1月10日	時効期間満了	平成20年3月1日	債務者 吹田市内水道使用者
343	855 円	令和5年3月22日	平成17年7月31日	時効期間満了	平成19年9月1日	債務者 吹田市内水道使用者
344	6,852 円	令和5年3月22日	平成17年7月5日 ～平成17年9月20日	時効期間満了	平成19年9月1日 ～平成19年11月1日	債務者 吹田市内水道使用者
345	6,103 円	令和5年3月22日	平成17年11月4日 ～平成18年3月25日	時効期間満了	平成20年1月1日 ～平成20年5月1日	債務者 吹田市内水道使用者

債権放棄調書

債権の名称 水道料金・メータ一料
所管 水道部 総務室

No.31

番号	債権の額	放棄決定日	放棄した事由等			備考
			債権発生日	事由	事由の生じた日	
346	3,849 円	令和5年3月22日	平成18年1月4日 ～平成18年3月21日	時効期間満了	平成20年3月1日 ～平成20年5月1日	債務者 吹田市内水道使用者
347	6,844 円	令和5年3月22日	平成17年9月1日 ～平成18年2月26日	時効期間満了	平成19年11月1日 ～平成20年4月1日	債務者 吹田市内水道使用者
348	6,626 円	令和5年3月22日	平成17年7月5日 ～平成17年9月5日	時効期間満了	平成19年9月1日 ～平成19年11月1日	債務者 吹田市内水道使用者
349	3,849 円	令和5年3月22日	平成17年5月5日 ～平成17年7月19日	時効期間満了	平成19年7月1日 ～平成19年9月1日	債務者 吹田市内水道使用者
350	4,725 円	令和5年3月22日	平成17年9月1日 ～平成17年10月3日	時効期間満了	平成19年11月1日 ～平成19年12月1日	債務者 吹田市内水道使用者
351	1,711 円	令和5年3月22日	平成17年11月8日	時効期間満了	平成20年1月1日	債務者 吹田市内水道使用者
352	855 円	令和5年3月22日	平成17年9月11日	時効期間満了	平成19年11月1日	債務者 吹田市内水道使用者
353	5,988 円	令和5年3月22日	平成17年11月5日 ～平成18年3月25日	時効期間満了	平成20年1月1日 ～平成20年5月1日	債務者 吹田市内水道使用者
354	5,133 円	令和5年3月22日	平成17年3月10日 ～平成17年7月10日	時効期間満了	平成19年5月1日 ～平成19年9月1日	債務者 吹田市内水道使用者
355	6,415 円	令和5年3月22日	平成17年10月10日 ～平成18年3月23日	時効期間満了	平成19年12月1日 ～平成20年5月1日	債務者 吹田市内水道使用者
356	855 円	令和5年3月22日	平成18年3月13日	時効期間満了	平成20年5月1日	債務者 吹田市内水道使用者
357	855 円	令和5年3月22日	平成18年3月6日	時効期間満了	平成20年5月1日	債務者 吹田市内水道使用者
358	4,277 円	令和5年3月22日	平成17年12月10日 ～平成18年3月10日	時効期間満了	平成20年2月1日 ～平成20年5月1日	債務者 吹田市内水道使用者
359	1,282 円	令和5年3月22日	平成18年3月24日	時効期間満了	平成20年5月1日	債務者 吹田市内水道使用者
360	8,598 円	令和5年3月22日	平成17年3月2日 ～平成17年6月30日	時効期間満了	平成19年5月1日 ～平成19年8月1日	債務者 吹田市内水道使用者

債権放棄調書

債権の名称 水道料金・メータ一料
所管 水道部 総務室

No.32

番号	債権の額	放棄決定日	放棄した事由等			備考
			債権発生日	事由	事由の生じた日	
361	2,566 円	令和5年3月22日	平成18年3月3日 ～平成18年3月30日	時効期間満了	平成20年5月1日	債務者 吹田市内水道使用者
362	3,422 円	令和5年3月22日	平成17年9月12日 ～平成17年10月31日	時効期間満了	平成19年11月1日 ～平成19年12月1日	債務者 吹田市内水道使用者
363	4,704 円	令和5年3月22日	平成17年12月6日 ～平成18年3月20日	時効期間満了	平成20年2月1日 ～平成20年5月1日	債務者 吹田市内水道使用者
364	1,711 円	令和5年3月22日	平成17年4月11日	時効期間満了	平成19年6月1日	債務者 吹田市内水道使用者
365	2,138 円	令和5年3月22日	平成17年4月7日 ～平成17年4月14日	時効期間満了	平成19年6月1日	債務者 吹田市内水道使用者
366	1,711 円	令和5年3月22日	平成17年4月2日	時効期間満了	平成19年6月1日	債務者 吹田市内水道使用者
367	5,133 円	令和5年3月22日	平成17年8月10日 ～平成17年12月10日	時効期間満了	平成19年10月1日 ～平成20年2月1日	債務者 吹田市内水道使用者
368	855 円	令和5年3月22日	平成18年3月26日	時効期間満了	平成20年5月1日	債務者 吹田市内水道使用者
369	2,566 円	令和5年3月22日	平成17年12月27日 ～平成18年3月27日	時効期間満了	平成20年2月1日 ～平成20年5月1日	債務者 吹田市内水道使用者
370	1,711 円	令和5年3月22日	平成17年9月1日	時効期間満了	平成19年11月1日	債務者 吹田市内水道使用者
371	855 円	令和5年3月22日	平成18年3月14日	時効期間満了	平成20年5月1日	債務者 吹田市内水道使用者
372	1,282 円	令和5年3月22日	平成18年3月21日	時効期間満了	平成20年5月1日	債務者 吹田市内水道使用者
373	2,993 円	令和5年3月22日	平成18年2月11日 ～平成18年3月23日	時効期間満了	平成20年4月1日 ～平成20年5月1日	債務者 吹田市内水道使用者
374	4,704 円	令和5年3月22日	平成17年4月11日 ～平成17年7月28日	時効期間満了	平成19年6月1日 ～平成19年9月1日	債務者 吹田市内水道使用者
375	855 円	令和5年3月22日	平成18年3月1日	時効期間満了	平成20年5月1日	債務者 吹田市内水道使用者

債権放棄調書

債権の名称 水道料金・メータ一料
所管 水道部 総務室

No.33

番号	債権の額	放棄決定日	放棄した事由等			備考
			債権発生日	事由	事由の生じた日	
376	2,566 円	令和5年3月22日	平成18年3月3日 ～平成18年3月26日	時効期間満了	平成20年5月1日	債務者 吹田市内水道使用者
377	4,970 円	令和5年3月22日	平成18年1月6日 ～平成18年3月29日	時効期間満了	平成20年3月1日 ～平成20年5月1日	債務者 吹田市内水道使用者
378	2,138 円	令和5年3月22日	平成18年3月6日 ～平成18年3月18日	時効期間満了	平成20年5月1日	債務者 吹田市内水道使用者
379	6,844 円	令和5年3月22日	平成17年8月11日 ～平成18年1月30日	時効期間満了	平成19年10月1日 ～平成20年3月1日	債務者 吹田市内水道使用者
380	5,248 円	令和5年3月22日	平成16年12月11日 ～平成17年4月11日	時効期間満了	平成19年2月1日 ～平成19年6月1日	債務者 吹田市内水道使用者
381	11,099 円	令和5年3月22日	平成18年2月11日 ～平成18年3月20日	時効期間満了	平成20年4月1日 ～平成20年5月1日	債務者 吹田市内水道使用者
382	5,988 円	令和5年3月22日	平成17年10月12日 ～平成18年3月6日	時効期間満了	平成19年12月1日 ～平成20年5月1日	債務者 吹田市内水道使用者
383	1,711 円	令和5年3月22日	平成17年10月13日	時効期間満了	平成19年12月1日	債務者 吹田市内水道使用者
384	2,993 円	令和5年3月22日	平成17年2月13日 ～平成17年5月28日	時効期間満了	平成19年4月1日 ～平成19年7月1日	債務者 吹田市内水道使用者
385	1,711 円	令和5年3月22日	平成17年6月13日	時効期間満了	平成19年8月1日	債務者 吹田市内水道使用者
386	854 円	令和5年3月22日	平成17年6月13日 ～平成17年6月30日	時効期間満了	平成19年8月1日	債務者 吹田市内水道使用者
387	2,138 円	令和5年3月22日	平成17年8月7日 ～平成17年8月21日	時効期間満了	平成19年10月1日	債務者 吹田市内水道使用者
388	2,566 円	令和5年3月22日	平成17年8月10日 ～平成17年9月13日	時効期間満了	平成19年10月1日 ～平成19年11月1日	債務者 吹田市内水道使用者
389	3,422 円	令和5年3月22日	平成18年2月10日 ～平成18年3月31日	時効期間満了	平成20年4月1日 ～平成20年5月1日	債務者 吹田市内水道使用者
390	1,711 円	令和5年3月22日	平成17年7月2日	時効期間満了	平成19年9月1日	債務者 吹田市内水道使用者

債権放棄調書

債権の名称 水道料金・メータ一料
所管 水道部 総務室

No.34

番号	債権の額	放棄決定日	放棄した事由等				備考
			債権発生日	事由	事由の生じた日	債権者	
391	1,711 円	令和5年3月22日	平成18年2月4日	時効期間満了	平成20年4月1日	債権者 吹田市内水道使用者	
392	2,138 円	令和5年3月22日	平成17年11月12日 ～平成17年11月25日	時効期間満了	平成20年1月1日	債権者 吹田市内水道使用者	
393	5,133 円	令和5年3月22日	平成17年9月12日 ～平成18年1月12日	時効期間満了	平成19年11月1日 ～平成20年3月1日	債権者 吹田市内水道使用者	
394	5,616 円	令和5年3月22日	平成17年7月3日 ～平成17年9月3日	時効期間満了	平成19年9月1日 ～平成19年11月1日	債権者 吹田市内水道使用者	
395	855 円	令和5年3月22日	平成17年9月30日	時効期間満了	平成19年11月1日	債権者 吹田市内水道使用者	
396	2,185 円	令和5年3月22日	平成17年4月11日 ～平成17年10月11日	時効期間満了	平成19年6月1日 ～平成19年12月1日	債権者 吹田市内水道使用者	
397	3,422 円	令和5年3月22日	平成17年6月6日 ～平成17年8月6日	時効期間満了	平成19年8月1日 ～平成19年10月1日	債権者 吹田市内水道使用者	
398	17,034 円	令和5年3月22日	平成17年2月3日 ～平成17年6月30日	時効期間満了	平成19年4月1日 ～平成19年8月1日	債権者 吹田市内水道使用者	
399	3,128 円	令和5年3月22日	平成17年9月8日 ～平成17年10月31日	時効期間満了	平成19年11月1日 ～平成19年12月1日	債権者 吹田市内水道使用者	
400	1,564 円	令和5年3月22日	平成18年1月10日	時効期間満了	平成20年3月1日	債権者 吹田市内水道使用者	
401	7,558 円	令和5年3月22日	平成17年3月9日 ～平成17年7月9日	時効期間満了	平成19年5月1日 ～平成19年9月1日	債権者 吹田市内水道使用者	
402	8,743 円	令和5年3月22日	平成16年10月1日 ～平成17年6月2日	時効期間満了	平成18年12月1日 ～平成19年8月1日	債権者 吹田市内水道使用者	
403	2,566 円	令和5年3月22日	平成17年6月5日 ～平成17年6月29日	時効期間満了	平成19年8月1日	債権者 吹田市内水道使用者	
404	31,928 円	令和5年3月22日	平成17年4月7日 ～平成17年10月7日	時効期間満了	平成19年6月1日 ～平成19年12月1日	債権者 吹田市内水道使用者	
405	10,413 円	令和5年3月22日	平成17年4月7日 ～平成17年10月7日	時効期間満了	平成19年6月1日 ～平成19年12月1日	債権者 吹田市内水道使用者	

債権放棄調書

債権の名称 水道料金・メータ一料
所管 水道部 総務室

No.35

番号	債権の額	放棄決定日	債権発生日	事由	放棄した事由等	
					事由の生じた日	備考
406	6,309 円	令和5年3月22日	平成17年4月6日 ～平成17年6月6日	時効期間満了	平成19年6月1日 ～平成19年8月1日	債務者 吹田市内水道使用者
407	6,256 円	令和5年3月22日	平成16年8月6日 ～平成17年2月5日	時効期間満了	平成18年10月1日 ～平成19年4月1日	債務者 吹田市内水道使用者
408	7,517 円	令和5年3月22日	平成17年10月7日 ～平成17年12月7日	時効期間満了	平成19年12月1日 ～平成20年2月1日	債務者 吹田市内水道使用者
409	427 円	令和5年3月22日	平成17年9月20日	時効期間満了	平成19年11月1日	債務者 吹田市内水道使用者
410	8,059 円	令和5年3月22日	平成17年4月10日 ～平成17年6月30日	時効期間満了	平成19年6月1日 ～平成19年8月1日	債務者 吹田市内水道使用者
411	3,653 円	令和5年3月22日	平成17年2月12日 ～平成17年4月14日	時効期間満了	平成19年4月1日 ～平成19年6月1日	債務者 吹田市内水道使用者
412	23,194 円	令和5年3月22日	平成16年11月7日 ～平成17年4月15日	時効期間満了	平成19年1月1日 ～平成19年6月1日	債務者 吹田市内水道使用者
413	3,518 円	令和5年3月22日	平成17年5月11日 ～平成17年9月11日	時効期間満了	平成19年7月1日 ～平成19年11月1日	債務者 吹田市内水道使用者
414	5,819 円	令和5年3月22日	平成17年5月4日 ～平成17年9月25日	時効期間満了	平成19年7月1日 ～平成19年11月1日	債務者 吹田市内水道使用者
415	7,075 円	令和5年3月22日	平成17年5月6日 ～平成17年11月6日	時効期間満了	平成19年7月1日 ～平成20年1月1日	債務者 吹田市内水道使用者
416	2,750 円	令和5年3月22日	平成17年6月30日	時効期間満了	平成19年8月1日	債務者 吹田市内水道使用者
417	28,459 円	令和5年3月22日	平成15年5月9日 ～平成15年11月10日	時効期間満了	平成17年7月1日 ～平成18年1月1日	債務者 吹田市内水道使用者
418	1,711 円	令和5年3月22日	平成17年10月25日	時効期間満了	平成19年12月1日	債務者 吹田市内水道使用者
419	12,384 円	令和5年3月22日	平成16年11月12日 ～平成17年5月25日	時効期間満了	平成19年1月1日 ～平成19年7月1日	債務者 吹田市内水道使用者
420	3,848 円	令和5年3月22日	平成17年1月5日 ～平成17年4月4日	時効期間満了	平成19年3月1日 ～平成19年6月1日	債務者 吹田市内水道使用者

債権放棄調書

債権の名称 水道料金・メータ一料
所管 水道部 総務室

No.36

番号	債権の額	放棄決定日	放棄した事由等			備考
			債権発生日	事由	事由の生じた日	
421	6,336 円	令和5年3月22日	平成17年8月9日	時効期間満了	平成19年10月1日	債務者 吹田市内水道使用者
422	3,128 円	令和5年3月22日	平成16年10月12日 ～平成17年4月12日	時効期間満了	平成18年12月1日 ～平成19年6月1日	債務者 吹田市内水道使用者
423	782 円	令和5年3月22日	平成15年12月3日	時効期間満了	平成18年2月1日	債務者 吹田市内水道使用者
424	1,711 円	令和5年3月22日	平成18年2月11日	時効期間満了	平成20年4月1日	債務者 吹田市内水道使用者
425	15,744 円	令和5年3月22日	平成17年7月29日	時効期間満了	平成19年9月1日	債務者 吹田市内水道使用者
426	1,711 円	令和5年3月22日	平成17年12月11日	時効期間満了	平成20年2月1日	債務者 吹田市内水道使用者
427	1,172 円	令和5年3月22日	平成17年8月29日	時効期間満了	平成19年10月1日	債務者 吹田市内水道使用者
428	855 円	令和5年3月22日	平成17年12月12日	時効期間満了	平成20年2月1日	債務者 吹田市内水道使用者
429	3,422 円	令和5年3月22日	平成17年4月13日 ～平成17年6月13日	時効期間満了	平成19年6月1日 ～平成19年8月1日	債務者 吹田市内水道使用者
430	1,711 円	令和5年3月22日	平成17年7月31日	時効期間満了	平成19年9月1日	債務者 吹田市内水道使用者
431	13,971 円	令和5年3月22日	平成17年11月6日 ～平成18年1月18日	時効期間満了	平成20年1月1日 ～平成20年3月1日	債務者 吹田市内水道使用者
432	1,711 円	令和5年3月22日	平成17年5月4日	時効期間満了	平成19年7月1日	債務者 吹田市内水道使用者
433	6,256 円	令和5年3月22日	平成17年9月1日 ～平成18年2月28日	時効期間満了	平成19年11月1日 ～平成20年4月1日	債務者 吹田市内水道使用者
434	3,999 円	令和5年3月22日	平成17年5月3日 ～平成17年11月3日	時効期間満了	平成19年7月1日 ～平成20年1月1日	債務者 吹田市内水道使用者
435	2,866 円	令和5年3月22日	平成18年3月4日	時効期間満了	平成20年5月1日	債務者 吹田市内水道使用者

債権放棄調書

債権の名称 水道料金・メータ一料
所管 水道部 総務室

No.37

番号	債権の額	放棄決定日	放棄した事由等			備考
			債権発生日	事由	事由の生じた日	
436	2,635 円	令和5年3月22日	平成17年12月18日	時効期間満了	平成20年2月1日	債務者 吹田市内水道使用者
437	9,149 円	令和5年3月22日	平成17年11月1日 ～平成18年2月2日	時効期間満了	平成20年1月1日 ～平成20年4月1日	債務者 吹田市内水道使用者
438	2,715 円	令和5年3月22日	平成17年11月4日 ～平成17年11月18日	時効期間満了	平成20年1月1日	債務者 吹田市内水道使用者
439	7,880 円	令和5年3月22日	平成17年9月7日	時効期間満了	平成19年11月1日	債務者 吹田市内水道使用者
440	1,942 円	令和5年3月22日	平成17年5月31日	時効期間満了	平成19年7月1日	債務者 吹田市内水道使用者
441	3,422 円	令和5年3月22日	平成17年4月10日 ～平成17年6月10日	時効期間満了	平成19年6月1日 ～平成19年8月1日	債務者 吹田市内水道使用者
442	427 円	令和5年3月22日	平成17年11月30日	時効期間満了	平成20年1月1日	債務者 吹田市内水道使用者
443	5,133 円	令和5年3月22日	平成17年7月11日 ～平成17年11月11日	時効期間満了	平成19年9月1日 ～平成20年1月1日	債務者 吹田市内水道使用者
444	5,133 円	令和5年3月22日	平成17年5月7日 ～平成17年9月7日	時効期間満了	平成19年7月1日 ～平成19年11月1日	債務者 吹田市内水道使用者
445	5,701 円	令和5年3月22日	平成17年11月11日	時効期間満了	平成20年1月1日	債務者 吹田市内水道使用者
446	1,826 円	令和5年3月22日	平成17年7月12日	時効期間満了	平成19年9月1日	債務者 吹田市内水道使用者
447	2,750 円	令和5年3月22日	平成17年12月28日	時効期間満了	平成20年2月1日	債務者 吹田市内水道使用者
448	6,472 円	令和5年3月22日	平成18年1月7日 ～平成18年2月3日	時効期間満了	平成20年3月1日 ～平成20年4月1日	債務者 吹田市内水道使用者
449	35,172 円	令和5年3月22日	平成16年4月10日 ～平成17年10月31日	時効期間満了	平成18年6月1日 ～平成19年12月1日	債務者 吹田市内水道使用者
450	24,079 円	令和5年3月22日	平成15年5月7日 ～平成18年3月21日	時効期間満了	平成17年7月1日 ～平成20年5月1日	債務者 吹田市内水道使用者

債権放棄調書

債権の名称 水道料金・メータ一料
所管 水道部 総務室

No.38

番号	債権の額	放棄決定日	債権発生日	事由	放棄した事由等	
					事由の生じた日	備考
451	855 円	令和5年3月22日	平成17年11月30日	時効期間満了	平成20年1月1日	債務者 吹田市内水道使用者
452	1,711 円	令和5年3月22日	平成17年4月27日	時効期間満了	平成19年6月1日	債務者 吹田市内水道使用者
453	2,566 円	令和5年3月22日	平成17年3月6日 ～平成17年4月3日	時効期間満了	平成19年5月1日 ～平成19年6月1日	債務者 吹田市内水道使用者
454	11,434 円	令和5年3月22日	平成17年10月9日 ～平成18年4月9日	時効期間満了	平成19年12月1日 ～平成20年6月1日	債務者 吹田市内水道使用者
455	3,653 円	令和5年3月22日	平成17年11月1日 ～平成18年3月1日	時効期間満了	平成20年1月1日 ～平成20年5月1日	債務者 吹田市内水道使用者
456	3,422 円	令和5年3月22日	平成17年9月5日 ～平成17年11月1日	時効期間満了	平成19年11月1日 ～平成20年1月1日	債務者 吹田市内水道使用者
457	1,711 円	令和5年3月22日	平成17年8月6日	時効期間満了	平成19年10月1日	債務者 吹田市内水道使用者
458	5,133 円	令和5年3月22日	平成17年4月4日 ～平成17年8月3日	時効期間満了	平成19年6月1日 ～平成19年10月1日	債務者 吹田市内水道使用者
459	1,711 円	令和5年3月22日	平成17年8月10日	時効期間満了	平成19年10月1日	債務者 吹田市内水道使用者
460	34,763 円	令和5年3月22日	平成17年7月3日 ～平成17年12月28日	時効期間満了	平成19年9月1日 ～平成20年2月1日	債務者 吹田市内水道使用者
461	3,690 円	令和5年3月22日	平成17年11月10日	時効期間満了	平成20年1月1日	債務者 吹田市内水道使用者
462	1,963 円	令和5年3月22日	平成17年11月4日	時効期間満了	平成20年1月1日	債務者 吹田市内水道使用者
463	855 円	令和5年3月22日	平成17年5月30日	時効期間満了	平成19年7月1日	債務者 吹田市内水道使用者
464	855 円	令和5年3月22日	平成18年3月31日	時効期間満了	平成20年5月1日	債務者 吹田市内水道使用者
465	4,508 円	令和5年3月22日	平成18年1月5日 ～平成18年3月31日	時効期間満了	平成20年3月1日 ～平成20年5月1日	債務者 吹田市内水道使用者

債権放棄調書

債権の名称 水道料金・メータ一料
所管 水道部 総務室

No.39

番号	債権の額	放棄決定日	放棄した事由等			備考
			債権発生日	事由	事由の生じた日	
466	5,133 円	令和5年3月22日	平成16年12月8日 ～平成17年4月8日	時効期間満了	平成19年2月1日 ～平成19年6月1日	債務者 吹田市内水道使用者
467	4,851 円	令和5年3月22日	平成18年8月10日 ～平成18年11月30日	時効期間満了	平成20年10月1日 ～平成21年1月1日	債務者 吹田市内水道使用者
468	1,711 円	令和5年3月22日	平成17年9月8日	時効期間満了	平成19年11月1日	債務者 吹田市内水道使用者
469	1,711 円	令和5年3月22日	平成18年2月12日	時効期間満了	平成20年4月1日	債務者 吹田市内水道使用者
470	3,999 円	令和5年3月22日	平成17年8月9日 ～平成17年9月30日	時効期間満了	平成19年10月1日 ～平成19年11月1日	債務者 吹田市内水道使用者
471	1,711 円	令和5年3月22日	平成18年3月3日	時効期間満了	平成20年5月1日	債務者 吹田市内水道使用者
472	3,422 円	令和5年3月22日	平成17年8月11日 ～平成17年10月11日	時効期間満了	平成19年10月1日 ～平成19年12月1日	債務者 吹田市内水道使用者
473	971 円	令和5年3月22日	平成17年5月27日	時効期間満了	平成19年7月1日	債務者 吹田市内水道使用者
474	4,277 円	令和5年3月22日	平成17年6月10日 ～平成17年10月29日	時効期間満了	平成19年8月1日 ～平成19年12月1日	債務者 吹田市内水道使用者
475	3,848 円	令和5年3月22日	平成17年4月10日 ～平成17年7月26日	時効期間満了	平成19年6月1日 ～平成19年9月1日	債務者 吹田市内水道使用者
476	3,849 円	令和5年3月22日	平成18年1月7日 ～平成18年3月12日	時効期間満了	平成20年3月1日 ～平成20年5月1日	債務者 吹田市内水道使用者
計	3,163,434 円					

議案第 66 号

吹田市積立基金条例の一部を改正する条例の制定について

吹田市積立基金条例の一部を改正する条例を次のとおり制定します。

令和 5 年 7 月 12 日提出

吹田市長 後 藤 圭 二

吹田市条例第 号

吹田市積立基金条例の一部を改正する条例（案）

吹田市積立基金条例（昭和 39 年吹田市条例第 21 号）の一部を次のように改正する。

第 1 条中第 16 号を削り、第 17 号を第 16 号とする。

第 4 条第 1 項中「、環境まちづくり基金及び新型コロナウイルス等感染症対策基金」を「及び環境まちづくり基金」に改め、同条第 9 項を削る。

附 則

この条例は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

（提案理由）

新型コロナウイルス等感染症対策基金を廃止するため必要があるので、本案を提出するものです。

議案第67号

吹田市立こども発達支援センター条例等の一部を改正する条例の制定について

吹田市立こども発達支援センター条例等の一部を改正する条例を次のとおり制定します。

令和5年7月12日提出

吹田市長 後藤 圭二

吹田市条例第 号

吹田市立こども発達支援センター条例等の一部を改正する条例（案）

（吹田市立こども発達支援センター条例の一部改正）

第1条 吹田市立こども発達支援センター条例（平成19年吹田市条例第30号）の一部を次のように改正する。

第7条第2項中「厚生労働大臣」を「内閣総理大臣」に改め、同条第3項中「厚生労働大臣」を「主務大臣」に改め、同条第5項中「厚生労働大臣」を「内閣総理大臣」に改める。

第12条第1項及び第16条中「厚生労働大臣」を「内閣総理大臣」に改める。

（吹田市子ども・子育て支援審議会条例の一部改正）

第2条 吹田市子ども・子育て支援審議会条例（平成25年吹田市条例第21号）の一部を次のように改正する。

第1条中「第77条第1項」を「第72条第1項」に改める。

（吹田市就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律施行条例の一部改正）

第3条 吹田市就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律施行条例（令和元年吹田市条例第29号）の一部を次のように改正する。

第3条第18項中「第25条」を「第25条第1項」に、「厚生労働大臣」を「内閣総理大臣」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

(提案理由)

児童福祉法の一部改正等に伴う規定整備を行うため必要があるので、本案を提出するものです。

議案第68号

吹田市火災予防条例の一部を改正する条例の制定について

吹田市火災予防条例の一部を改正する条例を次のとおり制定します。

令和5年7月12日提出

吹田市長 後藤 圭 二

吹田市条例第 号

吹田市火災予防条例の一部を改正する条例（案）

吹田市火災予防条例（昭和37年吹田市条例第407号）の一部を次のように改正する。

第11条の2第1項中「自動車等（道路交通法（昭和35年法律第105号）第2条第1項第9号に規定する自動車及び同項第10号に規定する原動機付自転車をいう。）をいう。以下この条において同じ。）に」を「自動車、原動機付自転車、船舶、航空機その他これらに類するものをいう。以下同じ。）にコネクタ（充電用ケーブルを電気自動車等に接続するためのものをいう。以下同じ。）を用いて」に、「及び全出力200キロワットを超えるものを除く。）をいう」を「を除く。）をいい、分離型のもの（変圧する機能を有する設備本体及び充電ポスト（コネクタ及び充電用ケーブルを収納する設備で、変圧する機能を有しないものをいう。以下同じ。）により構成されるものをいう。以下同じ。）にあつては、充電ポストを含む」に改め、同項第1号ただし書中「不燃材料で造り、又は覆われた外壁で開口部のないものに面するときは」を「次に掲げるものにあつては」に改め、同号に次のように加える。

ア 不燃材料で造り、又は覆われた外壁で開口部のないものに面するもの

イ 分離型のものの充電ポスト

第11条の2第1項第2号に次のただし書を加える。

ただし、分離型のものの充電ポストにあつては、この限りでない。

第11条の2第1項第6号中「急速充電設備」を「コネクタ」に改め、同項第7号中「急速充電設備と電気自動車等との接続部に」を「コネクタが電気自動車等に

接続され、」に、「接続部が」を「コネクタが当該電気自動車等から」に改め、同項第11号中「緊急停止させる」を「緊急に停止する」に、「措置を講ずる」を「装置を、当該急速充電設備の利用者が異常を認めたとときに速やかに操作することができる箇所に設ける」に改め、同項第12号中「自動車等」を「電気自動車等と急速充電設備」に改め、同項第13号中「電気自動車等に接続する急速充電設備の充電用ケーブルの」を削り、同項第16号中「蓄電池に」を「当該蓄電池（主として保安のために設けるものを除く。）に」に改め、同項中第18号を第19号とし、第17号を第18号とし、第16号の次に次の1号を加える。

(17) 分離型のものにあつては、充電ポストに蓄電池（主として保安のために設けるものを除く。）を内蔵しないこと。

第23条第3項を削り、同条第4項第2号中「併せて図記号による標識を設けるときは、別表第7に定めるものとしなければならない」を「健康増進法（平成14年法律第103号）第33条第2項に規定する喫煙専用室標識を設ける場合においては、この限りでない」に改め、同項を同条第3項とし、同項の次に次の1項を加える。

4 第2項又は前項第2号に規定する標識と併せて図記号による標識を設けるときは、「禁煙」又は「火気厳禁」と表示した標識と併せて設ける図記号にあつては、国際標準化機構の規格7010又は日本産業規格Z8210に適合するものとし、「喫煙所」と表示した標識と併せて設ける図記号にあつては、国際標準化機構の規格7001又は日本産業規格Z8210に適合するものとしなければならない。

第23条第5項中「前項第2号」を「第3項第2号」に改める。

別表第4から別表第7までを次のように改める。

別表第4から別表第7まで 削除

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和5年10月1日から施行する。

（経過措置）

2 この条例の施行の際現に設置され、又は設置の工事がされている急速充電設備のうち、この条例による改正後の吹田市火災予防条例（以下「新条例」という。）第11条の2第1項の規定に適合しないものの位置、構造及び管理に関する基準については、同項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

3 新条例第23条第3項第2号の規定の適用については、当分の間、同号中「喫煙専用室標識」とあるのは、「喫煙専用室標識又は健康増進法の一部を改正する法律（平成30年法律第78号）附則第3条第1項の規定により読み替えて適用される健康増進法第33条第2項に規定する指定たばこ専用喫煙室標識」と読み替えるものとする。

4 この条例の施行の際現に設置され、又は設置の工事がされている新条例第23条第2項又は第3項第2号に規定する標識と併せて設ける図記号のうち、新条例第

23条第4項の規定に適合しないものについては、同項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

(提案理由)

対象火気設備等の位置、構造及び管理並びに対象火気器具等の取扱いに関する条例の制定に関する基準を定める省令の一部改正に伴う急速充電設備の位置、構造及び管理の基準の変更等を行うため必要があるので、本案を提出するものです。

(3)

議案第69号

(仮称)山田認定こども園建設工事(建築工事)請負契約の締結
について

本市は、(仮称)山田認定こども園建設工事(建築工事)の請負契約を次の
とおり締結します。

令和5年7月12日提出

吹田市長 後藤圭二

記

- 1 工事名 (仮称)山田認定こども園建設工事(建築工事)
- 2 工事概要 構造・階数 鉄筋コンクリート造 地上3階
延床面積 1,680㎡
工事内容 新築工事、昇降機設備工事、外構工事等
- 3 工事場所 吹田市尺谷1704番、1804番5、1804番10
- 4 工期 着工 令和5年7月市議会議決後
完成 令和6年12月13日
- 5 請負金額 685,960,000円
- 6 請負者 関根・ビック特定建設工事共同企業体
代表者 吹田市金田町5番10号
株式会社関根工務店
代表取締役 橋本一郎

構成員 吹田市岸部中1丁目24番1号
株式会社ビック
代表取締役 久須美貴史

議案第70号

(仮称)山田認定こども園建設工事(電気設備工事)請負契約の
締結について

本市は、(仮称)山田認定こども園建設工事(電気設備工事)の請負契約を
次のとおり締結します。

令和5年7月12日提出

吹田市長 後藤圭二

記

- 1 工事名 (仮称)山田認定こども園建設工事(電気設備工事)
- 2 工事概要 (仮称)山田認定こども園建設工事に伴う電気設備工事一式
電灯設備工事、動力設備工事、受変電設備工事、発電設備工事及び構内
情報通信設備工事等
- 3 工事場所 吹田市尺谷1704番、1804番5、1804番10
- 4 工期 着工 令和5年7月市議会議決後
完成 令和6年12月13日
- 5 請負金額 142,417,000円
- 6 請負者 加茂川啓明電機株式会社
吹田市江坂町1丁目12番38号
代表取締役 馬場俊介

議案第71号

資源循環エネルギーセンター2号ボイラー3次過熱器整備請負契約の締結について

本市は、資源循環エネルギーセンター2号ボイラー3次過熱器整備の請負契約を次のとおり締結します。

令和5年7月12日提出

吹田市長 後藤圭二

記

- 1 整備名 資源循環エネルギーセンター2号ボイラー3次過熱器整備
- 2 整備概要 2号ボイラー3次過熱器の更新
過熱器仕様
常用圧力 4.00MPa
伝熱面積 1,120㎡
出口温度 400℃
- 3 整備場所 吹田市千里万博公園4番1号
- 4 工期 着工 令和5年7月市議会議決後
完成 令和7年1月31日
- 5 請負金額 346,500,000円
- 6 請負者 兵庫県尼崎市金楽寺町2丁目2番33号
株式会社タクマ
代表取締役社長 南条博昭

議案第72号

吹田市吹三地区公民館及び吹田市吹三地区高齢者いこいの間建設
工事（建築工事）請負契約の締結について

本市は、吹田市吹三地区公民館及び吹田市吹三地区高齢者いこいの間建設
工事（建築工事）の請負契約を次のとおり締結します。

令和5年7月12日提出

吹田市長 後藤圭二

記

- 1 工事名 吹田市吹三地区公民館及び吹田市吹三地区高齢者いこいの間
建設工事（建築工事）
- 2 工事概要 構造・階数 鉄筋コンクリート造（一部鉄骨造）地上2階
延床面積 639㎡
工事内容 新築工事、昇降機設備工事、外構工事
- 3 工事場所 吹田市高城町19番7号ほか
- 4 工期 着工 令和5年7月市議会議決後
完成 令和6年7月31日
- 5 請負金額 274,095,800円
- 6 請負者 吹田市昭和町1番6号
森繁建設株式会社
代表取締役 木下繁

議案第73号

教育用Windows端末（GIGAスクール構想対応用）追加購入契約
の締結について

本市は、教育用Windows端末（GIGAスクール構想対応用）の追加購入契約
を次のとおり締結します。

令和5年7月12日提出

吹田市長 後藤圭二

記

- 1 購入概要 教育用Windows端末（GIGAスクール構想対応用）
900台
- 2 納期 着手 令和5年7月市議会議決後
完了 令和5年9月30日
- 3 契約金額 59,202,000円
- 4 納入者 大阪市中央区和泉町2丁目2番2号
株式会社内田洋行大阪支店
執行役員大阪支店長 岡野清吾

議案第74号

吹田市南消防署南正雀出張所建設工事（建築工事）請負契約の一部変更について

本市は、吹田市南消防署南正雀出張所建設工事（建築工事）請負契約（令和4年9月29日議決第97号、令和5年3月23日議決第17号）の一部を次のとおり変更します。

令和5年7月12日提出

吹田市長 後藤圭二

変更部分

項目	変更前	変更後
4 工期	着工 令和4年9月 市議会議決後 完成 令和5年9月1日	着工 令和4年9月 市議会議決後 完成 令和5年10月12日
5 請負金額	248,847,500円	252,429,100円

変更理由

関連工事である機械設備工事の下水引込工事において、当初は道路を封鎖した上で開削工法にて施工する予定であったが、交通への影響が甚大であると判断し、推進工法に変更したことに伴い、立坑の設置が必要になるなど、建築工事が施工できない期間が生じたため、工期を変更するもの。

また、工期延長に伴う経費等の増加のほか、国より要請通知を受けた賃金等の急激な変動に伴う工事請負契約書第26条第6項（インフレスライド条項）の適用により、請負金額を変更するもの。

令和5年度吹田市一般会計補正予算（第4号）

令和5年度吹田市の一般会計の補正予算（第4号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ343,654千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ160,164,556千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（債務負担行為の補正）

第2条 債務負担行為の補正は「第2表 債務負担行為補正」による。

令和5年7月12日提出

吹田市長 後藤圭二

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
14 国庫支出金		32,369,056	16,130	32,385,186
	2 国庫補助金	5,946,797	16,130	5,962,927
15 府支出金		11,874,874	16,197	11,891,071
	2 府補助金	2,567,406	16,197	2,583,603
18 繰入金		12,811,956	311,192	13,123,148
	1 基金繰入金	12,746,966	311,192	13,058,158
19 諸収入		3,372,972	135	3,373,107
	5 雑入	2,509,692	135	2,509,827
歳入合計		159,820,902	343,654	160,164,556

歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
2 総務費		15,238,884	25,806	15,264,690
	1 総務管理費	11,776,762	25,806	11,802,568
3 民生費		76,244,450	270,781	76,515,231
	1 社会福祉費	28,775,825	126,927	28,902,752
	2 児童福祉費	33,310,832	133,122	33,443,954
	3 生活保護費	11,152,221	1,980	11,154,201
	6 国民健康保険費	2,935,238	8,752	2,943,990
4 衛生費		17,407,001	19,529	17,426,530
	1 保健衛生費	10,549,494	19,529	10,569,023
10 教育費		16,666,000	6,600	16,672,600
	1 教育総務費	5,359,290	6,600	5,365,890
11 公債費		6,697,027	20,938	6,717,965
	1 公債費	6,697,027	20,938	6,717,965
歳出合計		159,820,902	343,654	160,164,556

第 2 表 債務負担行為補正

追 加

事 項	期 間
子 供 の 習 い 事 費 用 助 成 業 務	令 和 6 年 度 ～ 令 和 7 年 度
放 課 後 キ ッ ズ ス ク エ ア 運 営 業 務	令 和 5 年 度 ～ 令 和 6 年 度
千 里 た け み 留 守 家 庭 児 童 育 成 室 運 営 業 務	令 和 6 年 度
佐 井 寺 留 守 家 庭 児 童 育 成 室 運 営 業 務	令 和 6 年 度 ～ 令 和 7 年 度
北 山 田 留 守 家 庭 児 童 育 成 室 運 営 業 務	令 和 6 年 度 ～ 令 和 7 年 度
藤 白 台 留 守 家 庭 児 童 育 成 室 運 営 業 務	令 和 6 年 度 ～ 令 和 7 年 度
桃 山 台 留 守 家 庭 児 童 育 成 室 運 営 業 務	令 和 6 年 度 ～ 令 和 7 年 度
吹 六 留 守 家 庭 児 童 育 成 室 運 営 業 務	令 和 6 年 度 ～ 令 和 8 年 度
山 手 留 守 家 庭 児 童 育 成 室 運 営 業 務	令 和 6 年 度 ～ 令 和 9 年 度
山 二 留 守 家 庭 児 童 育 成 室 運 営 業 務	令 和 6 年 度 ～ 令 和 7 年 度
吹 二 留 守 家 庭 児 童 育 成 室 運 営 業 務	令 和 6 年 度 ～ 令 和 7 年 度
千 里 丘 北 留 守 家 庭 児 童 育 成 室 運 営 業 務	令 和 6 年 度 ～ 令 和 9 年 度
岸 部 中 (北) 住 宅 跡 地 複 合 施 設 整 備 工 事 設 計 業 務	令 和 5 年 度 ～ 令 和 6 年 度
古 江 台 小 学 校 給 食 調 理 室 等 改 修 工 事 設 計 及 び 耐 震 診 断 業 務	令 和 5 年 度 ～ 令 和 6 年 度

(4)

限 度 額	備 考
千円 90,200	
143,893	
1,584	
3,432	
3,960	
4,752	
4,752	
4,356	
8,844	
5,148	
14,512	
12,804	
55,845	
16,500	

(5)

変 更

事 項	変 更 前	
	期 間	限 度 額
江坂大池留守家庭児童育成室運営業務	令和5年度～令和8年度	千円 125,760
山三留守家庭児童育成室運営業務	令和5年度～令和10年度	216,720
西山田留守家庭児童育成室運営業務	令和5年度～令和10年度	216,720
青山台留守家庭児童育成室運営業務	令和5年度～令和8年度	107,320
千二留守家庭児童育成室運営業務	令和5年度～令和8年度	246,540
東佐井寺留守家庭児童育成室運営業務	令和5年度～令和10年度	199,920

変 更 後		備 考
期 間	限 度 額	
	千円	
令和 5 年度 ~ 令和 8 年度	130,116	
令和 5 年度 ~ 令和 10 年度	224,244	
令和 5 年度 ~ 令和 10 年度	224,244	
令和 5 年度 ~ 令和 8 年度	111,016	
令和 5 年度 ~ 令和 8 年度	254,856	
令和 5 年度 ~ 令和 10 年度	206,784	

(7)

歳入歳出補正予算事項別明細書

歳入

(款) 14 国庫支出金

(項) 2 国庫補助金

目	補正前の額	補正額	計
2 民生費国庫補助金	2,013,578	14,033	2,027,611
3 衛生費国庫補助金	1,020,348	2,097	1,022,445
計	5,946,797	16,130	5,962,927

(款) 15 府支出金

(項) 2 府補助金

1 総務費府補助金	6,003	5,134	11,137
2 民生費府補助金	2,180,631	11,063	2,191,694
計	2,567,406	16,197	2,583,603

(款) 18 繰入金

(項) 1 基金繰入金

1 財政調整基金繰入金	7,889,749	311,192	8,200,941
計	12,746,966	311,192	13,058,158

(款) 19 諸収入

(項) 5 雑入

3 雑入	2,509,684	135	2,509,819
計	2,509,692	135	2,509,827

歳入合計	159,820,902	343,654	160,164,556
------	-------------	---------	-------------

(単位：千円)

節		説明
区分	金額	
3 子ども・子育て支援 交付金	11,063	基本額 33,189×1/3
6 中国残留邦人地域生 活支援事業費補助金	1,980	基本額 1,980×10/10
10 生活困窮者自立支援 事業費補助金	990	基本額 1,980×1/2
11 都道府県等口腔保健 推進事業費補助金	2,097	基本額 4,195×1/2

1 大阪府消費者行政強 化事業補助金及び推 進事業補助金	5,134	基本額 10,269×1/2
10 子ども・子育て支援 交付金	11,063	基本額 33,189×1/3

1 財政調整基金繰入金	311,192	

7 雑入	135	

--	--	--

(款) 14 国庫支出金 (項) 2 国庫補助金
～ (款) 19 諸収入 (項) 5 雑入

歳出

(款) 2 総務費

(項) 1 総務管理費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源		
				特定財源		
				国府支出金	地方債	その他
6 消費経済対策費	34,836	10,284	45,120	5,134		
22 文化振興費	48,671	660	49,331			135
30 文化会館費	414,657	14,862	429,519			
計	11,776,762	25,806	11,802,568	5,134		135

(款) 3 民生費

(項) 1 社会福祉費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源		
				特定財源		
				国府支出金	地方債	その他
1 社会福祉総務費	2,925,606	1,980	2,927,586	1,980		
3 老人福祉費	1,414,952	69,150	1,484,102			
12 障害者福祉費	634,045	45,839	679,884			
13 障害福祉自立支援事業費	11,931,252	2,900	11,934,152			
15 後期高齢者医療特別会計繰出金	1,160,917	7,058	1,167,975			
計	28,775,825	126,927	28,902,752	1,980		

(単位：千円)

内 訳	節		説 明
	区 分	金 額	
一 般 財 源			
5,150	10 需 用 費	270	消耗品費 42 印刷製本費 228
	11 役 務 費	14	手数料
	18 負担金、補助及び 交付金	10,000	防犯機能付電話機等購入補助金
525	12 委 託 料	660	若手アーティスト育成業務委託料
14,862	10 需 用 費	14,060	消耗品費 860 修繕料 13,200
	17 備 品 購 入 費	802	音響機器購入費ほか
20,537			

(単位：千円)

内 訳	節		説 明
	区 分	金 額	
一 般 財 源			
	12 委 託 料	1,980	中国残留邦人等支援給付システム 改修業務委託料
69,150	18 負担金、補助及び 交付金	69,150	物価高騰応援金
45,839	18 負担金、補助及び 交付金	45,839	物価高騰応援金 27,850 医療的ケア者受入れ促進補助金 17,989
2,900	18 負担金、補助及び 交付金	2,900	特定相談支援事業所等運営補助金
7,058	27 繰 出 金	7,058	繰出金
124,947			

(款) 2 総務費 (項) 1 総務管理費
 ~ (款) 3 民生費 (項) 1 社会福祉費

(項) 2 児童福祉費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源		
				特定財源		
				国府支出金	地方債	その他
1 児童福祉総務費	1,856,172	116,182	1,972,354	10,834		
6 留守家庭児童育成費	2,308,910	16,940	2,325,850	11,292		
計	33,310,832	133,122	33,443,954	22,126		

(項) 3 生活保護費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源		
				特定財源		
				国府支出金	地方債	その他
1 生活保護総務費	546,765	1,980	548,745	990		
計	11,152,221	1,980	11,154,201	990		

(単位：千円)

内 訳	節		説 明
	区 分	金 額	
一 般 財 源			
105,348	7 報 償 費	12	子供の習い事費用助成業務委託に係る事業者選定学識経験者謝礼金
	12 委 託 料	46,817	子供の習い事費用助成業務委託料 保育幼稚園システム改修業務委託料
	18 負担金、補助及び 交付金	69,353	物価高騰応援金 私立保育所等一時預かり事業助成金
5,648	12 委 託 料	16,940	留守家庭児童育成室運営業務委託料
110,996			

(単位：千円)

内 訳	節		説 明
	区 分	金 額	
一 般 財 源			
990	12 委 託 料	1,980	生活保護システム改修業務委託料
990			

(款) 3 民生費 (項) 2 児童福祉費
 ~ (款) 3 民生費 (項) 3 生活保護費

(項) 6 国民健康保険費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源		
				特定財源		
				国府支出金	地方債	その他
1 国民健康保険特別会計繰出金	2,935,238	8,752	2,943,990			
計	2,935,238	8,752	2,943,990			

(款) 4 衛生費

(項) 1 保健衛生費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源		
				特定財源		
				国府支出金	地方債	その他
10 保健事業費	592,923	19,529	612,452	2,097		
計	10,549,494	19,529	10,569,023	2,097		

(款) 10 教育費

(項) 1 教育総務費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源		
				特定財源		
				国府支出金	地方債	その他
3 教育指導費	933,694	6,600	940,294			
計	5,359,290	6,600	5,365,890			

(単位：千円)

内 訳	節		説 明
	区 分	金 額	
一 般 財 源			
8,752	27 繰 出 金	8,752	繰出金
8,752			

(単位：千円)

内 訳	節		説 明
	区 分	金 額	
一 般 財 源			
17,432	10 需 用 費	266	消耗品費 13 印刷製本費 253
	12 委 託 料	14,113	歯科健康診査業務委託料ほか
	18 負担金、補助及び 交付金	5,150	アピランスケア助成金
17,432			

(単位：千円)

内 訳	節		説 明
	区 分	金 額	
一 般 財 源			
6,600	13 使用料及び賃借料	6,600	健康観察アプリ使用料
6,600			

(款) 3 民生費 (項) 6 国民健康保険費
 ~ (款) 10 教育費 (項) 1 教育総務費

(款) 11 公債費
 (項) 1 公債費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源		
				特定財源		
				国府支出金	地方債	その他
1元金	6,360,800	20,660	6,381,460			
3公債諸費	107	278	385			
計	6,697,027	20,938	6,717,965			

歳出合計	159,820,902	343,654	160,164,556	32,327		135
------	-------------	---------	-------------	--------	--	-----

(単位：千円)

内 訳	節		説 明
	区 分	金 額	
一 般 財 源			
20,660	22 償還金、利子及び割引料	20,660	
278	21 補償、補填及び賠償金	278	
20,938			
311,192			

(款) 11 公債費 (項) 1 公債費

議案第76号

令和5年度吹田市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）

令和5年度吹田市の国民健康保険特別会計の補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ8,752千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ35,110,919千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（債務負担行為の補正）

第2条 債務負担行為の補正は「第2表 債務負担行為補正」による。

令和5年7月12日提出

吹田市長 後藤圭二

(1)

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
6 繰入金		2,935,238	8,752	2,943,990
	1 一般会計繰入金	2,935,238	8,752	2,943,990
歳入合計		35,102,167	8,752	35,110,919

歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 総務費		595,747	8,752	604,499
	1 総務管理費	390,693	8,752	399,445
歳出合計		35,102,167	8,752	35,110,919

第 2 表 債務負担行為補正

追 加

事 項	期 間
国 民 健 康 保 険 業 務 一 部 委 託	令 和 6 年 度 ~ 令 和 1 1 年 度

(4)

限 度 額	備 考
千円 798,566	

(5)

歳入歳出補正予算事項別明細書

歳入

(款) 6 繰入金

(項) 1 一般会計繰入金

目	補正前の額	補正額	計
1 一般会計繰入金	874,023	8,752	882,775
計	2,935,238	8,752	2,943,990

歳入合計	35,102,167	8,752	35,110,919
------	------------	-------	------------

(単位：千円)

節		説明
区分	金額	
1 一般会計繰入金	8,752	

--	--	--

(款) 6 繰入金 (項) 1 一般会計繰入金

(7)

歳出

(款) 1 総務費

(項) 1 総務管理費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源		
				特定財源		
				国府支出金	地方債	その他
1 一般管理費	384,758	8,752	393,510			8,752
計	390,693	8,752	399,445			8,752

歳出合計	35,102,167	8,752	35,110,919			8,752
------	------------	-------	------------	--	--	-------

(単位：千円)

内 訳	節		説 明
	区 分	金 額	
一 般 財 源	7 報 償 費	12	国民健康保険課業務一部委託に係る事業者選定学識経験者謝礼金
	12 委 託 料	8,740	国民健康保険業務一部委託料

--	--	--	--

(款) 1 総務費 (項) 1 総務管理費

議案第 77 号

令和 5 年度吹田市後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 号）

令和 5 年度吹田市の後期高齢者医療特別会計の補正予算（第 1 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 7,058 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 6,262,348 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

（債務負担行為）

第 2 条 地方自治法第 214 条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は「第 2 表 債務負担行為」による。

令和 5 年 7 月 12 日提出

吹田市長 後藤 圭 二

(1)

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
3 繰入金		1,160,917	7,058	1,167,975
	1 一般会計繰入金	1,160,917	7,058	1,167,975
歳入合計		6,255,290	7,058	6,262,348

歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 総務費		191,627	7,058	198,685
	1 総務管理費	100,378	7,058	107,436
歳出合計		6,255,290	7,058	6,262,348

第 2 表 債務負担行為

事 項	期 間
後 期 高 齡 者 医 療 業 務 一 部 委 託	令 和 6 年 度 ~ 令 和 1 1 年 度

限 度 額	備 考
千円 644,987	

(5)

歳入歳出補正予算事項別明細書

歳入

(款) 3 繰入金

(項) 1 一般会計繰入金

目	補正前の額	補正額	計
1 一般会計繰入金	191,856	7,058	198,914
計	1,160,917	7,058	1,167,975

歳入合計	6,255,290	7,058	6,262,348
------	-----------	-------	-----------

(単位：千円)

節		説明
区分	金額	
1 一般会計繰入金	7,058	

--	--	--

(款) 3 繰入金 (項) 1 一般会計繰入金

(7)

歳出

(款) 1 総務費

(項) 1 総務管理費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源		
				特定財源		
				国府支出金	地方債	その他
1 一般管理費	100,378	7,058	107,436			7,058
計	100,378	7,058	107,436			7,058

歳出合計	6,255,290	7,058	6,262,348			7,058
------	-----------	-------	-----------	--	--	-------

(単位：千円)

内 訳	節		説 明
	区 分	金 額	
一 般 財 源	12 委 託 料	7,058	後期高齢者医療業務一部委託料

--	--	--	--

(款) 1 総務費 (項) 1 総務管理費

